

秋田県公文書館

研究紀要

第十九号

講演録

「青森県の歴史資料所在調査について」 ……………石塚雄士… 1

「岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業 ……………佐藤隆… 15

昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について

— 本庁事務部局内部機関 — ……………柴田知彰… 35

絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について

……………太田研… 55

公文書館の利用者サービス向上をめざして

……………鍋島真… 68

資料紹介

「郡方見回役加勢勤中日記」（文政七年） …………… 78

彙報

平成25年3月

平成二十四年度市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議 基調講演（十一月二十一日）

青森県の歴史資料所在調査について

講師 青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ主査

石塚雄士氏

はじめに

青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ近世部会の石塚と申します。青森県の歴史資料所在調査についてお話しさせていただきますが、参加者名簿を拝見したところ、現用公文書の管理の方、そして文化財等の歴史資料管理の方、どちらもご参加のようです。歴史資料の管理に関しては調査の実際についてご説明しますが、既にご存じの方も多いと思います。また、資料の保存に関してもお話しさせていただきます。この件に関しても詳しい方がいらっしやると思いますが、青森県の事例としてお聞きいただければと思います。

はじめに、私の所属は環境生活部県民生活文化課の県史編さんグループですが、環境生活部は県民生活文化課と環境生活課、それに青少年・男女共同参画課、県境再生対策室、自然保護課、原子力安全対策課と六課で構成されています。今「おやつ」と思われたでしょうが、環境生活部の中で文化関係の課は県民生活文化課一課のみで、あとは環境問題がメインです。例えば、県境再生対策室という

部署では、青森・岩手県境の田子町たごに、平成八年頃同町に産業廃棄物が不法投棄されたという事案がありまして、現在撤去作業等を進めているのですが、それを担当しています。ですから「県史関係がなんで環境生活部に所属しているのか」と思われるのですが、とりあえず県民生活文化課に、生活ということで文化振興関係と、さらに文化の一環として県史編さんグループが入っております。

私は県史編さんグループには、今回三度目の配属です。近世部会、すなわち江戸時代を担当しております。最初、平成八年度の事業立上げ当初に非常勤嘱託員として県史編さんグループに一年間お世話になり、その後正職員として



採用され、県民生活文化課の前身である生活文化課に三年間居ました。次に五所川原の県税事務所に行った後、県史編さんグループに二度目の配属となりました。その後、青少年・男女共同参画課に異動して青少年関係の条例を担当し、次に原子力安全対策課で総務を担当しました。そして今年度の人事異動の結果として、県史編さんグループに三度携わることとなりました。私も一般行政職なので広い分野を回っています。

本日は県史編さん事業における歴史資料調査の実際、また事務を遂行する上での問題について御参考にしていただければと思い、今回基調講演をお引き受けしました。

一 青森県史編さん事業について

1 事業の開始まで

では、青森県史編さん事業に関する話から始めます。まず、県史編さん事業の開始までですが、旧『青森県史』は大正期に編さんされたもので非常に古くなっていたため、昭和の終わりから平成初めにかけての時期、最新の歴史研究の成果を取り入れた新たな県史を求める声が研究者を中心に高まりました。県民の中でも歴史に興味ある方にとつては、大正時代の古い県史しか無いため新県史を編さんすべきという意識がありました。また、県内の企業が文化活動の一環として小規模な県史の作成計画を立てていました。これは銀行ですが、その当時の頭取が非常に文化活動に熱心で、また弘前藩の家老の家の御当主だったこともありです。その話があつてから、や

はり県史は県が主体となつて編さんするべきという県内研究者、すなわち大学の先生方（青森大学の前学長や歴史学の先生）の働きかけがありました。その頃、十三湊遺跡や三内丸山遺跡の発掘調査が行われている最中で、かなり大規模な発見等があり騒がれた時代でもあります。ちょうど良く県史編さんに向けた気運が高まつた時期でした。

2 事業開始から現在まで

平成六年度、右のような事情もあり、県史編さん実行にはどれくらいの規模の予算が必要なのかということで、企画部の広報広聴課に事業立上げの担当を設置しました。二年間調査を行つて、平成八年度に事業を開始し、企画部に県史編さん室を置きました。当初計画では、事業は平成二十三年度に全五〇巻で終了している筈でした。しかし、その後、地方交付税が平成十五年度に減額になる等で計画の見直しが行なわれ、現行計画では平成二十九年まで、つまりあと五年で終了し、全三六巻になる予定で進んでおります。昨年度（平成二十三年度末）で第二四巻まで刊行が済んでいます。あと一二巻で終わりとなります。

3 事業の性格

新『青森県史』は、戦後に行なわれた都道府県史編さん事業の中では最後発となるものの一つです。ほかに、新都道府県史を編さんしていないのは、奈良県、東京都といった状況です。最後発の部類だった青森県は、逆にそのお蔭で様々な面において先行する自治体史を参考にすることができました。もちろん『秋田県史』も参考に

しましたし、岩手県のは少し古いですが、仙台市その他の自治体史も参考にしています。

全体構成も考古・歴史の分野にとどまらず、民俗・文化財・自然の分野を含む総合的なもので、編さん体制もそれに応じたものとなっています。関わった先生方は、各分野総て集まると一〇〇人を超える体制でスタートしています。

二 青森県史編さんの体制について

1 青森県史編さん委員会

青森県史編さん委員会が組織の頂点にあります。県知事を会長として県史全体の編さん方針等について話し合う委員会です。県内のいわゆる有識者を委員として設置され、実際の編集に携わる組織はその下にぶら下がる形となっています。その組織が、次に紹介する企画編集委員会と専門部会です。

2 企画編集委員会・専門部会

実際の編集レベルにおける全体の統括のため企画編集委員会を設置しました。この委員会の構成員は、大学の先生方など実際に県史を執筆される方々です。この下に、当初、考古・古代・中世・近世・近現代・民俗・文化財・自然の八つの専門部会を置き、企画編集委員会は各専門部会の部会長を兼ねる形で動いていました。ただ、現在は、自然編と資料編古代の刊行が終了したため、自然部会と古代部会は解散しています。通史編は、平成二十九年度に三巻刊行するのですが、これに向けて通史部会が設置され、現在は七専門部会

の体制です。

次に、企画編集委員会の下の各専門部会についてですが、実際の資料調査・整理及び執筆・編集はこの部会が単位であり、部会所属の専門委員等、具体的には大学の先生や研究者、高校の先生、青森県立郷土館の職員等が作業の主体になります。各部会は、大体一〇人弱の人数です。部会の構成は、数名から十数名の専門委員に、各部会の推薦によるメンバーを加えた形です。推薦によるメンバーは、まず調査・編集への助言・指導を行なう特別専門委員であり、具体的には入間田宣夫先生や遠藤巖先生などかなり名を知られた大学名誉教授の方々です。次に、特定の分野の調査・執筆を担当する調査研究員であり、大学院生や高校の先生、郷土史家など各分野に詳しい方をお願いしています。右の推薦メンバーに参加してもらい、各部会で担当箇所を執筆してもらっています。

3 県史編さん事務局

県史編さん事務局の構成は、職員五人、非常勤嘱託八人で各専門部会を担当し、資料調査・整理、編集・刊行における連絡調整や委員の作業補助、諸々の事務を処理しています。事業発足当初は、職員一四人、非常勤嘱託一〇人であり現在の倍以上の規模でしたが、途中で組織見直しがあり、このような形になりました。事務室の隣に作業室があり、作業はここで行っています。

4 その他

①市町村推薦調査研究員

現在はないのですが、市町村推薦調査研究員という制度もありま

した。これは、当該市町村内の資料所在状況等に係る情報提供や、地元の所蔵者等との調整等を行ってもらうことを目的として設置されました。調査研究員は県史の執筆者以外の方々で、地域で長くいろいろな研究をしてきた郷土史家の方などを市町村から推薦してもらいました。調査研究員が持っていた古文書の所在情報、所蔵者との人的つながり等を活用しました。現在は、調査成果を書籍として刊行し、調査の段階を終えたことから本制度は廃止しています。ただ、調査研究員を頼んでいた縁で、現在も地域の古文書発見に関する情報を時々電話などで提供してもらっています。また、個人的研究のまとめ等もいただいたこともあります。

②市町村県史担当部局

毎年度、各市町村で県史編さん事業に関してどの部局または職員が窓口となるかを照会しています。大部分の市町村では、文化財を担当している部局が県史関係の窓口になっています。現用文書を扱っている課が窓口になることはあまりありません。具体的には生涯学習課等で担当するケースが多いです。こちらで地域調査に入る時には、その市町村の県史担当部局に事前に声を掛けています。

三 青森県所在の文献資料

1 概要

青森県内には中世以前の資料は、ほとんど残存していません。中世の大名は安東氏と南部氏ですが、南部氏は盛岡、安東氏は福島の上三春に行つたため、青森県内には資料がないという状況です。

近世、すなわち江戸時代の資料は、藩庁所在地にほとんどが所在しています。弘前藩の資料は弘前に、盛岡藩の資料は盛岡に、斗南藩と七戸藩は後からできたので資料があまり残っていません。八戸藩の資料は八戸にあります。次に藩主家の資料ですが、弘前藩は津軽家、盛岡藩と八戸藩は南部家の資料になります。津軽家の資料は、弘前の市立図書館と東京の国立国文学研究資料館に大部分所蔵されています。南部家の資料は、盛岡にある岩手県立図書館ともりおか歴史文化館に大部分所蔵されています。八戸では八戸市立図書館に所蔵されています。南部家はこのような状況であり、また津軽家は戦国期以降の新興勢力なので中世以前の資料がありません。

また、近世の資料でも各藩から県庁に引き継がれた文書があります。青森県ができた時の行政文書ですね。それらは県立図書館に移管されましたが、昭和二十年七月二十八日の空襲で図書館が焼けました。藩庁文書は全焼を免れましたが、戦後間もなく県庁に移したところ、火災に遭い焼失しました。そのため、ほとんど残っていない状況です。明治期に各藩から青森県に引き継がれた文書は、ここで失われた形です。ですから、資料の残存状況は結構厳しいと言えます。

2 主な調査対象となる文書

では、右のような資料残存状況下でどのように調査したかですが、各藩の藩士家に伝来した文書を対象にしました。もちろん藩士は城下町に集住していましたが、自分の給地に移るか明治以降に転居などして、県内外に文書が所在しています。意外と藩士の家にまだ文

書が残っているようです。

次に、商家に伝来した文書ですが、青森県の鱒ヶ沢、青森、八戸、田名部（現・むつ市）などに港があり、結構商売をしていた家がその近辺にありましたので調査に行ってみました。そのほか、名主・肝煎や豪農家伝来の地方文書があり、さらに古い神社にも文書が伝来しています。このあたりまでが第一次の調査対象です。

郷土史家等の収集文書については、昭和三十年代ぐらいまでは彼らが文書を持っている家に行つて収集した例もありました。そうしたなかで家が代替わりし、家族から資料の扱いをどうすれば良いか相談されることがたまにあります。また、古紙回収業者を営んでいた方が、旧藩士の家で蔵を壊す際に文書が出てきて、古紙回収に出すところ資料的価値を認めて保存しておいてくれた例もありました。これは、現在、弘前の市立図書館に結構大きな文庫として所蔵されています。このような幸運な事例もあります。まだまだ知られていない部分もあるのだと思います。

そして他地域への流出文書ですが、これらは資料所蔵者の代替わりの際、古本屋などが入ることで外部に流出したりします。今でも古本屋から「青森県関係の資料が出たから購入しないか」といった電話が来たりします。また、コレクターであり古美術商でもある県外の方からも、「これはどうも青森県関係の資料ではないか、ちょっと見てくれないか」といった連絡が来たこともありました。県史編さん事務局で買える資料は購入していますが、購入に至らなくとも情報があれば極力現物を見に行つていきます。

なお、明治初期に旧藩の文書管理がずさんになった際に流出したものもあります。弘前藩の事例ですが、旧藩で日記方を勤め、城中の文書蔵で明治十年代まで藩庁日記（御国日記三三〇〇冊、江戸日記一五〇〇冊）を管理していた方がおりました。旧藩時代には、様々な帳面を集めて書き写し藩庁日記を作成していました。書き写しの役人だった方は文書蔵にずっと居て仕事を続けていたらしく蔵中の文書に精通していて、明治の頃、旧藩の事を知りたい人が訪ねてきて「このような文書はないか」と聞くと、蔵から持つてきて貸し出すことがあつたようです。たまに古本屋などから「なんでこれがここにあるのか」と思う資料が出てきますが、その際に流出したものではないかと思つていきます。

四 県史編さん事業に係る資料調査

1 目的

事業の目的は、県内の歴史資料の存在を明らかにし、分類・整理して記録することで、県民共通の財産として、県史の編さんに資することです。これは県史編さんの大前提です。これを元に調査を行つていきます。

2 期待される効果等

期待される効果等としては、まず、歴史資料の存在を明らかにし、分類・整理することで、その後の研究に資することが挙げられます。次に、記録することで、亡失や毀損への備えとなります。最近多いのですが、災害、地震で蔵が倒壊した、津波で流されたといった例

がありますね。写真などに撮影しておけば、災害で失われても「このような資料があつた」という記録が残ります。保管状況が改善され、劣化の進行が軽減されることも挙げられます。これも、蔵の中に入っている状況よりは、調査の際に中性紙袋での保存や劣化防止処置がある程度しますので効果がありません。そして、資料所蔵者と関係を持つことで、資料の散逸等がある程度抑止されます。御当主がお亡くなりになった時など、資料をどう扱うか相談をいただけることがあります。

このように、期待される効果を四点ほど挙げさせてもらいました。

3 調査の流れ

①資料所在情報の提供

ア 市町村推薦調査研究員から

編さん事業開始当初、市町村推薦調査研究員から、担当市町村内の資料所在に係る情報を提供してもらいました。市町村推薦調査研究員は、各市町村史の編さんに関わった人が多く推薦されていたため、当該市町村内の資料所在に係る情報を結構多く持っていました。

イ 資料所蔵者本人から

県史編さんは八〇年ぶりということで、当初非常に話題性があつたため、マスコミ等に何回も取り上げてもらいました。そのため「県史が始まった」ということだけは資料所蔵者におぼろげにでも記憶され、「蔵を壊したら文書が出てきた」「神棚から何か出てきた」など情報を提供してもらうことができました。

また、県史編さん事業という窓口が出来たことから、県庁に電話

が掛かってきた時も、「古文書」と言うと電話交換手の方ですぐに県史編さんグループに回してもらえようになりました。そのように、資料所蔵者からの取り扱いについての問い合わせ等が集まりやすくなっています。窓口があるという利便さは、県史をやってみて初めて実感しました。以前は電話で県史関係の情報提供があると青森県立郷土館に回されたりしていたのですが、事業が始まった後は直接電話が来るようになりました。

ウ 資料所在市町村から

市町村から情報提供されることも、もちろんあります。市町村で資料の所在調査をできれば何も問題はありません。例えば、青森県では青森市が市史編さん事業を行っているのです、その延長線上で資料の所在調査が可能です。これに対して、資料の所在調査ができる部局が無い市町村では、単独では調査できません。

この場合、県史編さんグループに相談の電話が来る必要があります。市町村単独で資料所在調査ができない事情は様々あるのですが、まず調査担当となる部局の人数が足りないことが挙げられます。また、担当職員の専門が違うといったケースも挙げられます。青森県の場合、自治体の文化財担当者は考古学が専門の人が多いため、くずし字が読めないなど文献資料の調査や整理等は必ずしも得意ではないという事情があります。そのような事情で、県史編さんグループに助力を仰ぐ相談が来ることもあります。

自治体史編さん中の自治体においては、執筆者が県史と共通している時は、資料所在調査の際に県史編さんグループに連絡が来るこ

とがあります。

このような場合、市町村との合同調査を実施することもあります。県史編さん事業は、各時代の専門の研究者が集められているゆえ情報も集まっております、文献資料の調査や整理等の経験も豊富ですから、ご対応できます。また、研究者リストを持っているのと同じですから、調査に必要な人手を集めることも比較的容易です。

②資料の性格及び伝来経路、概数確認

ここから具体的な調査の流れに入ります。既に資料所在調査を実施している方には、いまさらの話で恐縮ですが青森県の事例としてお聞きください。

まず、調査計画作成のため資料の年代・性格・数量を把握します。何時代の物か、誰が持っていた物か、点数はどれくらいなのかを明確にしておかないと、調査に従事する人数を決められないためです。

次に、資料が作成された地域と扱っている分野等を考慮してメインの調査者となる専門委員等を選定しますが、例えば弘前の資料であれば弘前に詳しい委員、八戸の資料であれば八戸に詳しい委員を選んで、あとは点数で従事人数を見積もります。一〇点ほどであれば一人、一〇〇点ほどであれば三人と見積もっています。

そして、現在の所蔵者が原所蔵者か否か、つまり、元から資料を持っていた人か、あるいは貰うか買った人かを明確にします。原所蔵者、元から資料を持っていた人であれば、資料作成者の職業を把握します。例えば、藩士だったか、村役人だったか等ですね。原所蔵者以外であれば、誰から貰ったのか、どこから買ったのか、入手

経路と経緯を把握します。しかし、右の情報なかなか確定できないこともあります。その場合は、必要に応じて事務局が予備調査を実施しています。これは、所蔵者のところに行つて話を聞き、資料原本を見せてもらう形で行っています。

その上で、調査をどのように行うか計画を作成します。

③調査計画作成

調査実施に計画作成を要することは当たり前なのですが、調査期間、点数、調査場所の面積、所蔵者の都合等を勘案して作成します。場所等の制約が大きい場合は借用も検討しますが、資料は原則として所在地の場所から動かさないようにして調査を行います。個人のお宅で資料が大量にあるという場合は、さすがにその場所での調査は無理であり、所蔵者の方と話し合つて資料の借用及び借用期間を決めます。

次に、調査従事者の人数と構成ですが、メインの調査者と専門委員、調査研究員を選んで決定します。一方、事務局は典籍類（刷り物）の整理や資料撮影等の補助的作業に従事します。その場で先生方から「これを写真に撮つて」と頼まれたら撮影するわけです。そのような補助的作業で必要人数を見積もります。基本的には事務局が補助で、先生方の人数を資料の点数によって決定することになります。

撮影等の記録方法ですが、調査時間が短ければ全部は撮影せず、手軽に撮影できる資料だけで済ませます。調査時間を長く取れる場合であれば、マイクロフィルムで手間をかけて撮影することもあり

ます。

④ 調査実施

資料所在地における実際の調査の流れですが、まず点数の確定をします。これは基本中の基本です。

しかし、点数をはつきり区分できる資料であれば確定は容易ですが、手紙類などまとめて一束になっている資料もあります。実際に文書を見た方は良く分かると思いますが、右のようなものは調査時間が短い場合、一括して「○○関係」一点という形で数えることもあります。後で時間があれば、一括したものを一点ずつに分けて点数を数え直すこともあります。

次に、資料名の付与、調査カードの作成、資料の封筒詰めに進みます。まずは、専門委員の先生の担当作業です。簿冊など表紙に標題の書いてあるものはそれが資料名になるのですが、例えば手紙など内容を読まないで資料名を付けられない物があります。そうなるど事務局の職員では手が出ません。そこで、先生方に「誰々の書状」など適切な資料名を付与してもらい、調査カード及び封筒に所要事項を記載してもらいます。そして、カードと資料を封筒詰めしてもらった後、ここから先は事務局に渡ります。

事務局は封筒を渡されたところで、資料に仮番号を付与します。資料名・形態・年代等で大まかに分類するのですが、大きな変更がなければ封筒を渡された順番にして仮番号を付与することもありません。カードと封筒に同じ番号を付けた後、カードだけを抜きます。そして、資料の撮影ですが、その場で撮影する場合は仮番号も写し

込みます。撮影したものは、カードと封筒にその旨を記載します。

次に、封筒詰めした資料は、段ボール箱等により長期保管可能な形に整理します。段ボール箱は、概ね資料の点数に応じた数を持つて行きます。事務局では、折りたたみ式箱のワンタッチで広がるものを用意しています。これに封筒詰めした資料を、その場で入れていくわけです。封筒は特に指定して作成した中性紙製のものを使用し、段ボール箱には調査日・調査者（青森県史）等を記入しておき、長い間置いてもそれほど劣化しないようにします。ここまでは、現地での調査です。

⑤ 調査後の処理

資料を事務局に持ち帰った後は、正式な資料番号を付与します。持ち帰った調査カードは、現地で作成したため不備もあります。そのため、後で詳細に検討のうえ分類し正式な番号を付与しています。しかし、現在は仮番号のまま管理することが多く、調査カードの内容をパソコンでリスト化しています。パソコンであれば、仮番号が甘く付与されていても、検索がほぼ可能だからです。現在は右のような手間を掛けない方法で処置しています。

次に、調査カードの内容をパソコンでリスト化します。このリストは、県史の最後に「収録資料リスト」を付けますが、これを作成するための基礎データとなるものです。リスト化作業には、データベースソフトを使用していた時期もありましたが、現在はデータの取り扱いが簡便で委員等にも提供しやすい表計算ソフトを使用しています。私が最初に県史編さんグループに配属された平成八年当時

は、パソコンの性能がまだ低く、長い表を作成すると時間が掛かり、読み込み途中でデータが飛ぶこともありました。現在は性能が向上したため、表計算ソフトで大概のことは処理できるようになりました。

パソコンでリストを作成し整理を終えた後は、リストと写真等を関係者へ送付します。関係者とは、資料所蔵者と情報提供者、そして関係委員です。調査に行った先の市町村の方にも、リストと写真等を送付します。デジタルカメラ等複製の容易なものは、CD、R等に複製して送っています。マイクロフィルムで撮影した情况等、複製が困難な場合は、リストのみの送付としています。また、資料を借用した場合は返却します。

4 市町村と共同調査する場合の役割等

①市町村

市町村の場合、資料の周辺情報、つまり「資料所蔵者の家はどのような家か」の情報を持っていることもあるので、これを提供してもらっています。また、地元の人ことは地元の人と話をした方が早いので、資料所蔵者との調整をお願いします。調査実施時には、市町村の職員にも資料所在調査のやり方を覚えてもらうために、補助してもらったことがあります。

②県史編さん

県史編さんグループ側では、資料所蔵者との調整、調査実施時の撮影等の補助のほか、調査実施者の確保・調整を行ったり、調査結果のまとめを市町村に提供したりしています。

五 調査・保管に係る課題等

1 資料調査に係る課題

ここからは、私が資料の調査や保管に関して常々課題とと思っていることをお話しします。

最初に資料調査に係わる課題ですが、資料所蔵者から直接情報提供があつた場合、「当該市町村へどのように情報提供をしていくのか」という問題が一つあります。例えば、当該市町村が自治体史を編さんしているのであれば、「県史に電話でこのような情報が来たので、一緒に調査に行きませんか」と連絡するのですが、自治体史をやっていない場合は、市町村のどの部局に話をすれば良いか悩みます。当該自治体が資料を積極的に収集している場合や、県史編さんグループの調査員が入つた際に重要な発見があつた場合は、スムーズに情報提供ができます。しかし、そうでない場合は、市町村との情報共有が十分になされているとは言いがたく、県史編さんグループ側にとつて反省点となっています。

以前は、資料所在目録を刊行していましたが、平成十五年度に事業が縮小されたため、予算等の事情により取り止めました。そういうことで毎年、目録という手段で調査成果を市町村へ定期的に還元していたのですが、現在はできなくなっています。リストなどを市町村に送付してはいるのですが、市町村側が忙しかつたり、また担当が不明確であつたりして、そのままにされた例が実際にあります。これも県史編さんグループ側には反省点です。市町村側からすれば、適切な情報提供が要望になるかと思えます。

2 資料保管に係る課題

① 収納スペースの問題

資料保管に関して、青森県の県史編さんグループではかなり苦労しています。青森県史では、現地での資料保存を原則としています。なぜかという点、収納スペースが、現在、全くないに等しいからです。そのため、現地で資料所蔵者に管理上の注意を伝え、虫害がないように定期的に防虫剤を入れ替えてもらっています。そのような注意点を伝えて、なるべく劣化や物理的破損を軽減してもらいながら保管をお願いしている状況です。

県史編さん事業用の資料保管庫には、独立空調や床補強等の設備を備えた部屋を庁舎内に一室確保しています。県史編さんグループが現在入っている庁舎を建てる時に専用につけてもらいました。ただし、非常に手狭で、資料は隙間を詰めて保管しています。県史編さん事業があと五年で終わるとは言え、現在のペースでは収集資料全部が収納できるかどうか、ぎりぎりの状況です。

ただし、資料所蔵者から諸事情により保管の継続が困難である旨の相談があった場合は、当該資料群と関係の深い市町村に情報を提供し、受け入れを打診しています。これも市町村に郷土資料館などがあれば良いのですが、ない場合にはお願いしても駄目なことがあります。なるべく資料を地元から外に出さないことを考えております。

もちろん市町村にも事情があるので、現地保存が困難な場合は、収納スペースがある県立郷土館や県立図書館等の資料収蔵機関と相

談して最終的な受け入れ先を決定しています。とにかく県外には流出させないようにしています。

県史編さんグループに資料保存をお願いされることもあります。しかし、段ボール箱詰めで収蔵庫の中に積んだままにしておくのは寄贈寄託者に対して申し訳ないため、基本的に受け入れていません。青森県には公文書館がないので、文書を収納できるのは県立郷土館と県立図書館しかありません。

② 劣化の問題

県史編さんグループでは寄贈寄託資料をあまり受け入れないようにはしていますが、古本屋から資料が出た場合、緊急避難的に購入していますので劣化の問題が重要になってきています。

県史編さんグループでは、基本的に資料の修復はしていません。背景には技術的及び予算的事情、その他いろいろな事情があります。そのため劣化対策は、修復よりも予防がメインになっています。

近世期もしくはそれ以前の文書の劣化は、虫損や水損等による物理的破損が多い状況です。近世の文書の場合、和紙であり意外と強いので、一部には状態の悪いものもありますが、虫損や水損さえ予防すれば大体保護できるのではないかと思います。これに対して、劣化防止が今後問題となってくるのは近現代の文書です。特に一九七〇年代以前の文書の多くは酸性紙を使用していたため、用紙そのものが触っただけで崩れる状態になる危険性があります。

近現代の文書で非常にたちが悪いのは、ホチキスの針とクリップです。これらが付いていると、文書を傷めることおびただしく、鏽

によつて紙と紙が貼り付き、剥がせなくなつたりします。さらに酸性紙の場合、無理に剥がそうとすると、その箇所から一気に崩れたりします。

また、インクも日に当たるとどんどん薄くなります。ブルーブラックのインクは強いようですが、普通の黒インクや赤インクは日光で褪色します。特に赤インクで書かれた文字はどんどん消えていきます。

この他、図面などで使用されたジアゾコピー（青焼き）も日光に当たると褪色します。さらに一九八〇年代後半から出た感熱紙ですが、ワープロ文書に結構使用されました。これも普及が進んだ頃には、経年劣化による褪色で長くは保たないことが分かり、コピーしたものを綴じ込むようになりました。しかし、初期の頃は感熱紙自体を綴じ込んでいます。青森県の場合も、このような例が結構あります。感熱紙は五年くらい経つと見事に文字が消えてしまします。一〇年保存文書でも、感熱紙が綴じられ中身が何も読めないことも間々ありました。県史の対象範囲で要注意はジアゾコピーまでですが、現用文書にはかなり危ないものがあります。

次にフィルム類ですが、余り劣化しないと考えられていますが、実際は湿度調整が悪いとすぐにカビが発生します。この他、「ピネガーシンドローム」による劣化があります。これは昔から問題視されていたことで、知っている人は知っていますが、古いフィルムがパリパリになって崩れていく現象です。フィルム材質のプラスチックが酢酸か何かで劣化し非常に脆くなるためです。これも、フ

ィルムを中性紙製の帯などで巻けば防止できると言われています。フィルムは劣化に強いと言われていても、必ずしもそうではないようです。

各種記録媒体、特に磁気記録媒体、CD・Rなどにも問題があります。現在では、紙媒体よりもデジタル媒体の方が、容量も大きくなり、使用機会も増えてきたため、県史編さんグループでも受け入れています。しかし、テープやディスクを形成する物質、つまりプラスチックが劣化します。また、磁気記録媒体の磁気も劣化します。一〇年前のフロッピーディスクが現在読めるかという点、意外と読めないどころか、かなり消えています。CD・Rについては、広く使用され始めたのが二〇年ほど前で、今後どのような形で劣化していくのか良く分かっていません。最近の新しい記録媒体は、保存性について情報の蓄積がまだまだ少ない状況です。ですから、CD・RやDVDに保存してあるから大丈夫と考えるのはちよつと危険かな、と個人的に思っています。

3 収集資料の公開・活用に係る課題

収集資料の公開と活用をどうするかは、青森県史編さんに特有の課題です。公文書館など収集資料の公開・活用を持っていれば何も問題は無いのですが、持っていない県では問題が出てきます。青森県の県史編さん事務局は、基本的に資料の公開機能を持っていません。なぜかと言うと、事業と資料収集の目的として資料所蔵者に話しているのが「県史編さんのため」だからです。資料所蔵者には、写真を撮影するといった目的外利用は説明していないので「勝

手に公開した」と言われてしまいます。公開を目的としていないため、公開体制が構築されていないわけです。

とは言え、「県史で使った資料を当方でも使いたい」という希望が出てきた場合、「青森県史編さん資料等取扱要綱」という内規に従って、目的外利用の形で申請の都度、個別に処理しています。「県史に掲載された写真を当方でも転載したい」「テレビ放送で使いたい」などの申し出があれば、県史編さんに支障がない限り許可しています。人権等も勘案して、許可の可否を判断しています。そして使用希望者には、原資料所蔵者に対して転載する事情を説明した上で、県史に掲載された写真を使用する許諾を得るようにさせます。

①記録媒体の再生機器の問題

記録媒体を所蔵していて公開する場合、再生可能かどうかで、実は既に問題が発生しています。資料が記録されている媒体は非常に多様化し、世代交代も激しい状況です。民俗芸能を撮影した八ミリビデオやVHSビデオなどは、現在では、ビデオデッキすらなくなってきたので、テープは残っていても再生手段がない事態になるわけです。オープンリールテープについては、民謡が録音されているのも「再生機器を既に捨ててしまった」「県史編さん事務局も持っている」などの状況です。八ミリや一六ミリフィルム等の再生機器も、昔は視聴覚室にあったものですが、県史編さん事務局では持っていません。また、フロッピーディスクドライブやテープドライブについても、再生機器の問題があります。現在のパソコンでは、

三・一インチのフロッピーディスクを再生できない機器が増えていきます。それ以前の五・二五インチや八インチの大きなフロッピーディスクになると、再生機器はまずありません。ごく一部の人が持っているだけです。「このフロッピーディスクに入っているんだよ」と言われても、どうにもならない状況がこれから出てくると思います。古い再生機器の部品等が調達できないと、現在収集した資料も再生できなくなります。

実は、県史編さん事務局では資料を撮影したマイクロフィルムを相当所蔵しています。ただ、マイクロフィルムを読むリーダーが非常に古いものしかなく、故障した際に取り換え用の部品がありません。新しいリーダーも持つてはいるのですが、古いリーダーは買い替えもできず困った状況になっています。

②電子ファイルの取り扱い環境の問題

電子ファイルについて、それを取り扱うことが出来るソフト等がなければ、何も用が足らないことは日々実感されていることです。「昔のエクセルファイルだから読めるはず」と考えていると、ファイル自体は生きていても現在のパソコンで再生できず「あれっ?」と驚くことになります。また、役場間でワープロ文書をやりとりする場合、ワードしか使わない役場と一太郎しか使わない役場では支障をきたすことがあります。最大の問題はワープロ専用機で作成した文書に関してのことですね。また、メインフレーム上の電子的記録については、基幹業務なのでパソコンを新しくする際に移行されるはずであり、そのまま放置されることは無いと思うのですが、問

題の一つとして一応挙げました。

③記録媒体の取り扱いスキルの問題

機械等があつても、それを使える技術を有した人間がいなければ活用できません。使用される機会の少ない媒体は技術が伝承されづらいわけで、実際、県史編さん事務局でもマイクロフィルムリーダーを使えない職員がいます。リーダーの使用方法はそれ程難しくはないのですが、ちよつとしたコツがあるので、長い間触っていないと使い方を忘れてしまいます。また、昔、私も研修を受けて一六ミリ映写機を使ったことがあります。今、「一六ミリフィルムと映写機があるから映して見せてくれ」と言われたら、「一〇年いや二〇年前に研修を受けたきり」と答えるしかありません。古い記録媒体と再生機器があつても、それをすぐ公開できるかどうかは非常に大きな問題です。

県史編さん事務局に長く勤めていれば別ですが、機器を一通り使えるようになった頃には他の部局に異動して居なくなるわけです。マニュアルを整備しておけば良いだろうと思われませんが、実際に使つてみると操作法は覚えられないものです。これは、県史関係ばかりの問題ではなく、古い再生機器を持っている所すべてにとつて問題になると個人的に思っています。

まとめですが、紙資料以外の資料については、互換性や再生できる技術がある間に、再生可能な代替物を作成する必要があるのではないかと個人的に感じています。例えばDVDにしても、いつどうなるかわかりません。替りになるものは何か。電子ファイルであれば

ば、すぐに使えなくなることはないので、再生できる間にきちんと情報を他の記録媒体に変換しておけば良いわけです。他媒体に変換できないように作られた電子ファイルはまずありません。変換できるようにする技術は、必ずどこかで作つてくれます。

その際生ずる課題ですが、膨大な情報をどうやって他の記録媒体に変換するのがあります。変換作業には、予算も人員も時間も掛かります。何に変換したらよいでしょうか。つまり、「新しい記録媒体が出たから今度はこれに変換する」ということをどこまで繰り返すかです。そして、全部の情報を変換することが無理となつたら、何を変換して残しておかなければならないかを判断しなければなりません。これは、紙媒体にも共通の課題として挙がってきます。記録媒体の変換に関しては、今後、私が退職する頃までには、間違いなく大きな課題になっていると思います。

このように考えると、紙が一番安全に保存できる記録媒体とされます。紙であれば、再生機器は要らず、灯りがあつて文字が読める環境さえあれば使用できます。私が県庁に入った当時はOA化が大変進んでいて、「紙はもう駆逐されるんだ」「ペーパーレスになるんだ」と一部で言われていましたが、実際のところは紙の文書がどんどん増えています。パソコンで簡単に文書を作成できるようになったため、これを印刷した結果、以前よりも紙文書が増えたわけです。今後も紙文書が無くなるまいだろうことを実感しています。紙で見せられるのであれば、それが一番手軽で確実だろうと思います。

六 今後の収集資料について

県史編さん事業で収集した資料ですが、事業が平成二十九年度に終了しますので、どこかに移管されることとなります。事業が終われば、県史編さんグループも解散され、事業予算も平成二十九年度までしか付きません。これを延長すると、新規事業を立ち上げることとなります。現実的には、公文書管理法が公布されたので、現在、青森県で県立公文書館の設置を検討しています。県立公文書館が設置されれば、そこに県史編さん事業で収集した資料が移管されるのではないかと思っています。県立公文書館の所管は、総務部総務学事課です。文書課に昔の学事課がくつついた形のところです。学事課は、私学助成関係を扱っていました。

このように、青森県では、収集資料をどのように扱うか、はつきりしていない状況です。なんといっても、公文書館の設置場所がはっきりと確定していません。現在のところは、情報公開室と県史編さんグループが収集資料を扱う場所になるのではないかと思いません。

加えて、資料は公開を前提として収集していないので、収集資料のうち購入したあるいは寄贈されたもの以外は、扱いを原所蔵者に確認することとなります。「公開しては困る」と言われることもあります。また、歴史資料に係る照会、例えば「江戸時代のこういう資料はないですか」との照会が来た時に対応できる人員を配置できるかという問題があります。総務学事課の担当は基本的に現用文書なので、現在の公文書に関する照会には回答できません。しかし、

公文書館ができた際に、現用文書担当の職員だけが配置されれば、歴史的文書を所蔵していてもその内容に詳しい人間が居ない状態になります。これは、青森県の内部の事情でもあるので余り触れられませんが、今後どのようにするのか疑問があります。なんとかしなければならぬという当然の課題があるということでご理解いただければ良いと思います。

おわりに

青森県の歴史資料調査についての実例と事業で資料を扱う際に課題となっている点等をお話しさせていただきました。また調査の実態についてはあまり問題になつていないことはありませんが、資料の保管や活用等に関しては解決すべき問題が山積していると感じています。青森県に特有の事情もあるので、秋田県の皆様にはあてはまらない点もあるかと思いますが、ご参考にしていただければと思います。本日お集まりの皆様のご活躍と秋田県公文書館の益々のご発展をお祈りしまして本日の基調講演を終わります。

「岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業

佐藤 隆

はじめに

岡本元朝及び「岡本元朝日記」（以下「元朝日記」）については、元禄・宝永期の秋田藩の修史事業に関連して、すでにいくつかの論考が出されている（巻末関係論文参照）。最もまとまったものは根岸論文であるが、主に「国典類抄」を基にしている。また、伊藤成孝A論文（以下「伊成A」）は本稿と同じように「元朝日記」を基にしているが、家老就任の元禄十四年（一七〇二）までしかカバーしていない。

岡本元朝の事績や岡本家及び「元朝日記」についての詳細は、伊成Aの解説を参照してもらいたい。なお、伊成Aには「元朝日記」全六四冊のリストがあるが、欠本分はほかに元禄十二年（一六九九）七から九月が欠けていることを補記しておく。

ところで、当館の翻刻本刊行事業は、秋田県立秋田図書館古文書係が行っていた事業を引き継ぎ、「国典類抄」全一九巻に続いて発刊された「御亀鑑」江府編五巻のあとを受けて、平成五年の開館以

来、「御亀鑑」秋府編二巻、「渋江和光日記」全二二巻、「宇都宮孟綱日記」全八巻と続いた。対象の年代としては、初代義宣から八代藩主義敦までの儀礼及び記録集、九代藩主義和の公譜の引証本、文化十二年（一八一五）から天保十年（一八三九）までの御相手番の日記、天保十二年（一八四一）から明治元年（一八六八）までの家老の日記と進み幕末まで辿り着いた。

現在、翻刻が終わって刊行されていない資料は、「元朝日記」以外には「北家御日記」・「野上陳令日記」ほかとなっている。このうち「北家御日記」は翻刻原稿を入力した翻刻本を閲覧室で見ることが出来るようになった（原本照合による点検作業を継続中）。

「国典類抄」につづく翻刻本の選定の際に、「元朝日記」は扱う時代が重複していたためすぐに刊行はせず、時代の連続性を優先させて「御亀鑑」以下の刊行順位を選定してきた。しかし、「宇都宮孟綱日記」に続く刊行事業を検討するに当たり、慶長・寛永期の「梅津政景日記」（『大日本古記録』で翻刻済、以下「政景日記」）とともに藩政確立期の二大資料ともいえる、元禄・宝永期の「元朝日

「記」を翻刻で提供する事に非常に意義があることから、再来年度からの翻刻本刊行事業の対象を「元朝日記」とすることとした。

本稿は、次期翻刻刊行予定の「元朝日記」についての解題を意図したものであり、元朝を中心にした元禄・宝永期の秋田藩の最大の事業であった修史事業について、「元朝日記」の記述を基に跡づけることを目的とする。したがって関係論文については、巻末に註記するにとどめ、あらためて論点の整理も行わないこととする（論文が複数ある場合は発表順にアルファベットを付けた）。

一 元禄十四年までの修史事業

元禄十年（一六九七）に始まる秋田藩の修史事業に関わる資料は、「元朝日記」のほかに、「元朝日記抄」（県A―一四四―一九）の嘉部第五の「御文書纏」、「国典類抄 前編 嘉部」（AS二〇九―一七五―三八）の「御文書取纏」がある。これらの資料に記された修史事業に関わる記事に、伊成Aの修史事業の内容をあわせて年表にしたものが表1である。左から「元朝日記」本文は翻刻文を載せ、それ以外は大意をまとめてある。「元朝日記」本文については、かなり省略したが、それでも表1からは、日記本文を見ていくと修史事業に関わる細かな記述が書かれていることがわかる。修史事業に限らず、元禄・宝永期の藩政に関する基本的な資料として「元朝日記」そのものを見ていくことの意義が、このことからわかるであ

ろう。「国典類抄」や「元朝日記抄」はあくまでも副次的な編纂物としての位置づけとなる。

そして、本節では伊成Aの対象とする範囲が元禄十四年の岡本元朝の家老就任までしか扱っていないので、比較のため便宜的にそこまでの範囲とした。

ちなみに「元朝日記」で現存している分は元禄十一年（一六九八）分を欠いているが、「元朝日記抄」には元禄十一年分が含まれており「元朝日記抄」が編纂された時点では存在していたことになる。また「元朝日記抄」には「秋田藩政序章」の印があり、藩政期に編纂されたことは間違いない。

なお、元朝日記の記述は「国典類抄」の出典に一つも採られていない。例えば、御文書纏というテーマであれば「元朝日記」が真っ先に出典となるべきであろうが、全く出典となっておらず不自然である。意図的に（例えば「国典類抄」の編纂者が元禄期の修史事業の関係を排除するといった理由等で）岡本家の資料がはずされているかといえば、元朝の孫で家老となった岡本元貴の日記は採択されている。「元朝日記」の信憑性や何らかの意図ではなく、むしろ「元朝日記」の記録としての重要性と内容の豊富さから、「国典類抄」とは別個に、しかも「国典類抄」の編制と全く同じ形で独自に「元朝日記抄」を編纂したのではなからうか。そう考えれば、「元朝日記抄」と「国典類抄」の編纂は同時期かそれほど遅くない時期となり、編纂者も「国典類抄」の編纂者と同じと考えてよいと思われる。

また、元禄期の修史事業の過程で「政景日記」はすでに記録として扱われており、元禄十二年に江戸からの仰付により三月四日に役所で浄光院（義宣）の事績について「政景日記」を吟味している。六月二十日には「政景日記」を裏打ちし表紙を付けていることがわかる。十月八日には元朝が自宅にて家譜の原稿と照らし合わせて付札をして関係箇所を書き抜いている。その後も自宅において記載された年ごとに書き抜いている様子や、境争論に関係して「政景日記」を参照している様子が読み取れる。現在欠本となっている元和九年（二六二三）分は、元禄十四年の段階ですでに欠本になっていることが「元朝日記」からわかる。

以上から、「政景日記」と「元朝日記」とが秋田藩政においても当時から重要な記録として扱われていたことがわかる。

「元朝日記」の伝来について羽生氏熟の寄贈によることから、伊成Aでは羽生氏先祖の文書所役人である羽生惣右衛門以来羽生家に伝来したものと推定している。しかし、明治初年に藩庁から県庁に文書が引き継がれる際に、個人の日記はその家に返却された例から見ると（「政景日記」は梅津家へ返却され梅津家から県立秋田図書館へ寄贈されている）、「元朝日記」も岡本家へ返却され明治になつてから県の役人であった羽生氏熟の収集により、県立秋田図書館へ寄贈されたと考えた方がよいと思われる。

さて、表1に示したとおり、伊成Aで扱われている修史事業に関する記事は、元禄九年（一六九六）十二月十五日の古文書提出命令

から元禄十四年十月十五日の元朝の家老就任まで、四二エピソードが挙げられている。しかし、それ以外に「元朝日記」にはさらに詳細に修史事業に関する記事があり、また「元朝日記抄」や「国典類抄」にもその他の記事がある。表1をもとにそれらの主なものを以下に跡づけることとする。

元禄の修史事業は、「国典類抄」によると元禄九年八月の覚と、大和田時胤と中村光得の常陸への資料調査派遣から始まるが、「元朝日記」において関連する記述は同年十二月十五日からである。

岡本元朝が修史事業の中心となるのは、翌年の元禄十年七月二十八日からであり、翌八月には中村光得と大和田時胤を調役とし、安楽院で証文や系図の調査が始まり、八月十六日に二度目の文書提出命令が出された。前年の覚との違いは、本書（原本）による提出を求めている点で、元朝の修史事業に対する方針が藩内に発せられたものと解されており、原本を臨写して作成された「秋田藩家蔵文書」の淵源もここに求められている。

それを受けて「元朝日記」には九月から十月にかけて証文の提出の記載が相次いでいる（九月は二日・十三日・十六日・二十一日・二十四日・二十六日の六回、十月は十一日・十三日・十六日・二十一日・二十六日・二十九日の六回）。十一月から十二月になると証文の提出が減り、十二月十六日には三度目の文書提出命令が出された。

元禄十一年分の「元朝日記」は現存しないが、「元朝日記抄」に

文書纏め関連の記事が八つ残されており、その内容を表2の最初に示しておいた。

元禄十二年になると、提出された証文の吟味や古い書物（「政景日記」など）の点検が行われ、五月十八日は家中の系図を名字のイロハ順に整理している。十一月二十三日には義重公の御家譜を吟味しており、家譜の編纂が始まっていることがわかる。

元禄十三年には、羽生惣右衛門以下五名が物書となり文書所が拡大された。系図の吟味や義宣以前の家譜の編纂が本格化する。一方で、八月四日には町人百姓に対して、同月二十五日には諸寺諸社を含めて（のちには山伏まで）、証文や古き書付の提出の対象を拡大した。奈良山（楢山）や亀之町・手形・保戸野などの諸士からの証文も提出された。

十二月六日には儒者の木村松軒が御文書所御用を仰せ付けられ、義宣家譜の編纂に入っていく。中村光得・大和田時胤を中心とする佐竹系図編纂チームと、木村松軒を中心とする義宣家譜編纂チームという体制が出来たと思われる。

このような本格的な文書所の体制の中で、元禄十四年にはいると一月二十九日に三度目（元朝方からは二度目）の文書提出命令が出される。「奥羽永慶軍記」（元禄十一年の自序あり）も提出されていたようであり、二月四日に「奥羽軍記」、三月二日に「一閑書物式十冊」の記載があり、修史事業の参考にされたようである。九月六日には「佐竹御系図之考所読書之記義光公より左中將義宣公迄合式

拾老冊」を役所へ持参したとあり、系図作成が先行しているとはいえ義光家譜から義宣家譜までの原型（義光から義重までが十二冊が現存、義宣家譜は十冊といわれている）が出来たようである。

十月六日の元朝の家老就任に伴い、同月二十七から三十日には御前へ提出していた証文や系図を御文書所へ戻す作業が行われており、御文書所への証文の集中管理が行われるようになった。

二 元禄十五年から正徳二年までの修史事業

元禄十五年（一七〇二）から元朝死去までの具体的な修史事業について、「国典類抄」の記事は、宝永三年（一七〇六）三月の元朝からの古系図提出の被仰聞、宝永六年（一七〇九）三月の御文書所役人の論功行賞、正徳二年（一七二二）九月の御文書所普請、以上の四件のみである。

次に詳しいのは「元朝日記抄」で、その内容は表2に示した。表2をもとに「元朝日記」本文と比較して修史事業を以下に跡づけることとする。

なお、表1では伊成Aとの比較から詳細に「元朝日記」本文の記載を跡づけたが、元禄十五年以降もそのような形で日記本文はさらに詳細な記述があることを踏まえてもらいたい、紙数の関係で表2は「元朝日記抄」の記載のみをまとめた。ただし家老就任以後は、「元朝日記」では「御文書所控に有り因不記」などの表現により詳細が

省かれている場合がある。

元禄十五年からは、証文吟味が本格化するため、それに関連した記事が増える。表2にはない記事を挙げると次のようになる。

能代御証拠帳へ自宅で印判を押す（二月二十八日）、御文書所より返された家中の証文に添えた書付を披見し「存当」を口上書にして返納する（七月十七日）、岡半之丞差出の義宣控書を御文書所で写して御会所で渡す（八月九日）、朝鮮出兵について太閤家譜と朝鮮書物の懲毖録を照合する（八月十七日）、政景日記の寛永三年の分を御文書所へ返納する（八月二十九日）、小野崎権太夫から借りた人国記を御会所で返す（閏八月四日）、秀吉公家譜を御文書所へ返納し文徳実録を拝借する（九月六日）、水戸家から借りた鎌倉草紙・同大日記・同年中行事を御文書所で写し本書を江戸へ送る（九月七日）、下山田新五郎へ義宣・義隆の御官位書付を差し出すように仰せ付ける（九月十九日）、義宣・義隆の官位等について江戸大目付衆から仰せ渡された書付を吟味して二ヶ所書き直させるよう飛脚に封をして差し上げる（九月二十一日）、久保田浪人の岩屋団齋が提出した証文と系図に相違があるため申し渡したところ訴状が提出されたため以後は御会所で支配町奉行によって吟味する旨を申し付ける（十月九日）、武士三郎右衛門から古い証文に武石と名字があるため石に改めたい旨の申し立てがあり御文書所で吟味し願の通り申し渡す（十一月二日）、御文書所から取り寄せて確認した鎌倉大草紙・同年中行事・同大日記を返し日本後記を取り寄せる（十一

月十二日）、などがある。御文書所で直接指揮している場面もあり、作成された書物はすべて元朝の吟味を受けていることがわかる。また、元朝自身も様々な資料を取り寄せ直接吟味している様子も窺われる。

元禄十六年（一七〇三）になると、元禄の国絵図作成に関する記事が頻出し、一月十五日・十八日・二十三日、四月四日・二十三日、九月十五日、十二月二十一日と続き、翌宝永元年暮からは庄内との鳥海山の境を繞る争いに伴って絵図が作られ、さらに二年の一月から二月にかけて国絵図の訂正も行われている。

宝永二年（一七〇五）一月二十日には中村光得とともに文書所をリードしてきた大和田時胤が死去し、のち元朝死後に中村光得から修史事業を引き継ぐことになる吉成藤兵衛が、宝永四年（一七〇七）十一月から御文書所役人としての活動が見えるようになり、御文書の機能も改められていく転機にあたっていた。

修史事業の成果としては、宝永二年八月十四日には義宣公御伝記八冊が御文書所から元朝に提出され、同年十二月十四日には御分流衆系図の下書七冊も出来ている。翌三年七月十八日には御分流系図十七冊が御文書所から提出されている。

宝永五年（一七〇八）十一月二十四日には、「義光様より義宣様まで之考吟味相済」、「御家中御系分之衆へ被下候御証文出来」、「御家中諸士之系図も吟味済」とある（それらは十月二十五日に江戸へ送っている）。それより前、同年九月二十一日には「御家中家々文

書御前へ被召上分又家々二所持之通実正候証拠へ御文書所印為押候而今日渡候也」とあり、証文に実正である証拠として御文書所印（青印）を押していることがわかる。十二月十九日には「御青印」という字句も見える。そして翌六年の二月二十九日には「御家中諸士家蔵証文御記録二留候通証文御判遣候」とあり、「秋田藩家蔵文書」の原型が出来ていることがわかる。三月二十七日には中村光得や吉成藤兵衛ほかに褒美が下賜され、元朝が御文書（所）支配を御免となり、中村光得も御役御免となった。

こうして元朝を中心とした元禄・宝永期の修史事業は一段落を迎えた。宝永六年のこのあとと同七年のその後の状況は表2にあるとおりである。

宝永八年（正徳元年）は表2には五・六・十月の三つの記事しかないが、そのほかに一月に御判物改に関する記事、三月には元禄十五年提出の国絵図の訂正に関する記事、七月に御苗字衆の南家と西家の座格に関して御文書所の古記録を吟味した記事、等がある。

元朝が死去した正徳二年は、七月五日に御条目が出され、鑑照院（義隆）代と徳雲院（義処）代の日記や覚書の本書の提出が命令されており、義隆家譜と義処家譜の編纂が始まっている。義隆家譜以降は、本文に様々な根拠となる資料を織り込むのではなく、編年体の本文と引証本を別個に作成する形となり、編集方針が大きく変わった。そのため収集される資料は証文の原本ではなく、「国典類抄」に見られるような日記や覚書等を対象とし、それらを参考資料とし

て羅列する形となった。ちなみに前述の通り「御亀鑑」は「義和公譜」の引証本である。

岡本元朝に始まる秋田藩の修史事業は、藩主の代替わりを機に家譜を書き継いでゆくという形で受け継がれていくことになった。

三 岡本元朝日記に見る元禄・宝永期の世相

修史事業関連以外の記事として、この時期の世相を見ることのできるトピックス的な出来事をテーマ別に表3にまとめた。

例えば、一番最初の「毛生え葉」のエピソードは、江戸旗本衆・舟越伊与守殿秘伝の「毛生びんつけ」で、「さんれん草」という草をごま油で煎じて「唐らう」を入れて練るとある。頭髮が薄くなつたという話題で盛り上がったあとに藩主から勧められたもので、藩主と元朝の微笑ましい交流の様子が窺える。

「元朝日記」の期間中の全国的な出来事としては、赤穂事件と宝永の富士山噴火がある。

赤穂事件については、国元への第一報が十日後には届いており、刃傷事件の原因として増上寺の畳張り替えの一件ではないかという噂や吉良義央の人物評（「日比かくれなきおうへいノ人、手ノ悪キ人、物ヲ方々よりこい取被成候事多候」）など、同時代の資料が少ない中で、江戸からの伝聞とはいえ、当時の一つの見方を示している興味深い。

宝永四年の富士山噴火は、元朝が江戸滞在中に起こっていて、噴火の一月前の西日本を中心とした地震（大坂の死者一万六千人）に始まり、十一月二十三日からの噴火については「富士山焼け候」など臨場感あふれる記事が続いている。

また、生類憐れみの令に関連して、犬の死の話題が多く取り上げられている。例えば、犬を死傷させた旗本が成敗され「無心元大切之事」と述べている（元禄十五年十一月三日）。久保田においても、犬の死には検使を派遣しており、傷の状況によっては念入りに調査している様子が窺える。例えば、元禄十五年一月八日には富岡忠右衛門の老犬が病死したとの届けがあり検使を使わしている。その四日後の十二日は、岡三郎兵衛屋敷で尾に傷のある犬が死んでおり検使によって異状がなかったため埋めることが出来た。同年十一月十三日には矢野弥太郎屋敷の草履取菊助が脇差で犬を殺して詮議を受けている。法令の発布者である綱吉の死に際しては、江戸表での犬の怪我を報告しなくてよいことや中野の犬小屋を不用としたことを「万々歳目出度安堵之御事候」と述べている。

秋田藩に関係する出来事としては、義処の死去、国目付訪問、利根川普請御手伝などがある。

特に利根川普請は家老の梅津忠昭を普請奉行とし、伊藤成孝B論文で分析している。日記の記載は表3を参照のこと。

そのほかのエピソードとしては、江戸に「しわう」という人食い獣が出た（元禄十四年七月十六日）、秋田で光り物が飛んだという

噂の真偽を老中から尋ねられた（宝永元年七月八日）、江戸城西丸の堀に大蛇と見える牛の頭のごとき成物が出るとの噂があった（同年七月二十三日）、三分の一が欠ける日蝕があり鹽たらいに水を張って写して見た（宝永六年八月一日）、薩摩に漂着した「ろうま国人」（髪白く鼻高い）が江戸の切支丹屋敷に着いた（同年十一月三日）、老中から男鹿の白鹿の生け捕りの所望があつて人足三千人で追うものの失敗した（宝永八年一月二十四日）など実に興味深く豊富である。元朝は正徳二年二月十五日に死去するが、この年の日記は家臣の糸川文蔵が書いており、翌十六日には藩主義格が門前まで来て弔意を述べ、重臣が列をなし、一門の例に倣い三日間の鳴物停止の処置となつた。翌々十七日の諸士出仕も喪のため取り止めとなつた。藩主や藩内からの元朝に対する信頼が厚かつた様子が日記の最後まで窺われる。日記の記述自体はこの年の最後まで続く。

おわりに

「元朝日記」の記載が終了する正徳二年以降も秋田藩の修史事業は継続する。その後の動きは「国典類抄」にあるので、詳しくはそちらを参照してもらいたい。享保五年（一七二〇）一月十一日から元文元年（一七三六）一月一日まで、全体としては一七エピソードが記載されているが、その内容をまとめると概ね次のようになる。

五代藩主義峰代に、享保五年に系図が完成して文書所役人に褒美

が下され修史事業は一応の終了を迎える。さらに、享保十年（一七二五）に御文書所が本丸に移されて御記録方と改められ、翌十一年に記録類が御右筆所から金之間へ移され、ついで翌十二年に佐竹家譜の追加分や佐竹系図・引証本・諸士系図などが完成し関係者に褒美が下された。その後、元文元年の藩主による佐竹系図等の御覧があり記事は終了する。

岡本元朝が秋田藩の修史事業に与えた影響は大きい。修史事業はつづいて義和代の「国典類抄」編纂、「佐竹家譜」の代々の書継（十代義厚家譜まで）、文化年間の家士の系図の整理等へと進み、その成果は数百年の時代を越えて、現在当館で資料として閲覧できる。それらもまた見方を変えれば、岡本元朝が現代の我々に残してくれた遺産といえるのではなからうか。

「岡本元朝日記」は、秋田藩の修史事業の詳細や「秋田藩家蔵文書」の成立に関わる記載、そのほか幕藩制の確立期である元禄時代の世相や藩の内情を伝える貴重な資料といえるのである。

（古文書班 さとう たかし）

〈関係論文〉

- ・市村高男「いわゆる「秋田藩家蔵文書」についての覚書」
（『小山市史研究』三 一九八一年）
- ・根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」
（『栃木史学』第五号 一九九一年）

・伊藤勝美 A 「佐竹家譜」編纂に関わる若干の史料

（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年）

・伊藤勝美 B 「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

（『秋田県公文書館研究紀要』第二号 一九九六年）

・伊藤勝美 C 「秋田藩家蔵文書」の成立の過程

（『秋田県公文書館研究紀要』第三号 一九九七年）

・伊藤勝美 D 「秋田藩の諸士系図について」

（『秋田県公文書館研究紀要』第四号 一九九八年）

・鈴木満 「秋田藩家蔵文書」考」（『秋大史学』四四 一九九八年）

・加藤昌宏 「元禄家伝文書」に関する一考察

（『秋田県公文書館研究紀要』第六号 二〇〇〇年）

・佐藤隆 A 「秋田藩の系図史料について

——系図史料の整理と系図目録の編纂——

（『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年）

・伊藤成孝 A 「岡本元朝と家譜編纂事業について」

（『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 二〇〇七年）

・伊藤成孝 B 「宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請

——「岡本元朝日記」の分析を通じて——

（『秋田県公文書館研究紀要』第十四号 二〇〇八年）

・佐藤隆 B 「秋田藩家蔵文書と「戦国時代の秋田」

（『秋田県公文書館研究紀要』第十七号 二〇一一年）

表1 秋田藩の修史事業（元禄9～14年）

和暦	西暦	月	日	岡本元朝日記	元朝日記抄	国典類抄	伊成A論文
元禄9	1696	10	17			大和田時胤・中村光得を常陸へ派遣	
		12	6			江戸より家中諸士系図証文写を差し上げるべき由あり	
		12	14			向庄九郎より八月付け回文あり、文書差出命令・家譜調査依頼あり	
		12	15	今日孫太夫殿より御家中古事之覚書等うつし可指上旨被仰渡			古文書の提出命令が江戸から来る
元禄10	1697	6	6			大和田時胤が常陸調査を終わり江戸から帰る	
		7	28	今日於御前疋田斎殿ヲ以御系図御証文御下り候迄拙者二調可指上旨被仰付	岡本又太郎に御日記の事を仰せ付ける	岡本又太郎に御日記の事を仰せ付ける	岡本元朝が御文書改奉行に就任、家老疋田定盛が系図証文之吟味を命じる
		7	29	今日与左衛門所へ見舞昨日被仰付之儀しらす物書之事御系図調所之事相談			中村光得に御系図調所の事を相談する
		8	1	今日中村与助大和田内記御証文調之役被仰付也	中村与助・大和田内記に御証文調役を仰せ付ける		中村光得と大和田時胤が御証文調之役を命じられる
		8	3	今日御証文寄合始拙宅へ大嶋小助中村与助大和田内記口出ル			元朝私宅で御証文寄合が始められる
		8	5				元朝が御相手番勲番御免となり文書改に専念する事になる
		8	6		此中毎日御書物を見る、物書三人を仰せ付ける	御家中諸事証文等御調を岡本又太郎へ調頭を仰せ付け安楽院で調査する	物書に湊孫十郎・山崎半九郎・滑川半十郎の三人が任命される
		8	9		中村与助弟万助を物書に雇う		中村光得の弟万助が物書に加わる
		8	10	今日大和田内記中村与助物書二は湊孫十郎山崎半九郎中村万助滑川半十郎呼寄也			安楽院の物書役所へ入用の物を請け取る
		8	12		役所御番足軽三人を昼二人・夜四人に増やす		役所御番の足軽を三人から昼二人・夜四人に増員
		8	13	今日安楽院役所始故拙者も罷出昨日御納戸被出置与助内記請取たる御系図御証文其外御かけすずり二入たる御書物とも少々見聞まづまづこの度常州より御借被遊び候御書物ともうつし可申上り申渡	安楽院役所始め		安楽院役所で常州より借りた書物を写すよう申し渡す
		8	16			再び文書提出命令(覚)あり	古文書の提出を再度命じる、月6回の指定日に元朝私宅に提出
		8	20				物書の滑川半十郎が辞退し代わりに杉村藤七が任命される
		8	21	今日御用故中村与助大和田内記物書杉村藤七来ル方々より少々証文出ル			
		8	25	今日佐竹左衛門殿より屋しき番を以テ証文さし出さる御覧也			
		9	24	今日大和田内記御家中証文日切二為写役所へ持参			
		9	26	今日在所御用日故大和田内記湊孫十郎出て証文共請取置なり			元朝が用事のため大和田内記と湊孫十郎が私邸で証文を受け取る
		10	1			御家中之系図証文等は奉行岡本元朝・大和田時胤・中村光得・物書士五人	家中系図や証文等の吟味の目的は家譜の編纂であること
		10	26	今日御用日…今日にて会日延引しかし証文未出方多数故来月も日定無之ハ成まじきと相談ス			
		10	29	今日中村与助来ル、来月八十六日廿六日ヲ定証文請取由観二来ル也			16日26日を証文請取日と定めて結果について会合することとする
		11	1				藩主側近の大嶋小助から元朝を通して家中へ三たび古文書の提出を命じる

元禄10	1697	11	30	去廿六日大嶋小助ヲ以御家中へ証文再触ノ儀拙者直々可申渡よし被仰付	物書五人が安楽院の役所へ出る		
		12	16	御家中へ拙者所ニて再御ふれ可仕由…今日町々より呼出候て申渡在江所持衆へ八屋しき番ニ申渡此方御一門御相手衆へ八家来ヲ呼出申渡	再び文書提出命令、御家譜役人物書に雑料理を振る舞う	三たび文書提出命令あり	江戸在番・所預は屋敷番へ、御一門・御相手番は家来へ提出を通達する
		12	20		中村万助に銀子三枚下される		
元禄12	1699	1	11		役所事始め、餅菓子・酒遣わす		
		1	17	若殿様御供ニて登候衆系図証文之本書吟味先早々いたし可然由申越也			
		1	23	系図江戸一門共ニ為申合道々可指上由申遣也…江戸御供衆并蝦夷住宅衆へも油緒書可指届候			
		2	13	今日役所より根田四郎右衛門塩谷主鈴証文本書さし出たる由ニてさし越被見之処皆偽書也			根田四郎右衛門と塩谷主鈴の証文を偽文書として焼却するよう命じる
		3	2	今日より梅津主馬利忠覚書ニて吟味書抜いたす也	浄光院様の関ヶ原の事績について問い合わせあり		
		3	4	今日於役所江戸より被仰付所之吟味書立初也梅津主馬政景日記役所へ指越御物書衆浄光院様御事二付札いたし我等ニ為見候也			
		3	14	今日与助内記金蔵を見る、是古キ覚書御用立事も有やと也			
		3	28	今晚一乗院御越由緒書御持参しかし御書様ふしん供有故書直可被遣と申越也			
		4	1	浄光院様遍照寺へ被納置候御願書之本書古字右衛門殿御取らせ候由定可有之役所へ可被指出由申也付古内膳殿日記御座候由是も可被指出旨申也			
		4	23	今日江戸より被仰付候浄光院様関ヶ原以来之儀調候故今日吟味二役所へ出る			
		4	25	今日江戸へ指上候浄光院様関ヶ原之御様子実書一冊佐藤無及梅津主馬利忠山方奎之助黒沢浮木等覚書一冊右之考直シ一冊利忠考書之関ヶ原記憶ノ此度考吟味の評判書一冊目録を持添箱入大嶋小助方へ右之名所ニて指上ル	浄光院様実書、佐藤無及・梅津主馬利忠・山方奎之助・黒沢浮木覚書等を江戸へ送る		御用人柳沢吉保からの命令で義宣の事績についてまとめて提出する
		5	18	御家中系図名字いろは寄せ二いたさせる也	家中系図を名字のいろは順にする		
		5	29		役所物書宮本左内が切支丹調のため在郷を命じられる		
		6	3				石塚家の由緒書について相談あり
		6	20	十八日より梅津政景日記を御帳付ノ者ニ申付うら打ひやうし仕也			
		10	8	梅津政景日記宿所へ持参、御家譜二入候を付札し又八用立候を書抜			
		10	14	役所届に与助内記御物書一人来ルこれハ御代々御伝記惣吟味なり			
		10	19	先年御条目を以御家中へ被仰渡候ハ古キ証文又ハ覚書有之候ハ、実不実二かまいなく何成共持合候ハ、可指届旨被仰付候			御条目により実不実に関わらず文書を提出し吟味により不実を申し渡しこと
		10	22	今日天徳寺へ使者を以口上書遣候御先祖様御法名之古書付并御証文永源院之証文明日役所へ可指届由申進候			
		10	24	御家中より出候証文共御家譜二可入事御座候ヲ見抜書申候			
		11	6		役所賄方が儉約のため不参		
		11	10		役所賄方を今まで通りとする		
		11	23	義重公御家譜吟味いたし候			
		11	24		安楽院へ役所を移すよう申越		
		11	26	今日役所如毎度安楽院へ移返し候…今日黒沢浮木所より孫之新十郎を以鑑照院様御一代之様子覚書少々いたしさし越候	安楽院へ役所を移し返す(米座廃止のため)		米座廃止に伴い文書所を(本丸御殿から)二ノ丸安楽院にもどす
		12	14	今日与助内記山方安六来夜ル四ツ時迄御家譜吟味致候			
		12	19		役所事納め		

元禄12	1699	12	24	小助京にて山下惣左衛門所持候常州御在城之時之御人数書付少々名ヲ書候書物岩城之書付共六冊一箱二いたし持参候ヲ小助所より請取来也			
元禄13	1700	1	18		役所物書羽生惣右衛門・福田惣右衛門に銀三枚、大貫万三郎に銀二枚、渡部宅右衛門・木内治右衛門に銀一枚が下される		羽生惣右衛門・福田惣右衛門・大貫万三郎・渡部宅右衛門・木内治右衛門が文書所物書となる
		1	22				向氏系図について詳細な吟味必要として保留となる
		1	27	今日中村武助岡内之丞先日申渡候二より伝口上書さし出候披見申候二台点まいらず候猶吟味いたし候んと申置候			
		2	2		元朝宅で中村光得・大和田時胤・上村軍八が寄合、御家譜の儀相務めるべき旨仰渡あり		
		2	3	我等受取置候御風呂敷包の内義人様御伝あつめ書今日役所へ持参いたし候又左衛門是にて御伝記吟味いたし書立候なり我等抜書ノ書九代後記など也一冊山ノ入氏ノ考書一冊同持参申候			
		2	6	御系図下書出来候間見申候但小場家之本分南酒出氏二男ノ書出し如何と存候・・・	御系図下書が出来る、小場氏の先祖について吟味あり		
		2	10	御分衆系下書出候吟味申候			
		2	11				向氏が小鷹狩氏へ改名したい願につき系図後と回答
		2	16	御一門衆之系図下書出来候間披見いたしあやまり候廻ハなをさせ申候			
		2	18	今日義人公御伝記下書出来候間見申候所々直シ申候			
		2	22	いま廻座に御座候御族臣衆御証文被下候吟味の書付ともいまた出来かね候			
		2	26	御系図并御分衆之次第御証文御当代二被下候衆之次第御家中調候吟味之次第并申渡之様子非本書物焼却可仕と申候而取上さし置候次第右申渡二若吟味信復不仕候ハ、幾度も可申出候それともいまた心二入不申候ハ、老中へ申立御さばき可申受と申渡候	家中から集めた証文で非本書物は焼却すること、決定に不服がある場合は老中まで申し出ること、多賀谷将監の組下が提出した証文が偽書であること		文書所の吟味に不服がある場合は何度でも申し出よう通達する、多賀谷将監より本書を取り上げた事への不服あり
		2	27		御系図につき老中で吟味し指図があればしてもらいたい、多賀谷将監組下の件は口上書を明日提出させることとする		御系図・御家伝・御文書・家中系図・家伝文書が出来て吟味を受ける、多賀谷の件は返却の依頼を断る
		2	28		家老の小野崎権太夫・梅津半右衛門に御系図の次第を説明		
		3	1		御系図御吟味御用のため登城、権太夫・半右衛門へ御伝記御分衆ほか吟味あり		
		3	2	御系図御分衆之次第并御家譜の様子申上候廻二皆々吟味尤のよし御意二御座候但佐竹中務家之次第吟味之様子不分明申上候	東家委論の書付・二男三男分書付・御系図御分衆の次第并御家譜の様子等吟味尤のよし	御当家御系図并御家伝御文書と御家中系図家伝文書仕立が出来	御系図等の編纂書を藩主へ報告
		3	6	近年御公用二内々物入等も仕候由被聞召候依之先当分金子五拾兩被下置候・・・重而御家譜出来之節表方より御褒美可被下置候	老中より金子50兩下さる		
		3	12			佐竹左衛門から当家の系図伝の提出あり、常州増井村正宗寺并同国古内清音寺及当家伝来の古系譜と同筆	
		3	14	今日新御系図を疑難申候書物持参いたし半右衛門殿へ為見申候此度書立実御系図等も持参して与左衛門為見申候			
		3	16				小野岡系図につき分家が宗家の文字を使うことの相談あり

元禄13	1700	5	17	今日応供寺へ義宣様之関ヶ原之時之御伝下書内見二かし申候なり			
		5	23	今日御書物書抜いたし候今晚政景日記元和四年分書抜出来致候			
		5	25	政景日記元和四年之記役所へ持参いたし候又元和五年之記在所へ持歸候			
		7	4		岩城伊予守家臣より先祖様の名・実名を知らずとの来状あり		
		7	19	証文ハ実正二候へ共其子孫二候やケ様之事申出者有之候ヲ吟味いたし候二子孫二無之者他人之証文持候て其名字二なり家之証文と申出者有之候其人様子不承候而ハ難成候			
		8	4	町人百姓所持之証文古キ書付も候ハ、可指出由御触ノ事月番二候間渋江内膳殿へ可申旨さしづ申遣候			
		8	13		勘定所より取り寄せた大坂御陣の書物・越後御普請の書付の写出来		
		8	25	一昨日廿三日に諸寺諸社へ証文旧記候ハ、可指出由御書并町人百姓所持之証文系図可指出触書月番老中渋江内膳殿へ遣候			文書提出命令を領内の寺院・神社・修験や町人・百姓まで広げる（旧領主の秋田氏や小野寺氏に關わる文書類等も出される）
		9	20	今日御家中より出候証文共之判共うつし候			
		9	29	今日手形辺之諸士指出し候証文本書式十人余へ於役所呼出し返し候并系図無証文ヲハ無御用旨申渡候○又今日両やち町両根小屋町長町表裏堀端町迄諸士証文出シ候衆へ来二日役所へ可被出由申触候		安楽院御記録所から秀満へ実父の秀行公様御書が本物と判定される。岡本又太郎から系図・証文を提出すべき旨の廻文あり（覚6ヶ条）	
		10	2	今日両やち町両根小屋町長町表裏町堀端町迄諸士之証文本書共返進申候三十人余あり并系図証書無之ハ古代連続之系ハ公儀御記録二不被置候若申分有之衆ハ早々可申出旨申渡町々へ書付相渡候			
		10	3	今日保戸野諸士へ来ル七日於役所先年指出候御証文本書共返信可申由手紙にて触申候			
		10	4	百姓共村々より古系図所持仕候者御代官を以さし出候用立物無之但川辺郡山内村円兵衛と申肝いり系図古キ物さし出候是は本書と見得候本小笠原氏之分り二木氏なり証文二通有り一通ハ文禄年中一通ハ無年号多は秋田殿之家老か一門衆之書二も可有之か			
		10	6	今日来ル九日於役所証文本書返進可申間可被罷出由亀之町何も奈良山辺諸士へ触申候			
		10	7	今日ハ保戸野町皆諸士へ御証文本書共返信いたし候并系図真偽申渡書付渡申候			
		10	9	今日亀町何も新町辺証文本書共諸士へ返進いたし候系図ノ申渡書付渡候	秀満が八木作助より頼まれ安楽院へ提出した証文が返される		高氏の系図は問題点が多くもとの折内に戻すべき旨を申し渡す
		10	11	湊満正寺由緒書役所へ直々被指出役所二て直二請取候分ハ寺院社家百姓町人共二役所二納受取帳有之故在所二而扣帳無之在所へ持来分ハ扣帳いたし候又ハ此日記二も書留候			
		10	13	今日奈良山辺諸士へ証文本書返し申候并系図ノ事申渡候			
		10	14	今日新町筑地辺ノ諸士へ来十七日二役所へ可被出由ふれさせ候			
		10	15	此内 水戸様へ被遣候間常陸之郷村帳山下惣左衛門指出候ト佐竹中務被指上候ト手跡ノ能ヲ致吟味書写させ可指上由其外二も被遣可然物御座候ハ、拙者吟味仕候而写可指上候 御意之旨申来候則又左衛門所へ古之書状二手紙ヲ入先遣披見可仕由申遣候	水戸様より借りた常陸の郷村帳を吟味して書き写させる		

元禄13	1700	10	16	今日中村又左衛門来候間則此度從江戸被仰付候 水戸様へ被遣候御書物共手跡吟味いたし候…可被遣物ハ郷村帳真壁甚太夫被指出候用文外二御家中諸士所持いたし少々罷出候御判紙…御蔵入郷村帳文禄五年御帳を始岩城之郷村帳京都之御金御遣方帳御家中名寄帳以下一箱皆又左衛門二相渡役所へ遣候又上杉弾正様…	文禄四年人見主膳・小貫大藏・和田安房守等の判形を写させる。御蔵入郷村帳・文禄五年之御帳・岩城之郷村帳・京都之御金御遣方帳・御家中名寄帳以下一箱を又左衛門に渡す。上杉弾正様へ朝鮮出兵や太閤様御朱印御状写などを問い合わせる		
		10	17	今日新町辺筑地辺諸士へ御証文本書返信いたし候申渡も仕候			
		10	20	役所より木村松軒書候秋田城之記取よせ候使丹堂伊右衛門又大悲寺より仙台北鳥ノ光堂より出候藤原ノ清衛元衛秀衛死骸棺ノ内二納候物書付被遣候写申候			
		11	8	昨日役所より越候相州藤沢遊行上人より江戸へ被指上候佐竹之 御系図今日役所へ持参いたし納候此御系図古ク候へども不意得之者本書をあしく見候て写候と見候候老人を兩人のこく書候処多有之候也時代も元和寛永ノ始書候と見へ其頃之人の名書候心得て可見御系図二候又左衛門内記二も申候へは尤之由申候			
		11	12				津軽比内境争論で梅津政景日記の照会あり
		11	29	今日御家中より 御前へさし上候御証文之御礼其衆へ申渡候又在々衆へ毎度御旗本之衆へ申渡候書付又ハ証文本書返し候右之通何も屋敷番を呼候て申渡候			
		12	6	木村松軒方より大和田内記所へ手紙越候ハ…從江戸御意ニハ岡本又太郎申立候間御文書役所御用之儀被仰付候由まつ難有事ニ奉存候併病身何共勤かね可申候へ共先御請申上候…	木村松軒が、濱江内膳から岡本又太郎によって御文書役所御用を仰せ付けられ有り難き旨申し上げる		儒者木村松軒を招いて家譜編纂事業を本格化させる
		12	12		小瀬縫殿助の先祖義春への足利尊氏公御書二通・直義公御書二通を茂木弥三郎から召し上げ縫殿助へ返す。赤坂忠兵衛の先祖の義重公御書・東義久之書を十二所給人の赤坂権右衛門所持を召し上げ忠兵衛へ返す		
元禄14	1701	1	29	佐竹三郎殿より地行高写并写組下衆同又関東二て之古御判紙被指出候			岡本又太郎方より再度古文書提出の条目あり(寛3ヶ条、御文書所差出)
		2	4	御系図重而之下書出来候間在所へ持参いたし吟味可仕と持候て帰候○奥羽軍記も見候処候間持参いたし候			
		2	8	義宣公御伝記稿役所へ持参いたし候○御系之吟味いたし候○松軒所より新保之藤十郎異国物語かり申候			
		2	15	茂木弥三郎殿より御判紙之写組下衆迄合九拾八通被指出候			
		2	16	根田十郎兵衛が寛文年中二撰書いたし候御系図同家譜偽書之趣ヲ木村松軒二未ヲ為書申候	根田十郎兵衛が寛文年中に選書した御系図・御家譜が偽書であること		根田十郎兵衛後与が提出した系図・家譜は偽書である旨木村松軒が記録
		2	19	政景日記元和八年ノ記役所へ納又元和十年之記拙宅へ持歸候但元和九年之記ハ与左衛門所二て失候而無之候措キ事二候其年ハ 將軍様御上洛御座候又本多上野殿ハ 義宣様へ御あづけにて横手へ御請取被成居御申二候右之年記候ハ、ケ様之分委可有之事二候無念ノ事二候			
		3	2	今日一閑書物式十冊役所へ持参いたし候木村松軒見申度由二而拝借いたし在所持参候			
		3	13	今日山伏共少々油緒書出候			
		3	16	役所へ方々寺院油緒書多出候			
		4	2				伊達市十郎家より平姓から藤原姓へ戻してよいか相談あり

元禄14	1701	4	5	郷村書付調べの際に古い書付や記録を写し水戸様へ進上することとする、水戸様へは御書物に此方家之事や家中之者共之事があれば借りたい旨申し上げる、水戸様よりお喜びの由申し来る、先日出来の七冊を江戸へ送る		
		5	4	中村又左衛門を御右筆が少ないため国元へ下らせた、江戸に送った水戸様への七冊の書物が水戸へ届けられ御札が来る		
		6	7			西家の家督御札について照会があり詳細に考証の上報告
		6	16			高氏が改名し系図が偽書であったことが不調法であるとして閉門となる
		7	17	木村松軒に藩主から元朝を通して文書所勤務の辛勞の御意あり		
		7	20	戸村十太夫から先祖秀義公の御官位について中院大納言へ御尋あり		
		7	23	今宮文四郎より先祖の家格（引渡）について問い合わせあり吟味する		今宮氏から廻座から引渡へ復することの相談あるも藩主の判断を求める
		8	16	応供寺よりかり候水戸様朝鮮人問答之書松軒二頼候て為写候		
		9	6	今日佐竹御系図之考所読書之記 義光公より 左中将義宣公迄合式拾老冊役所へ持参候并声名四代記 是ハ梅津与左衛門書物 役所へ持参候但八冊ノ内末ノ老冊与左衛門所にて不見出故未因テ先七冊今日持参いたし候		八沢木境争論につき梅津政景日記を調べるよう照会あり報告
		9	9		元朝が登城し藩主からまだ完成しないかとの上意あるもまだ済み兼ね申しと返答、毎日勤務しているかとの御尋あるも毎日勤務していると回答	
		9	25			高氏の処分が赦免されるよう口上書を家老に提出
		10	4		小野岡市太夫より声林寺に藤沢道場の過去帳の写があり遊行三十式世其阿和尚が小野岡義雅の弟であり系図に付け加えるよう頼みあり	
		10	6	御家老御役儀被仰付候…ただぼうぜんといたし候感涙迄にて…親代二被召上候五百石ノ本地返し被下候由是にて只今之知行合テ千石二被仰付候外二役額として高五百石被下置候よし		岡本元朝が家老に就任
		10	27	今夜又左衛門大和田内記御文書所之御用先年御前へ指上候御証文共御文書所へ御預被下度旨故ハ御写仕指上度由又月番同役へ申候御文書所御用一墨十丁…	先年御前へ差し上げた御証文を御文書所へ預けたいとのことで写を献上	

表2 秋田藩の修史事業（元禄11、14～正徳元年）

～県A-144-19「元朝日記抄」嘉部第五「御文書纏」より

※徳雲院様御代（3義処）「岡本又太郎元朝御相手番勤中日記」	
・元禄11年（1698）→現在の元朝日記にこの年の分はない	
1 / 11	安楽院役所で御家譜御事始め
2 / 11	役所物書大縄弥平次・杉村藤七・中村万助 3人を御右筆に仰せ付ける
2 / 12	御家譜御物書に羽生藤助・大貫万三郎・三村庄助・福田平之丞仰せ付ける
3 / 12	登城御用之儀申し上げ、誓紙仕る
3 / 16	文書差出の藩士を元朝宅に呼び御悦びを申す
3 / 22	江戸への問い合わせ状を大嶋小助へ渡す
9 / 19	役所を安楽院から評定所へ移す、評定日は休み
12 / 18	渡部宅右衛門が物書となり病気にて今日役所へ出る
・元禄14年（1701）「元朝御家老勤中日記」※家老就任以後	
11 / 13	御文書役人中村又左衛門・大和田内記に増誓紙が仰せ付けられる
11 / 22	中村又左衛門・大和田内記増誓紙の事、御城において申し付け
12 / 23	御文書所勤めとして、木村松軒に銀3枚、山方安六・上村軍六・木内治右衛門・宮本左内に銀3枚宛、福田惣右衛門・羽生惣右衛門・伊藤新之丞に銀2枚宛、渡辺宅右衛門に銀1枚下される
12 / 24	木村松軒時服代拝領、御文書所御物書銀子拝領御礼に参る
12 / 28	正月の諸士の格式不順のため御文書所の格式をもって書立あり
12 / 29	来年正月の儀式を御先代御文書所の吟味のごとく改めること
・元禄15年（1702）「岡本又太郎元朝御家老勤中日記」	
3 / 23	中村又左衛門へ元和六年に領内の七つの御抱城を四つ破却して三つ残した事情、延宝七年に石塚孫太夫継目御礼の次第を書き上げるよう指示する
7 / 2	岡半之丞差出の義宣様御条目写三通を写す
8 / 21	岡半之丞差出の書付写を返却する
閏8 / 16	小松仁右衛門が江戸から持参の水戸様から借用の鎌倉大草紙一冊・鎌倉年中行事一冊・鎌倉大日記一冊計三冊を御文書所にて写すよう中村又左衛門に命じる
閏8 / 28	横手給人浅利長兵衛提出の織田信孝の証文が疑わしいため本書を取り寄せ確認したところ文体・紙・判形とも実書と見え留書に経緯を記す
10 / 1	御公儀御日記御改につき光聚院様御親様の実名を御文書所で吟味するよう指示あり、淡路殿系図で知ることが出来た、我等はそらで覚えているが正式に御文書所で清書するよう申し付ける
10 / 2	光聚院様の由緒書を取り調べて持参するよう大和田内記へ指示する
10 / 23	壱岐守家人高根彦七に付いている物書の小林兵右衛門差出の古証文は本書と見えるため壱岐守より借りたい旨申し越す、浅利長兵衛・高屋五左衛門系図の次第は今晩吟味の予定、岩屋団斎（久保田町浪人）系図についての次第あり
11 / 1	樋口発端の証文を吟味し紛れもなく岩城家の分流であることが判明する
12 / 1	江戸より義宣様御在世江戸近所下野常陸の御鷹場御免の場所の問い合わせあり、政景日記より書き抜いて回答するよう中村又左衛門に指示する

12/2	義宣様の鷹場の件は永井右近殿から梅津古半右衛門（憲忠なり）と古主馬（政景なり）方への書状に古川領御鷹場の事があり

・元禄16年（1703）	
1/11	御文書所の事始めにて前年のごとく餅菓子・酒等を振る舞う
2/23	江戸の大嶋小助より書状証文古書が来る、古書は元朝先祖の好雪齋へ義宣公が下された御書・石田治部少輔三成之書状等あり、狩野永徳の絵に策彦和尚の讃に先祖梅江齋を賞美した文を写したのものもあり、さらに汝南金溪などの元朝先祖の記述あり

※天祥院様御代（4義格）但六月廿三日徳雲院様御逝去	
7/10	公方様代替の節延宝八年五月十八日酒井雅楽頭様への御誓紙御血判を写し御文書所の御伝記に書き入れる、義人公童名を次郎という事は渡唐之天神御絵御筆の御判の下に次郎とあり御文書所御系図に証拠として書き入れる
7/15	去々年極月中に御定の引渡廻座次第は浄光院様御代御本書を御記録にも載せ置き御本書は御蔵に納める
12/10	佐竹左衛門弟亀千代の元服につき御名字の儀の御頼みあり吟味する
12/17	田所縫殿丞高野山御用で清浄心院へ義重様四十九院之御状の写持参のため中村又左衛門に申し付ける
12/25	木村松軒に代替の祝儀として銀3枚下される 大館給人から系図・古書の吟味の御礼として書状が来る

・宝永元年（1704）	
1/11	御文書所御事始にて前年のごとく餅菓子・酒など遣わす
2/8	列座通順の御定を上聞に達し証拠として残す、御文書所へ去年の元朝の覚書・日記・徳雲院様御伝記ほかを渡したところ今日返却された
2/13	徳雲院様関係の書物5冊に証拠として元朝の花押と判形をする
3/8	先日判を押して直させた書物が出来て持参、横手給人高屋五兵衛由緒書の吟味あり、御系図御分流御一門次第並正月御座席御先代近代年々之分を徳雲院様御定と付き合わせて4冊を御文書所へ返納
3/18	大館給人上平角右衛門が長倉分之次第が分明になった礼に来る
3/24	御文書所本証拠之御書物に元朝の花押・印判をして仮名・実名を致す

・宝永2年（1705）	
1/17	龍田源太夫が二男川瀬角助を嫡子とし山岡助三郎を川瀬氏にすること
5/18	江戸で納戸で受け取った貞隆様御事を佐藤無及へ徳雲院様御尋の御答書付と東清寺の由緒書を中村又左衛門に渡す
8/2	古内茂右衛門家分流古内織部古内今右衛門が大館六郎組下でないことを吟味済
8/14	義宣公様御伝記出来八冊持参、横手高屋五左衛門が大坂の陣の働きのこと、福島左衛門太夫家来より御尋の書状あり、証拠として御記録に入れるべし
9/17	横手住人高屋五左衛門の先祖が慶長19年11月26日摂州大坂今福戦場にて城兵三浦彦太郎という者と鎗を合わせた証拠の書状が実正であること
9/24	茂木筑後から義昭様（永禄4年）義重様（永禄13年）の御証文が提出

・宝永3年 (1706)

- 1 / 11 御文書所御事始あり、安楽院へ罷り出る
- 4 / 9 御文書所御書物を中村又左衛門が持参し実正見届けの所へ判をした
- 5 / 11 古内殿御分流先祖は妾腹である旨を証拠として張札し判をした
- 10 / 28 御家中陪臣証文を御記録に留め置き主人に御文書所御青印を押し封印をして返却する、御一門衆家来のほか渋江政光・梅津憲忠家来で大坂の陣に御供した者の子孫は御記録に載せる
- 11 / 11 佐竹左衛門殿家来御附人子孫で証文所持の者から提出あり、小瀬縫殿助先祖御附人阿久津氏岡崎氏長山氏掛札氏の子孫がいれば御記録に載せる
- 12 / 17 佐竹中務殿家来衆の御記録に留め候証文に御判をする、木村松軒吟味の御伝記2冊を確認する

・宝永4年 (1707)

- 1 / 11 御文書所御事始めあり、御鬘斗・御雑煮・御吸物・御酒下される
- 2 / 12 昨11日より御文書所二ノ丸御休に移る

・宝永5年 (1708)

- 2 / 8 北東南への御書は殿付であり小場氏が佐竹の称号下されにつき殿付とする
- 3 / 6 大嶋介兵衛の系図・由緒書を梅津藤太夫が頼まれて持参
- 4 / 28 江戸より仰せ付けられた通り御家中御分流衆への御証文を殿付とする
- 5 / 29 佐竹主計家来より御前にて名改を行った証拠提出あり
- 9 / 11 御家中家々文書で御前に召し上げられた分と家々所持の通り実正の証拠に御文書所印を押し渡す
- 10 / 24 御家中御系分衆へ下された御証文に御花押御印判し清書出来
- 10 / 25 御家中御系分之衆へ下された証文に判をするよう飛脚に書状を差し上げる
- 11 / 24 御文書所で義光様から義宣様までの考の吟味済み、御家中御系分之衆へ下された御証文出来、御家中諸土之系図も吟味済み
- 12 / 17 先頃差し上げ候御文書所より御家中御系分衆へ下された御証文御判出来
- 12 / 19 一昨日御飛脚に先頃此方より差し上げた御家中御系分衆へ下された御証文に御花押御青印出来御下しになる

・宝永6年 (1709)

- 1 / 18 御系分之衆へその家々の系図并御証文を下し置かれる
- 2 / 29 御家中諸土家蔵証文を御記録に留め証文に御判を出す、酒寄弥兵衛・真壁甚太夫系分に合点致し済む
- 3 / 20 明後22日御文書所より御証文とその家の系図が何もへ下される
- 3 / 22 御家中御系分の面々へその家の系図へ御証文を添えて御城御広間で下さる在々に住居の衆は内々召し登らせ、遠方物入の場合は親類を名代とする
- 3 / 24 御文書所御用の褒美として御腰物一腰・御時服を下さる知らせあり
- 3 / 27 御文書所勤務の褒美として御刀一腰・御時服三つ拝領する
中村又左衛門に14年勤続の褒美として加増50石下さる、御役御免
吉成藤兵衛に褒美として加増50石、木村松軒に十人扶持下さる
御物書羽生惣右衛門・渡部奥右衛門・小野仁兵衛・山方清兵衛・伊藤新之丞・大野波負

<p>に銀1貫目宛下さる</p> <p>元朝が御文書支配御免となり以後御会所支配を仰せ付けられる</p> <p>4 / 2 小野岡市太夫へ会所において御証文と系図を下さる、先日欠席のため大館給人上平角右衛門・大沢主水に御判之御証文・系図を下さる</p> <p>5 / 9 御系図と御文書所にある書籍目録・義宣様御一代・権現様・台徳院様・大猷院より御拝領もの書抜合三冊が飛脚にて来る</p> <p>5 / 19 佐竹淡路殿・同六郎殿御直書下されの節御名書の事あり 六郎は諱のみで御名付がないが吟味して証文は主計中務淡路と同前とする</p> <p>5 / 25 淡路の直書に諱のみで名付がないのは間違いのため北東と同格とする 六郎は直書に諱と花押のみを北東南と同前に吟味し下さるよう定める</p> <p>6 / 11 御文書御用の褒美の刀を折紙を添えて受け取る</p>	<p>・宝永7年 (1710)</p> <p>2 / 9 壱岐守より元禄14年の評議の通り翌年の正月元日の座列につき定あり 御文書所考書付と先年徳雲院様へ御窺申し上げた覚書を使者へ説明 南と小場の由緒と座列の根拠についての説明あり</p> <p>2 / 30 正保元年正月元日の引渡座列の古き御書付を御納戸から出す 南家と小場家の座列について南を上とし小場は下に列する</p> <p>3 / 9 御系図につき渋江十兵衛と山方太郎左衛門に読み合わせする 御分流御一門の次第を別紙にして差し上げる</p> <p>3 / 20 引渡廻座列書の内正保年中の南小場部屋住着座の写を壱岐守へ差し上げる</p> <p>3 / 29 南小場へ壱岐守が来年御証文を召し上げる際に違背がないようにすること</p> <p>5 / 30 御文書所役人より山辺甚左衛門嫡家につき問い合わせあり 去年申立のあった廻座の略紋につき相談あり</p> <p>8 / 19 御文書所御印を封して御用判致し置く</p> <p>10 / 26 御文書所より御家中証文で御前へ召し上げられた証拠や家々家蔵証拠を下さる</p> <p>12 / 22 秋元但馬守より佐竹常陸介義重官位の年号月日につき問い合わせあり 義重の代ではなく義宣の代ではないかと御文書所に確認の上回答する</p> <p>12 / 24 先日申し来た御入部御願書を納める、義重様御官位の事も考の通り申し上げる</p>
<p>・正徳元年 (1711)</p> <p>5 / 29 佐竹淡路と佐竹元千代の座列について江戸で壱岐守から御尋あり 御文書所定で元禄15年正月元日の先代様よりの座列御本書を差し出す 先年壱岐守より渡された証文は返上すること</p> <p>6 / 29 壱岐守から先年佐竹淡路・六郎両家へ渡された証文は返上し、今度江戸から罷り下る小野崎舎人が罷り上る際に差し上げるようにすること</p> <p>10 / 24 御文書所を安楽院から当夏中より御裏門御坂下向に新役所が出来て移る</p>	

表3 「岡本元朝日記」に見る元禄・宝永期の出来事

○赤穂事件		
元禄14年	3/25	江戸・浜江十兵衛書状に松之廊下刃傷事件（3/14）の記録あり 吉良上野介についての人物評あり
	5/27	藩主の江戸はなしにて浅野事件の原因として増上寺畳張り替えの一件をあげる
元禄15年	12/23	赤穂浪士の討ち入りに関する記事あり
元禄16年	2/17	赤穂浪士切腹の書状が江戸から届く
宝永6年	7/17	先年浅野内匠頭様御家来御仕置被仰付候者共倅其節遠島二可被仰付候へ共其時 幼年故方々へ御預候者 松平伊予守様御家来御預 千葉三郎兵衛子 加藤越中守様御家来御預 富森助右衛門子 長太郎 森和泉守様御在所町人御預ケ 岡島弥三右衛門子 京極甲斐守様御家来御預 大石内蔵介子供 大三郎 右之者共十五歳迄親類二御預之處当春之御法事二付御免被遊候旨昨十六日松野 壱岐守様御宅二而被仰渡候由廻状に申来候也
○利根川普請		
宝永元年	7/1	江戸屋敷で洪水あり「人ノひざふし上まで水上り候也」
	10/21	松平美濃守より「利根川新川之川筋御普請御手伝」を仰せ付けられる、 相役は松平土佐守・同隼人正・相良志摩守 秋田藩の普請奉行に梅津半右衛門が仰せ付けられる
	10/22	川普請の指図役は秋元但馬守、細之事は萩原近江守重秀の指図となる、 上野火之御番は松平越中守へ交代となる
宝永2年	1/19	利根川普請の入札が萩原近江守重秀の仲介で行われる
	1/30	利根川工事について萩原重秀から長さ38~9里・奉行20人・小奉行（杖突）50 人・費用4万両と申し渡される
	2/5	行徳筋御普請始まる
	2/21	利根川普請の視察に向かう 桶川村（江戸より11里）泊
	22	” 新江村（利根川まで14、5丁）泊
	23	上州川又村で普請を見分 栗橋泊
	24	権現堂御普請見分（幸手） 関宿見分 境村泊
	25	境村周辺見分 野喜村泊
	26	布川を見分 布川泊
	27	布川→布佐村→柏村→野田村（泊）「あしき宿にて難儀いたし候」
	28	野田村→宝珠花村→築比地村→流山村（泊）
	29	流山村→市川村→欠真間村（泊）
	3/1	欠真間村→中川筋普請見分→深川→舟と駕籠で屋敷着
	4/2	利根川普請見分（～4/7）→工事終了、堀切浚いは終了せず
	19	普請完成の報告を秋元但馬守まで行う
閏4/5		普請完成の御用係十人同道し江戸城で萩原近江守より褒美あり
	6/8	利根川普請御用秋田にて御調之御金は4万8349両余

○富士山噴火

- 宝永4年 10/4 未ノ刻(午後2時)に強い地震あり、天水・大桶の水こぼれる、大書院の小壁われる、大坂では高汐で家900軒、橋35～6、死人260人の被害
- 10/20 地震での大坂の死者16000人、潰れ町560町余、土佐では津浪で城が破損、船が浪に取られる
- 10/25 紀州様も地震と高浪にて1700軒潰れ死人も6～7千人あり
- 11/11 土佐国地震、高浪にて城破損、流家7160軒、潰家5600軒余、損田30200石、米流失19200石、舟240～50艘、怪我人780人、死人1570人、死牛馬400疋余
- 11/23 朝から細かな振動続く～宝永の富士山噴火の始まり
- 11/25 暮から黒色の砂降る、伊豆の大島焼き候で小石が箱根あたりに飛ぶ
- 11/27 23日駿河地震で富士山鳴動し煙り出る、煙と見えるところは火災なり、砂降り
は富士山が巻き上げた砂配当のちり降り候と見える
- 11/29 富士山又は其外の大山も焼け候よし
- 11/30 今夜中も砂降り、振動は27日よりなし、富士山いまだ焼け候
- 12/4 砂多く候てから笠さし帰り候
- 12/5 風少しあり町屋の上に砂吹き立て候

○エピソード

- 元禄13年 1/28 毛生え葉を藩主からもらう
- 10/3 江戸上屋敷鬼門に新羅大明神を勧請
- 11/12 津軽との国境紛争あり、政景日記抜書を証拠とする
- 元禄14年 7/16 江戸で「しわう」という人食い獣出る
- 10/6 家老に就任、以後「会所日記ニ有りわさと不記」の記載多くあり
- 元禄15年 1/24 国絵図についての幕府の指示書とどく
- 5/6 羽広村・八沢木村の境争論に関して幕府検使衆が秋田領に入る
- 6/1 秋田藩に上野火消役が仰せ付けられる
- 元禄16年 6/23 藩主義処が横手で逝去
- 11/27 老中から東叡山火消を仰せ付けられる
- 宝永元年 7/8 老中秋元但馬守より秋田で光り物が飛んだという噂は本当かと問い合わせあり
- 7/23 江戸城西丸の堀に大蛇と見える牛の頭のごとき成物が出るとの噂あり
- 宝永6年 2/3 去月24日江戸からの連状に、「江戸表犬痛候儀公儀へ不及申上旨」併せて「生類あわれミ仕候様」にと被仰出、中野犬小屋不用に被仰付、「万々歳目出度安堵之御事候」
- 8/1 日蝕あり、3分の1欠け、たらいに水を張って写して見る
- 11/3 昨年11月に薩摩に漂着した異国人が長崎から江戸へ送られ切支丹屋敷に着いた、「ろうま国人」とのこと、髪白く鼻高い
- 宝永7年 11/24 老中久世大和守より男鹿の白鹿の生け捕りを所望との書状あり
- 宝永8年 1/8 男鹿山へ鹿追御用に代官派遣、人足3千人を村々へ申し付ける
- 1/24 男鹿の鹿追が白鹿を2頭見かけたが生け捕り出来ず
- 正徳2年 2/25 丑の下刻、岡本元朝が落命(享年54歳)

昭和二十年代秋田県の職務分課の変遷について

― 本庁事務部局内部機関 ―

柴田 知彰

はじめに

本稿は、昭和二十二年（一九四七）九月から二十九年十二月まで県の職務分課の推移をたどり、組織的改編の意味を確認し、これを時期的に区分して整理する試みである。それ以前については、高橋務氏「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」及び「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」で既に整理を行った¹⁾。本稿は、昭和二十二年九月以後について職務分課の整理を継続することを目的とする。

昭和二十二年五月三日の「地方自治法」施行後、秋田県は九月一日までに同法に基づいた機構再編を完了した。「地方自治法」施行以前の都道府県は、内務省の地方機関だった。本稿では、「地方自治法」施行以後、普通地方公共団体になった都道府県の職務分課を扱うことになる。

昭和二十年代の秋田県の機構は、本庁事務部局内部機関及び附属

機関、地方機関、各種行政委員会事務局、そして議会事務局から構成されていた。本稿では、紙幅の制約もあり、まず本庁事務部局内部機関のみを分析の対象にしておきたい。

さて、本稿で扱う昭和二十年代は、地方自治制度に関して、十七年四月のサンフランシスコ平和条約発効を境とし、占領下と独立回復後とに分けられる。占領下、特に二十二年から二十三年にかけて占領初期には、GHQによる戦後改革として行政・教育・警察制度の地方分権化が強力に推進された。この間、「地方自治法」「教育委員会法」「警察法」が制定されている²⁾。アメリカの影響を受けた行政委員会制度も地方自治に導入された。独立回復後になると、「地方自治法」の改正は、自治の拡充から再編合理化と簡素化・能率化に目的を移行した³⁾。また、二十九年には「警察法」の改正により、警察が再び中央集権化されている。

昭和二十年代に、占領下の地方分権化改革、そして独立回復後の再中央集権化改革を通して、現代の地方行政の原型が形成されたと見えよう。知事部局、そして一定の独立性を持つ各種行政委員会の

事務局（教育庁、警察本部を含む）による多元的な執行体制である。都道府県の公文書館には、知事部局の他、各種行政委員会また議事事務局の公文書が引き渡される場合もある。⁵⁾ それゆえ、多元的な執行体制が形成された昭和二十年代の分析は、資料整理の基礎的作業として有用と思われる。

昭和二十年代の秋田県の職務分課に言及した刊行書は至つて少なく、「秋田県行政機構総合一覽」と『秋田県議会議史』第一巻があるのみである。⁶⁾ しかし、これらは機構改正の歴史的背景に関する分析を欠く他、係レベルの記載を全く省略している。本稿では、「秋田県公報（秋田県報）」を追うことで、可能な限り県庁機構の変遷をその職務内容の点検を通じて検討した結果を報告する。

機構の大改正を画期として、昭和二十二年九月一日以後（「地方自治法」に基づく機構再編完了後）、昭和二十六年二月一日以後（「秋田県行政組織規程」制定後）、昭和二十八年一月二十四日以後（「秋田県行政組織規程」大改正後）の三章に分けて叙述してみたい。

一 昭和二十二年九月一日以後の県の職務分課

昭和二十一年二月、GHQは日本政府に憲法改正草案を渡した。草案の中には知事公選を含む地方自治に関する一章が設けられていた。政府はGHQの提示した草案に従い、三月の「憲法改正草案要綱」に地方自治についての規定を入れた。憲法改正に先立って地方

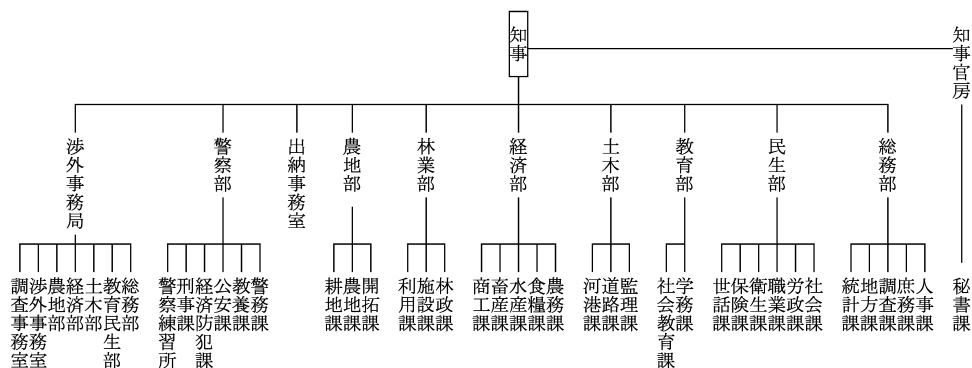
制度を改正することになり、九月一日に「府県制」が改正された。⁷⁾これが戦後の第一次地方制度改革である。この改革により、知事公選、住民直接請求権、監査委員及び選挙管理委員会の設置などがGHQ草案に則り実現した。しかし、知事は住民の直接投票で選ばれたもの、身分は従来どおり天皇が任命する官吏のままだった。⁸⁾

第二次地方制度改革の不徹底から、昭和二十二年四月十七日に第二次地方制度改革として「地方自治法」が公布された。これによつて、都道府県は普通地方公共団体となり国から独立した法人格を持った。内務省を頂点とした中央集権的な地方制度は解体され、地方分権化が徹底されることになった。公選知事が官吏身分でなくなつた他、⁹⁾監査委員及び選挙管理委員会は完全に知事から独立した。また、都道府県会計の公正を確保するため、出納長を置き知事の収入支出に対する命令審査権を持たせた。¹⁰⁾

さて、「地方自治法」では、道府県の組織機構を法定で総務・民生・教育・経済・土木・農地・警察の七部とした。¹¹⁾知事は、部の下に必要な課を設けた。また知事は、必要に応じ条例をもつて、法定された部を分合し、所掌事務の配分を変更することを認められた。

秋田県では、昭和二十二年九月一日までに「地方自治法」に基づく機構再編を完了した。戦前からの「秋田県庁中処務細則」を部分改正して機構再編を行っている。職務分課は図1の形になった。法定の七部に加えて、条例で林業部を設けている。林業部の設置は、森林資源を持つ秋田県の特徴である。また、農地部開拓課は、国策

図1 昭和22年の県の職務分課（9・1改定）



であった戦後開拓を分掌した¹²⁾。そして、文書管理については総務部調査課で分掌している。一方、渉外事務局は、秋田市大町に置かれたGHQ第八四軍政部との連絡調整にあたった。府県軍政部は占領行政の第一線であり、府県を常にその監視下に置いていた。渉外事務局に関しては、「秋田県庁中処務細則」とは別に「渉外事務局規程」で分課と分掌を定めている¹³⁾。

それでは、図1以後の職務分課の変遷を見てみよう。昭和二十二年十一月二十一日には、警察部で鑑識課と

通信課が新設された¹⁴⁾。鑑識課は刑事課からの分離である。通信課は、警察無線や警察電話、その他通信関係を分掌した。

そして、十二月十二日、「地方自治法」が改正された¹⁵⁾。戦後の第三次地方制度改革になる。改正前、都道府県知事は必要に応じて条例を制定し局部の分合を行ったが、その結果、局部の細分化や頻々たる増設につながった。これに対する抑制的措置として、都道府県の局部を完全に法定化した¹⁶⁾。府県の場合、必置は総務・民生・教育・経済・土木・衛生・農地の七部である。衛生部の必置は、GHQ公衆衛生福祉局による公衆衛生行政の推進を反映したと推定される。また、警察部については、同月二十七日に「警察法」が公布されるため削除された。一方、任意設置は農林（または林務）・商工・水産・労働・公共事業の五部である¹⁸⁾。

同月三十一日には内務省が廃止され、明治以来の中央集権的な地方行政の統括官庁は解体された。ただし、GHQ民政局と内務省の折衝によって、地方行政に関わる中央の組織を残すため、地方財政委員会と全国選挙管理委員会が設置された¹⁹⁾。

再び、秋田県の職務分課の変遷をたどる。昭和二十三年一月一日、民生部衛生課を衛生部に昇格し、医務・公衆衛生・薬務の三課を置いた。「地方自治法」改正で、衛生部が必置の部になったためである。各課の分掌内容には、前年改正の「保健所法」²⁰⁾や前年公布の「食品衛生法」²¹⁾が反映されている。また、経済部に民生部から労政課と職業課が移管された²²⁾。

三月七日には「警察法」が施行された。GHQ民政局は警察制度を戦後改革の標準とし、戦前の中央集権制を否定して完全な地方分権化を行わせた。新しい警察制度は、自治体警察と国家地方警察から成る。自治体警察は、市及び人口五千人以上の市街的町村に設置され、市町村公安委員会により運営管理された。国家地方警察は、自治体警察が置かれていない地域を担当し、都道府県公安委員会により運営管理された。²³これにより、秋田県の警察部は廃止され、国家地方警察秋田県本部が発足した。

そして、三月二十三日、「秋田県林務部設置条例」制定により、従前の林業部が林務部に改称された。²⁴「地方自治法」改正で、林務部が法定されたことへの対応である。

新年度に入り、四月一日に「秋田県企画審議室規程」が制定され、知事の下に企画審議室を置いて県の重要施策を検討させた。²⁵室には主査を置き、これを兼務させるため総務部に次長を新設している。小畑勇二郎が次長兼主査となり、各部課に対し調査や説明を求める権限を与えられた。また、室には参与を置き、部内吏員を任命、もしくは学識経験者を委嘱した。二月の県議会定例会で、蓮池公咲知事は新年度当初予算編成方針を説明した中で、商工業を進展させ経済的地歩を確立した上で教育と文化を興隆する積極的政策を立てることを述べた。²⁶企画審議室は、計画立案の中核たる役割を期待されたと考えられる。同日、「渉外事務局規程」が改正され、連絡班と調整班の二班に再編された。²⁷連絡班は占領軍との連絡調整や通訳・

翻訳ほか、業務班は占領軍要求物資の調達や渉外労務管理ほかを掌した。また、参与及び調査委員を置き、前者には部長級吏員を任命もしくは学識経験者を委嘱し、後者には調査事項の関係者から任命または委嘱した。占領軍との連絡調整を重視し、人材面を補強している。

四月二十日、經濟部で農業協同組合課が新設された。²⁸前年にGHQ天然資源局の指導で「農業協同組合法」²⁹が公布され、県内各地に農協が設立されていた。農地改革で創出された多数の自作農が農協に加入し、農業経営や生活の指導を受け、様々な便益を提供された。³⁰五月五日には、土木部で建築課が新設された。³¹監理課からの分離である。市街地建築物や木造建築物解体制限などを分掌しており、敗戦後の住宅不足や住宅建築増加が背景となっている。

そして七月十五日に「教育委員会法」が公布、同日に施行された。GHQ民間情報教育局の指導による教育制度改革であり、戦前の中央集権制を否定し地方分権化を徹底した。都道府県と市町村に公選制の教育委員会を設置し、前者の後者に対する指揮監督を禁止した。また、文部大臣の前者及び後者に対する指揮監督も禁止した。同法に従って、十一月一日に秋田県教育委員会が発足し、教育委員会事務局を置いた。³²これに伴い、本庁の教育部が廃止された。以後、教育委員会事務局の公文書は、本庁とは別の書庫に保存されることになった。ただし、戦前の教育行政の公文書は、本庁の書庫に保存され続けた。

十二月十日には、経済部で失業保険徴収課と農業改良課が新設された。³³ 失業保険徴収課の設置は、「失業保険法」³⁴ 施行に対応したものである。復員や引揚げ、また軍需産業の崩壊による失業者の急増が背景にあった。同部では職業課の分掌にも、「失業保険法」や「職業安定法」³⁵ の内容が反映されている。一方、農業改良課は、農務課と畜産課から技術改良指導関係を分離し独立させたものである。七月公布の「農業改良助長法」により、都道府県を行う試験研究に政府補助金、普及事業に政府交付金が支給されるようになったことも独立の背景に考えられる。その他、畜産課の分掌に地方競馬関係が追加された。七月公布の「競馬法」³⁶ に基づき、秋田県でも公営競馬が開催されたためである。³⁷ 競馬収入をもつて、県内の畜産業を振興する目的だった。

そして、同月二十二日に「秋田県労働部設置条例」³⁸ が制定された。労働部は、「地方自治法」改正で任意設置の部として法定されていた。秋田県で労働部を設置した事情として、昭和二十三年に入り県内の労働争議が二・一ゼネスト中止後の沈滞から再び活発化していたことを挙げたい。労働部には経済部から労政・職業・失業保険の三課が移管され、職業課は職業安定課に改称された。⁴⁰

昭和二十四年に入り、二月一日に総務部、衛生部及び経済部の分課が再編された。⁴¹ 総務部では文書課と税務課が新設された。文書課は調査課からの分離であり、二十二年七月二十六日以来の復活だった。税務課は庶務課からの分離である。前年七月に「地方税法」が

改正され、地方自治の基盤となる自主的な地方財政制度を確立した。⁴² 税務課の分離は、新しい地方財政制度への対応と推定される。衛生部では予防課が新設された。公衆衛生課からの分離である。以後、予防課で疾病予防関係、公衆衛生課で環境衛生関係を分掌した。また、予防課の分掌内容には、GHQ公衆衛生福祉局が二十二年から二十三年にかけて立法に関わった諸法令の反映が認められる。⁴⁴ 同部医務課の場合も同様である。⁴⁵ そして経済部では鉱務課が新設された。商工課からの分離だが、鉱業専門の課は、明治の秋田県開庁以来初めてである。県内の鉱山は、戦時中の乱掘で疲弊した状況だった。企画審議室設置後、小畑室長が県独自の鉱山税を創設し、さらに鉱業政策を推進するため秋田県地下資源開発委員会を設立した。⁴⁶ 鉱務課は、右の流れの中で設置されている。

四月一日、民生部社会課の分掌が改正され、「民生委員法」⁴⁷ ほか諸法令の施行に関する事項が追加された。⁴⁸ 五月一日には、土木部に砂防課が新設された。⁴⁹ 河港課からの分離だった。九月一日、土木部監理課の分掌が改正され、五月公布の「建設業法」⁵¹ に関する諸事項が追加された。戦後の建設ブームで、不良業者の乱立が問題になっていた。「建設業法」は、建設業者の資質向上や請負契約の適正化などを目的としていた。

渉外事務局に関しては、九月十七日に「秋田県渉外事務局規程」が部分改正され、処務については「秋田県庁中処務細則」を準用するとされた。⁵² 十月二十一日、再び部分改正され、連絡班・業務班を

連絡課・業務課に改め、従前の班長は課長になった。⁵³

そして、十月二十八日、「地方自治法施行規程」が部分改正され、都道府県知事は規則で商工資材事務所と陸運事務所を設置することになった。⁵⁴ 商工資材事務所は、「臨時物資需給調整法」に基づき、産業の回復及び復興に必要な資材の供給を担当した。通商産業大臣の所管事務を都道府県知事に委任した形である。都道府県に設置された商工資材事務所には、前身の通商産業省通商産業局分室から職員が移行し、地方事務官として知事の指揮監督下に入った。一方、陸運事務所は、「臨時物資需給調整法」並びに「道路運送法」に基づき、自動車行政を担当した。運輸大臣の所管事務を都道府県知事に委任したもので、前身は運輸省陸運局分室だった。陸運事務所への移行後、職員の待遇は商工資材事務所の場合と同じである。

十一月一日、秋田県商工資材事務所と秋田県陸運事務所が秋田市に設置された。⁵⁷ 商工資材事務所には、第一課と第二課が置かれた。第一課は、所内庶務一般、物資の需給調整、配給、鉄屑資源調査・回収ほかを分掌した。第二課は、機械金属、繊維工業品、ゴム及び皮革、生活物資ほかを分掌している。人事と文書管理は第一課で担当した。商工資材事務所は、經濟部商工課の所管とされた。一方、陸運事務所には、輸送・整備・燃料の三課が置かれた。輸送課は、所内庶務一般と道路運送を分掌した。整備課は、自動車の再生・整備、検査・登録ほかを分掌した。燃料課は、自動車用石油製品・油脂、薪炭その他代用燃料、タイヤ・チューブの割当及び監査を分掌

している。木炭自動車など代燃車は、昭和二十四年当時も使用されていた。また、人事と文書管理は輸送課で担当している。陸運事務所は総務部調査課の所管とされた。

十一月十日には、渉外事務局が廃止され、知事官房に渉外課を新設した。⁵⁸ 占領軍との連絡調整は知事直轄になった。渉外課の分掌は、旧渉外事務局連絡課及び業務課からそのまま引き継いでいる。

そして、昭和二十五年四月十五日、秋田県商工資材事務所が廃止された。⁵⁹ その後、二十七年四月一日には「臨時物資需給調整法」が失効している。敗戦後の物資不足が逼迫状態から抜け出たためだろう。

五月三十一日、総務部に広報課、民生部に消防災害課が新設された。⁶⁰ 広報課は、県政に関する普及宣伝を任務とした。同年二月の県議会定例会で、蓮池知事は新年度当初予算方針として、農業はじめ諸産業の振興、民生の安定、保健衛生の改善ほか各行政分野における積極的政策の実施を説明している。⁶¹ 右の政策を実施するには、県民の理解を得るための普及宣伝を必要とした。

一方、消防災害課は、災害対策の他、市町村の消防に対する指導と援助を任務とした。昭和二十二年にGHQの指導で「消防組織法」が公布され、警察から消防を分離し、地方分権を徹底した自治体消防を創設した。すなわち、各市町村に消防責任を負わせ、消防署または消防団を組織させた。都道府県は、市町村の消防に対して指導と助言を行うのみに留められた。前年四月には、市町村の消防職員

及び消防団員を教育訓練するため、秋田県消防講習所を設置している。⁽⁶³⁾

また、同日、「秋田県企画審議室規程」を一部改正し、必要に応じて顧問を置き、学識経験者に委嘱することにした。⁽⁶⁴⁾ 従前の参与は相談に預かるのみだったが、顧問は諮問に応じて意見を述べた。昭和二十五年には県の積極的政策を実施したため、外部からも意見を求めたものと推察される。

そして、六月二十五日に朝鮮戦争が勃発した。翌七月十五日、マッカーサー元帥は、吉田茂内閣に警察予備隊の創設と海上保安庁の増員を指令した。これにより、八月十日に「警察予備隊令」が公布された。⁽⁶⁵⁾ その後、官公庁はじめ多くの職場で共産主義者が追放された一方、戦犯服役者の釈放や公職追放の解除が行われた。また、特需景気による経済好況の反面、物価騰貴や給与改定経費、災害復旧費などで地方財政は悪化していった。⁽⁶⁶⁾

九月一日、「秋田県陸運事務所設置規則」を廃止し、新たに「秋田県陸運事務所設置条例」が制定された。⁽⁶⁷⁾ 五月四日の「地方自治法」一部改正で陸運事務所について規定されたため、条例による設置が必要になったためである。分課と分掌は従前と変わらない。

十二月十三日には、「地方公務員法」が公布され、都道府県と市町村の吏員は「地方公務員」の名称になった。地方公務員の争議行為を禁止した代りに、都道府県と市町村に人事委員会を置いた。

二 昭和二十六年二月一日以後の県の職務分課

昭和二十六年二月一日、新たに「秋田県行政組織規程」が制定された。⁽⁶⁸⁾ 県の機構改正は、戦中戦後を通して大正十五年制定「秋田県庁中処務細則」の部分改正によって行われてきた。昭和二十二年五月の「地方自治法」施行で県が普通地方公共団体になった後、四年半近くを経ての規程刷新である。

「秋田県行政組織規程」の第一条には、趣旨として「知事の権限に属する事務を分掌させるため、その事務部局の分課等の設置及びその所掌事務等の範囲等を定める」とある。つまり、純然たる組織規程として制定されている。「秋田県庁中処務細則」は、分課・分掌・事務代理・処務順序・公文例・文書編纂・服務・当直の八章編成で、附則と公文例様式を付した。これに対して、「秋田県行政組織規程」は、総則・本庁事務部局・地方機関の三章編成である。第二章本庁事務部局は、内部機関・附属機関の二節から成る。第三章地方機関は、地方事務所・児童相談所・家畜保健衛生所・保健所・労政事務所・職及びその職務の六節から成る。法令または条例に定めのあるものを除いて本庁事務部局と地方機関を網羅し、組織規程を一元化した。戦前から附属機関や地方機関が増え続けたため、一元化を図ったものと推定される。企画審議室、出納事務室、陸運事務所も本庁事務部局の内部機関として規定された。

「秋田県行政組織規程」には、「秋田県庁中処務細則」にあった

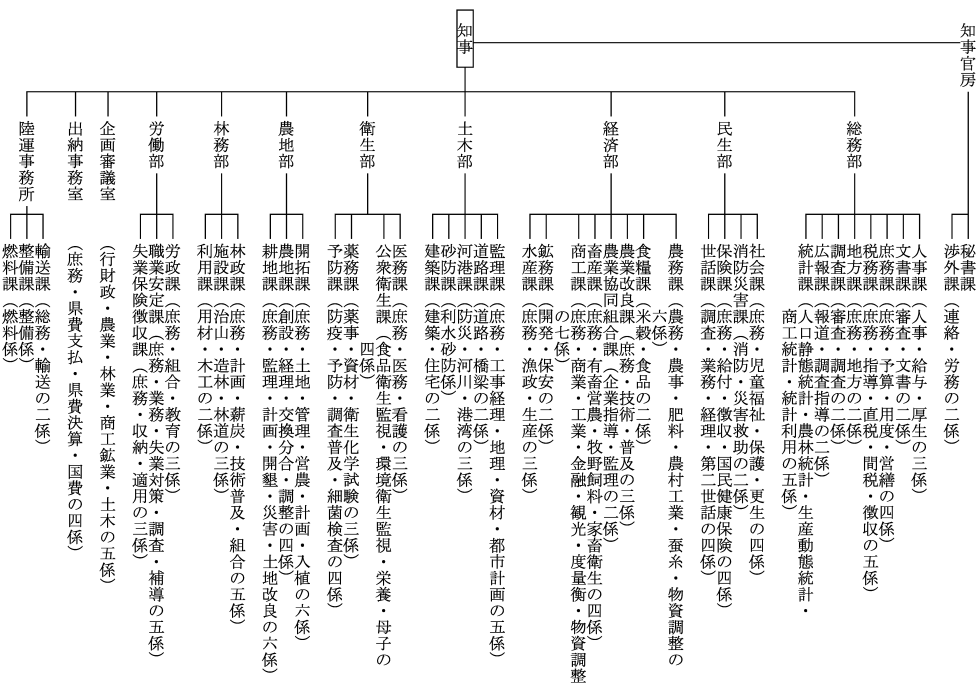
事務処理や文書管理、服務や当直に関する規定が一切入っていない。その代り、同日、事務処理に関する「秋田県事務決裁規程」が制定された。文書管理に関しては、昭和二十八年まで「秋田県庁中処務細則」の第五章公文例と第六章文書編纂に準拠している。

さて、「秋田県行政組織規程」で改正された職務分課は図2の形になった。部課レベルでの再編は無く、わずかに総務部と経済部で課の配列順を変えた程度である。最大の改正点は、課室の下に新たに係を置いたことだった。きめ細かな役割分担を目的としたと考えられる。

また、企画審議室に室長、部に部長・次長・技監、課に課長・課長補佐、係に係長を置いた。陸運事務所には所長を置いている。部課の名称は従前と同じだが、各課の分掌内容は改正されている。その中から特色あるものを若干挙げてみよう。まず、知事官房涉外課の分掌に「海外文化の宣伝啓発に関すること」がある。この年三月三十一日、県は秋田市長野町にアメリカ文化センターを建設し、GHQ民間情報局に無償で提供した。民間情報局の情報課は、あらゆる公的情報メディアを通して日本人に民主的思想及び原則を普及することを任務としていた。⁷⁰⁾ アメリカ文化センターは、秋田県における情報課の活動拠点として使用された。

総務部調査課の分掌には「追放者の登録及び監察に関すること」があり、公職追放関係を扱っている。また、同部広報課の分掌には「県行政の浸透状況調査に関すること」が見られる。一方、民生部

図2 昭和26年の県の職務分課（2・1改定）



世話課の分掌には、「特別未帰還者の給与に関する事」がある。昭和二十三年公布「特別未帰還者給与法」により、国がシベリア抑留民間人に対し二十四年一月から給与を支払うことになったためである。⁷¹

経済部では、農務課の分掌内容が従前よりも充実した。農業計画、経営指導、園芸農産物の生産指導ほか、農林部門における電力需給調整まで扱っている。また、食糧課の分掌には、昭和二十三年公布「食糧確保臨時措置法」⁷²がかなり反映されている。同法は、主要食糧農作物の生産数量、生産保有数量もしくは供出数量の割当等を行い、食糧事情の安定化を目的としていた。さらに農業協同組合課の分掌が、従前に比べ細分化され具体的になっている。一方、水産課では、二十四年公布「漁業法」⁷³に基づき漁業免許可及び漁業権登録を分掌した。「漁業法」は、旧来の不合理な漁業権を国で全部買い上げ、適格性と優先順位に基づき免許可を行って漁民の手に戻すことを目的とした。戦後において、農地改革と並ぶ経済の民主化とさ
れている。⁷⁴

土木部建築課の分掌には、昭和二十五年公布「建築基準法」並びに「建築士法」、また二十一年公布「罹災都市借地借家臨時措置法」が反映されている他、住宅組合や住宅金融なども見られる。住宅建設ブームに対応し、分掌内容が従前よりも整備された。

農地部では、開拓課の分掌に「入植者及び営農指導に関する事」が見られる。戦後開拓は、昭和二十五年頃を境に、未墾地開拓の拡

大から、既入植者の営農確立へ方針を転換していた。⁷⁵また、耕地課の分掌には「耕地整理組合及び普通水利組合に関する事」がある。二十四年公布「土地改良法」は、戦前からの耕地整理組合、普通水利組合、水害防災組合などを廃止し、新たに土地改良区を設立することを定めた。⁷⁷そのため、既存の耕地整理組合や普通水利組合は、二十七年六月六日までに一定の手続きを経て土地改良区に組織変更しなければならなかった。耕地課では、右の手続きを担当した。土地改良区は、農地改革で創出された自作農により構成された。⁷⁶

労働部労政課の分掌では、「労働教育に関する事」に着目したい。労働教育とは、労働者や使用者に対し労働法制や労使関係を教える活動で、GHQの指令により占領直後から始められた。昭和二十六年当時も、都道府県の労政で労働教育を重視していた様子を窺える。

この他、土木部では監理課、衛生部では医務課、林務部では林政課において部内人事を担当している。専門技術者の人事を行ったためだろうか。

さて、図2以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、四月七日、経済部食糧課に庶務係が新設された。⁷⁸同月十一日、マッカーサー元帥が朝鮮戦争をめぐる大統領との対立で連合国軍最高司令官を解任され、リッジウェイ中将が後任になった。秋田県においては、同月三十日に元土木部長池田徳治が公選第二代の知事に就任した。

六月十四日、従前の知事官房が知事室に改められ、総務部から文

書課を移管した。「知事室」への改称は、池田県政の開始を印象付ける。また、知事室に文書課を置いた点は、池田県政における文書管理の重視とも見られる。前代の蓮池県政下では、昭和二十二年九月以来、総務部で文書管理を行っていた。一方、民生部では社会課児童福祉係が児童課に昇格した。児童課には、庶務係と福祉係が置かれていた。⁸⁹

八月三十一日には、陸運事務所で燃料課が廃止され、替わって登録機材課が新設された。⁸⁰燃料課の廃止は、自動車用燃料の需給状況が改善されてきたためだろうか。登録機材課には、登録係と機材係が置かれた。登録機材課は、六月公布の「自動車登録令」⁹¹に準拠し、自動車及び自動車抵当権の登録を行った。旧燃料課の分掌も引き継いだ。薪炭その他代用燃料に関する事項は消えている。

九月一日には、従前の出納事務室が出納室に改められ、総務部庶務課から用度係を移管された。⁸⁶これにより出納室は金銭と物品の両方を扱う形になった。また「出納室」の名称は、独立した権限を持つ出納長の拠点として「知事室」に釣り合わせたとも考えられる。

そして、同月八日、サンフランシスコ平和条約が調印され、日本は独立回復を達成した。同日、日米安全保障条約が調印され、日本はアメリカ軍の国内駐留を認めた。

秋田県では、十一月六日、企画審議室に第一課と第二課の課制が導入された。⁸³第一課に庶務・調査の二係、第二課には農林・商工・建設の三係を置いている。第一課では行財政、第二課では農業・畜

産業・林業・商工・鉱業・土木・交通に関する重要施策を扱った。これに加えて、両課では国土総合開発に関する事項を分掌した。前年に公布された「国土総合開発法」⁸⁴に対応したものである。同法は、敗戦後の荒廃した産業を復興し国民生活の安定を図るため、国土と国内資源の最大限で効果的な開発利用を図るものだった。⁸⁵第一課では国土総合開発について企画審議し、附属機関として秋田県総合開発審議会を所管した。これに対し、第二課では電源の開発、電力の生産・流通及び消費を分掌した。また、企画審議室には、主査に替えて室長を置いた。企画審議室の再編強化は、「国土総合開発法」に基づき秋田県総合開発計画を推進するためと考えられる。

同月十二日、総務部庶務課に県有財産係が新設された。また、庶務課の分掌に「県財政の計画及び調査に関すること」⁸⁶が加えられた。財政難の中、総合開発計画を進めるため必要としたと推定される。翌十二月一日には、知事室涉外課が外事課に改称された。⁸⁷平和条約発効によるGHQ第八四軍政部の廃止を、翌年四月に控えていた。

昭和二十七年四月七日、土木部監理課の資材係が管理係に改称された。⁸⁸同月十二日、農地部耕地課に資金係が新設された。⁸⁹開墾や土地改良のため、自作農への資金融通を円滑に行う目的だったと思われる。同月二十一日には、知事室外事課に經濟部商工課から観光係が移管された。⁹⁰占領終了により帰国するアメリカ軍将校や兵士の観光を扱ったものと推察される。また、同日、農地部開拓課に同部耕地課から開墾係が移管された。⁹¹開墾事業が既存の米作農家よりも開

拓農家で多かつたためと考えられる。

そして、同月二十八日、サンフランシスコ平和条約が発効し、連合国軍による日本占領は終了した。GHQの廃止に伴い、秋田市大町に置かれた第八四軍政部が廃止され、県に対する監視も終了した。占領終了後、政府は占領初期における地方制度改革の見直しや、内務省に代わる地方行政統括官庁の再整備を中心とした再中央集権化に動き始める。⁹²

さて、六月十四日、農地部耕地課において整理係が管理係に改称され、農業水利係が新設された。また、労働部失業保険徴収課に徴収係が新設された。民生部においては、社会課と世話課の分掌に、四月公布の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」⁹³に関する事項が追加されている。⁹⁴同月二十四日には、経済部農務課で物資調整係が廃止され、経営係と農業共済係が新設された。⁹⁵翌七月二十九日、経済部商工課でも物資調整係が廃止されている。⁹⁶特需景気による経済好況に伴い、敗戦後の物資不足が改善されたためと考えられる。

七月三十一日、「保安庁法」⁹⁷が公布され、保安庁を設置し警察予備隊を保安隊に改組、さらに海上警備隊を発足させることになった。独立回復後、吉田内閣は経済復興とともに自衛力増強を課題にしていた。八月六日、秋田県では、総務部地方課の分掌に「警察予備隊の警察官の募集に関すること」⁹⁸を加えている。十月十五日の保安隊発足を控え、隊員募集が都道府県を介して行われていた。⁹⁹

そして、同月十五日、独立回復後、最初の「地方自治法」改正が

行われた。¹⁰⁰GHQが占領初期に行つた地方制度改革の見直しを目的とした。法律改正に伴い、秋田県では翌年一月に組織機構の大改正を行っている。これに関しては、第三章で詳述したい。

十月二日には、陸運事務所登録機材課が登録資材課に改称された。¹⁰¹これに伴い、同課の機材係も資材係に改称された。また、輸送課の分掌には、この年に運輸省で制定した「道路運送調査規則」¹⁰²の内容が反映されている。同規則により、自動車使用者は旅客と貨物の運送状況について陸運事務所を通して毎月運輸省に提出することになった。運輸省では、これを元に輸送統計を作成した。一方、整備課の分掌には、前年公布の「道路運送車両法」¹⁰³における自動車整備事業に関する規定が反映されている。

また、十二月二十七日に、総務部庶務課の分掌に「東京事務所に関すること」¹⁰⁴が加えられた点に注目したい。同日、東京事務所を庶務課の附属機関から地方機関に昇格させ、機構を拡充した。東京事務所に東京物産幹旋所を統合し、さらに附属機関として東京第一宿泊所及び第二宿泊所を設置している。秋田県総合開発計画の具体化に伴い、中央官庁その他関係機関との連絡が増え、また県職員の見直しも多くなつたためと推察される。

三 昭和二十八年一月二十四日以後の県の職務分課

昭和二十七年八月十五日、「地方自治法」が改正された。政府は

二十六年の夏以来、独立回復後の新事態に対応すべく、中央・地方を通じた行政改革を企画してきた。二十七年における「地方自治法」改正の基本は、地方公共団体の自主性の強化、そして組織及び運営の簡素化と能率化だった。改正の結果、前者に関しては国からの機関委任事務が減らされた。これに対し、後者に関しては行政の簡素化と能率化が最優先され、自治拡充の方針を薄らげる結果となった。具体的には、東京都特別区長の公選制が廃止された他、都道府県や市町村の行政委員会制度が縮小されている^⑥。

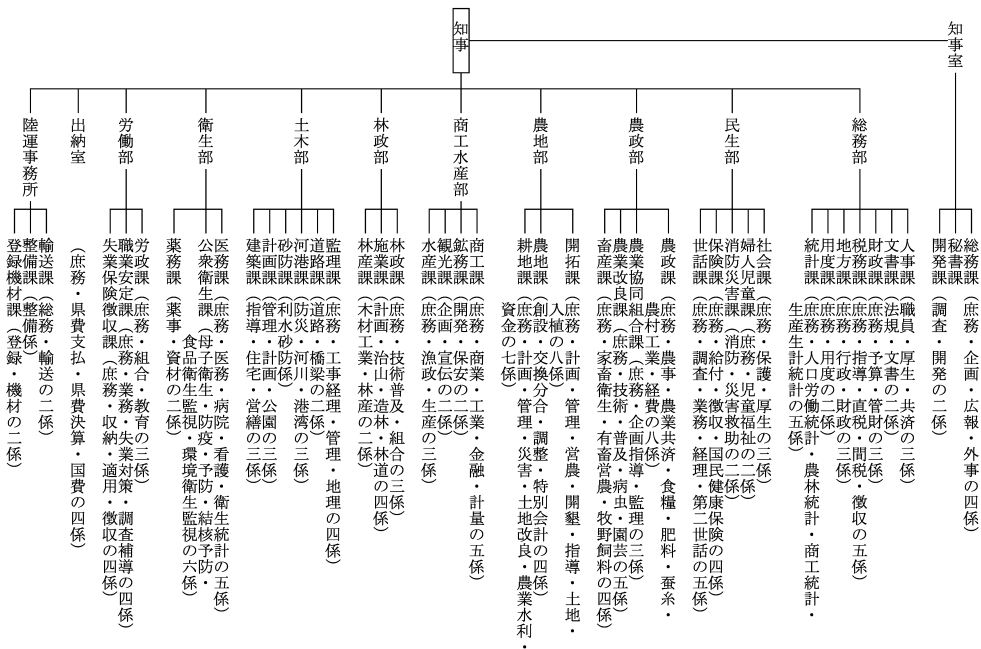
それでは、都道府県の執行機関に関する改正内容を見てみよう。昭和二十二年十二月の「地方自治法」改正では、都道府県の必置局部と任意設置局部を完全に法定化した。二十七年八月の改正では法定局部をやめ、都道府県の人口段階別に標準局部を提示した。都は、総務・財務・主税・民生・衛生・労働・経済・建設・建築・港湾の一〇局。道は、総務・民生・衛生・商工・農林・労働・土木・建築・開拓の九部。人口二五〇万人以上の府県は、総務・民生・衛生・商工・農林・労働・土木・建築の八部。人口一〇〇万人以上二五〇万人未満の府県は、総務・民生労働・衛生・商工・農林・土木の六部。人口一〇〇万人未満の府県は、総務・厚生労働・経済・土木の四部を標準とした。知事は、必要な場合、条例を制定して局部の名称や分掌事務を変更、あるいは局部の数を増減することを許された。変更後の手続きは、内閣総理大臣への届け出のみである。都道府県における組織機構の簡素化を容易にする目的からだった。ま

た、副知事及び副出納長の必置制を改め、弾力的に条例をもって設置を決定できるようにした。一方、選挙管理委員会の人数を六人から四人に減員し、さらに監査委員及び各種行政委員会の委員を原則として非常勤にした。監査委員事務局や各種行政委員会事務局の職員は本庁職員の兼職や充て職、または事務従事として、事務局を簡素化した。GHQにより導入された行政委員会制度は、民主化政策の立案実行や政治的中立性の確保、専門性の保持を目的としていたが、簡素化と能率化の名目で大幅に縮小されることになった。

秋田県では、昭和二十七年八月の「地方自治法」改正後、機構改正について検討され、二十八年一月の県議会臨時会で池田知事が「秋田県部室設置条例案」を提出した。改正法では必要な局部を条例で設置したため、議会での可決を必要とした。池田知事は、条例案の趣旨説明で「最小経費をもって最大効果を収めるための国・地方を通ずる行政簡素化」に則ることを強調した^⑦。条例案の骨子は、經濟部を農政部と商工水産部に分離すること、そして知事室に企画審議室を統合することだった。前者の改正では、農業立県を目指し農政の伸展拡充が図られた。また後者の改正によって、知事は行政各分野と国土総合開発に対する指導力を強化したと言える。条例案は可決され、一月二十四日に「秋田県部室設置条例」が制定された^⑧。

さて、右の条例では、総務・民生・労働・衛生・商工水産・農政・農地・林務・土木の九部を設置するとした。この内、昭和二十七年改正「地方自治法」の標準局部に該当するのは、総務・衛生・

図3 昭和28年の県の職務分課（1・24改定）



土木の三部である。秋田県の人口は当時一三〇万人台であり、本来ならば標準局部六部の府県に入る。つまり、秋田県の場合、池田知事の趣旨説明に相反して組織機構は簡素化されていない。経済部を農政部と農工水産部に分離した他、従前の部を標準局部に合わせて統廃合しなかつたためである。

条例制定の同日、「秋田県行政組織規程」が大改正された。本庁事務部局を主とした改正であり、職務分課は図3の形になった。知事室に企画審議室を統合し、経済部を農政部と農工水産部に分離した他、課や係レベルでも若干の改正がされている。分掌内容も改正された。

では、主な改正点を挙げてみたい。まず、知事室開発課の分掌は旧企画審議室から国土総合開発と電源開発関係を引き継いでいる。一方、知事室総務課の分掌は、旧企画審議室から各分野に関する重要施策の企画、調査及び総合調整を引き継いだ。これは企画係で担当したと推定される。また同課広報係は、旧総務部広報課を前身とする。係への降格だが、県政の普及宣伝活動を知事の直轄とした。総合開発や重要施策に対する県民の理解を重要視したためだろう。同課の分掌には、旧総務部庶務課から東京事務所関係も引き継がれた。総合開発等を進めるため、中央官庁との連絡調整を知事室で所管したものも推測される。

総務部には、知事室から文書課が移管された。同部内では人事課の次に配置されている。一方、人事課の分掌には「人事委員会に関

すること」が見られる。秋田県人事委員会は、昭和二十六年六月に設置された¹⁰⁾。また、総務部の庶務課が財政課と用度課に分離したことも注目したい。財政課の独立した背景には、二十六年年度以来の財政悪化、そして国土総合開発計画の具体化が考えられる。また、同課では、議会、監査委員、公安委員会、教育委員会の財政も担当していた。この他、地方課の分掌に、町村合併促進関係が入っている。二十七年改正「地方自治法」では、都道府県知事へ市町村に対する合併勧告権を与えていた。

農政部では、農政課の分掌内容が旧經濟部農務課の時よりも充実している。水田裏作の指導、主要食糧販売・加工業者及び米飯提供者者の業務指導など積極的な農政の展開が見られる。また、昭和二十六年公布の「農業委員会法」¹¹⁾に基づき、農業委員会に関する事項も分掌していた。

商工水産部では、観光課の分掌内容が充実した。観光の総合計画や観光産業の指導、国立及び県立公園の宣伝、観光団体の育成指導など県内観光の振興に積極的である。戦後の復興に伴い、国内では観光産業が発展していた。

農地部では、開拓課の分掌内容が従前よりも格段に充実した。増反や入植の世話、開墾作業・建設工事の設計監督指導、さらに開拓地の成功検査も担当している。また、海外移民に関しても分掌しており、開拓農村から南米移民が少なくなかった状況を窺わせる。農地課の分掌では自作農維持金融関係に注意したい。農地改革で創出

された自作農が経営難で土地を手放すことを防止する目的である。林政部では、施業課の分掌に「保安林及び保安林施設地区に関すること」¹²⁾が加えられた。昭和二十六年公布の「森林法」により、農林水産大臣または都道府県知事が保安林を指定し、伐採や開発を制限することになっていた。

土木部では、監理課の旧都市計画係が計画課に昇格した。都市計画の他、国立及び県立公園の計画、さらに上下水道や工業用水なども扱っている。

衛生部では、公衆衛生課に旧予防課の分掌が吸収された。予防衛生を推進したGHQ公衆衛生福祉局が占領終了により廃止された影響だろうか。旧予防課の分掌は、公衆衛生課の防疫・予防・結核予防の三係で担当された。

それでは、図3以後の職務分課の変遷を見てみよう。まず、新年度に入り、四月一日に総務部税務課において直税・関税・徴収の三係が廃止された¹³⁾。三月三十一日に「秋田県税事務所設置条例」¹⁴⁾が制定され、県税の徴収賦課を地方事務所長と県税事務所長に委任したためである。また、同課に調査係が新設された。他都道府県や課税地の関連する事業税及び特別所得税の賦課徴収が新たに分掌に加えられたため、調査係を必要としたと考えられる。

七月一日には、「秋田県行政組織規程」の大改正が再び行われた¹⁵⁾。この改正で、本庁事務部局の附属機関は全て地方機関に一本化された。地方機関の数は、地方事務所以下四八機関になった。

同月二十一日、出納室の分掌に「財政資金の調達に関すること」が加えられた。¹⁵ 財政難のなか総合開発計画を実行するため、資金調達が喫緊の課題になっていたと推定される。具体的には、十二月に総工費一五億円を超える鎧畑発電所建設の着工を控えていた。

一方、七月二十五日に「秋田県文書取扱規程」が制定された。¹⁶ これ以前の文書管理は、「秋田県庁中処務細則」第五章公文例と第六章文書編纂に準拠していた。同日、右規程の施行について、総務部長が各部（室）課長あてに通達を出した。¹⁷ その中では、新たな規程の目的を「文書事務を正確且つ迅速に運営し、もって行政の簡素化を図ること」と記している。文書管理でも簡素化・能率化が優先されたらしい。その結果、文書課で行われていた簿冊編綴が、公文書を作成した原課に任せられることになった。文書課は、各課から引き渡された簿冊を保存管理するだけの役割に後退した。簿冊編綴については、明治期以来続いた集中管理が規程上で廃止され、各課に分散したことになる。文書課の業務はその分簡素化されたが、各課によつて簿冊編綴の統一性を欠く危険を抱えることになった。

また、同月二十七日、土木部道路課で道路係が廃止され、維持係と改良係が新設された。すなわち道路維持と道路改良で係を分けた。砂防課でも利水砂防係が廃止され、利水係と砂防係が新設された。¹⁸

そして、同日、朝鮮戦争休戦協定が調印された。また八月一日には、自治庁が地方自治を包括的に所管する官庁として設置された。全国選挙管理委員会、地方財政委員会及び地方自治庁を統合したも

のである。内務省に代わる地方行政統括機関の再整備、つまり地方行政の再中央集権化だった。一方、九月一日、「町村合併促進法」が公布され、秋田県内でも町村合併が本格的に進み始めた。県庁では、前述のとおり総務部地方課が町村合併の促進を分掌している。

同月二十一日、民生部婦人児童課で児童福祉係が福祉係に改称された。また、林政部施業課の林道係が同部林産課に移管された。衛生部薬務課では、資材係が需給係に改称されている。一方、民生部社会課の分掌には、「元軍人の恩給に関すること」「戦争犯罪人の援助に関すること」が加えられた。八月の「恩給法」改正によつて軍人恩給が復活し、前年五月には法務総裁から戦犯の国内法上の解釈変更が通達され戦犯も遺族年金や恩給の対象になっていた。農地部開拓課の分掌には、「開拓農業組合に関すること」が加えられた。¹⁹ 開拓農業組合は畜産に特化した専門農協であり、七月に公布された「開拓融資保証法」²⁰ で規定されている。

また、十一月三十日、労働部で失業保険徴収課が失業保険課に改称された。保険料徴収のみでなく、失業認定や保険料給付も分掌するようになったためである。これに伴い、従前の適用係が適用給付係に改称された。²¹ 翌十二月一日には、知事室開発課に発電係が新設され、同課の分掌に「鎧畑発電所建設事務所に関すること」を追加した。同日、仙北郡田沢村に鎧畑発電所建設事務所が設置され建設に着工した。鎧畑発電所は、県営第一号として昭和三十一年十一月から発電を開始している。²² そして十二月二十四日、民生部世話課で

業務係が廃止され、扶助係と恩給係が新設された。¹²⁵

昭和二十九年三月十三日、総務部文書課に浄書係が新設され、公文書の浄書及び謄写を分掌した。翌四月一日には、商工水産部で計量係が廃止された。¹²⁶ 計量係は、地方機関の計量検定所として独立した。二十六年公布の「計量法」は、メートル法の実施期限を一般取引については三十三年末、土地建物について四十一年末と定めていた。¹²⁹ 計量検定所の独立は、尺貫法からメートル法への移行に備えた措置と推定できる。また、五月二十九日、総務部財政課に財政調査係が新設された。¹³⁰ 前年度の実質財源不足額は三〇〇億円に達していた。¹³¹

そして、六月八日、「警察法」が改正され、市町村の自治体警察を廃止し、警察庁指揮下の都道府県警察に一本化した。¹³² GHQが占領期に行った警察制度の地方分権化を、再び中央集権化したものである。新たな「警察法」に基づく都道府県警察は都道府県公安委員会により運営管理されるが、本部長等は国で任命する地方警務官である。実質的には国家警察の色彩が濃くなった。これに伴い、七月一日に秋田県警察本部が発足している。また六月九日には、「防衛庁設置法」及び「自衛隊法」のいわゆる防衛二法が公布・施行された。¹³³ 同日、防衛庁と陸海空の自衛隊が発足した。

同月十四日、衛生部薬務課の分掌に麻薬・大麻の取締り関係が追加された。¹³⁴ 前年三月に「麻薬取締法」が改正され、取締り業務の一部を国から都道府県に移管していた。¹³⁵ 都道府県には麻薬取締官が地

方公務員として配置された。敗戦後、軍用備蓄の麻薬が民間に放出され、中毒患者の増加が社会問題化したためである。また、十一月十六日には、総務部用度課に車庫長と副車庫長が置かれた。¹³⁶ 車庫長は、公用車両の安全、配車等に関する事項を掌理した。

結びにかえて

本稿では、「地方自治法」施行により普通地方公共団体になった秋田県について、昭和二十年代の職務分課の変遷をたどった。部課の設置や職務規程の内容には、国家や社会の状況、組織変遷上の必然性や要請が有機的に関わる。秋田県の職務分課にもGHQによる占領下の諸改革、独立回復後の修正など政治状況の変化が大きく影響していた。また、国策としての戦後開拓や国土総合開発は、県の機構改編に直接的な影響を及ぼしている。

はじめに述べたが、昭和二十年代に現代の地方行政の原型が形成された。本稿では、まず本庁事務局内部機関について職務分課の変遷を整理した。昭和二十年代の全体像を理解するためには、本庁事務局附属機関及び地方機関、そして各種行政委員会事務局及び議会事務局についても整理する必要がある、今後の課題となる。

(古文書班 しばた ともあき)

註

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、第九号、第十号（一九九五年、二〇〇三年、二〇〇四年）
- (2) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (3) 昭和二十二年四月十七日法律第六七号、七月十五日法律第一七〇号、十二月十七日法律第一九六号
- (4) 大島美津子「地方自治法」〔国史大辞典〕第九卷、吉川弘文館、一九八八年、四四三頁
- (5) 秋田県公文書館には、知事部局以外に、教育庁、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局から公文書が引き渡されている。
- (6) 「秋田県行政機構総合一覽」(秋田県立秋田図書館、一九七二年)、『秋田県議会史』第一卷(秋田県議会、一九七九年)
- (7) 昭和二十一年九月二十七日法律第二七号
- (8) 坂田期雄『地方自治制度の沿革』(現代地方自治全集1、ぎょうせい、一九七七年) 一三〇～一三五頁
- (9) 秋田県の公選初代知事である蓮池公咲は、「府県制」に基づき公選され、「地方自治法」施行以前は官吏身分だった。
- (10) 坂田、前掲書 五七～五八頁
- (11) 都は、総務・会計の二部と民生・教育・経済・建設・交通・水道・衛生・労働の八局を法定。
- (12) 『戦後開拓のあゆみ』(秋田県農政部編、秋田県、一九七三年) 二〇～二一頁 戦後開拓は、敗戦後の食糧事情悪化、復員や引揚げ等に伴う失業者急増への対策として、昭和二十年十一月閣議決定の「緊急開拓事業実施要領」により全国で進められた。翌二十一年十月の「自作農創設特別措置法」で農地改革の一環として規定され、当初の失業者対策から、農業上の土地利用増進と人口収容力の安定的増大を図る国策に移行した。「開拓事業実施要領」が同月制定され、
- (13) 翌十一月には都道府県に農地部を設置させて農地改革及び戦後開拓の推進に当たらせた。秋田県でも農地部開拓課は、海外引揚者や旧満州国での開拓行政経験者を多く採用し、二十三年頃には庁内随一の大きな課になっていた。
- (14) 秋田銀行大町支店(現・秋田市立赤れんが郷土館)を接收した。
- (15) 訓令甲第一号(昭和二十一年二月九日「秋田県報」号外)
- (16) 訓令甲第五二号(昭和二十一年十一月二十一日「秋田県報」号外)
- (17) 昭和二十二年十二月十二日法律第一六九号
- (18) 坂田、前掲書 七四頁
- (19) 道においては、任意設置にさらに開拓部を加えた。なお、都においては、従前の会計部を財務部に改めた。
- (20) 坂田、前掲書 一三〇～一三三頁
- (21) 昭和二十二年九月五日法律第一〇二号、戦前からの「保健所法」は、GHQ公衆衛生福祉局の指導で全面改正され、衛生行政を警察から厚生省に移し、保健所を全国各地に数多く設置させ市民の健康管理の徹底を図らせた。(竹前栄治『GHQ』、岩波新書、一九八三年、一三一頁)
- (22) 昭和二十二年十二月二十四日法律第二三三三号、
- (23) 訓令甲第一号(昭和二十三年一月一日「秋田県報」号外)
- (24) 国家地方警察の職員は国から任命されたが、地方事務官として都道府県知事の指揮監督下に置かれた。
- (25) 条例第一号(昭和二十三年三月二十三日「秋田県報」号外)
- (26) 訓令甲第四号(昭和二十三年四月一日「秋田県報」第二五〇七号)
- (27) 『地方制度の改正と秋田県の歩み』昭和20年度～29年度(付昭和30年度)―(秋田県総務部行政管理課、一九七八年) 六〇頁
- (28) 訓令甲第五号(昭和二十三年四月一日「秋田県報」第二五〇七号)
- (29) 訓令甲第一〇号(昭和二十三年四月二〇日「秋田県報」第二五〇九号)
- (30) 昭和二十二年一月十九日法律第一三二二号

- (30) 清水洋二「農業協同組合」(『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九九〇年、三五四～三五五頁)
- (31) 訓令甲第一四号(昭和二十三年五月五日)「秋田県報」号外
- (32) 『秋田県戦後行政年表資料(昭和二〇～三〇)』(秋田県、一九七六年)一九九頁
- (33) 訓令甲第二九号(昭和二十三年十二月十日)「秋田県報」号外
- (34) 昭和二十二年十二月一日法律第一四六号
- (35) 昭和二十二年十一月三十日法律第一四一号
- (36) 昭和二十三年七月十三日法律第一五八号
- (37) G H Qは地方競馬を主催していた馬匹組合連合会及び中央馬事会を解散し、「競馬法」により都道府県主催の公営競馬に転換させた。秋田県営競馬は、八橋競馬場(秋田市)と大館競馬場(北秋田郡上川治村)の二か所で昭和二十三年から二十八年まで開催された。
- (38) 条例第五八号(昭和二十三年十二月二十二日)「秋田県報」号外
- (39) 田口勝一郎『秋田県の百年』(県民百年史5、山川出版社、一九八三年)二八三頁
- (40) 訓令甲第三十一号(昭和二十三年十二月二十二日)「秋田県報」号外
- (41) 訓令甲第一号(昭和二十四年二月一日)「秋田県報」号外
- (42) 昭和二十三年七月七日法律第一一〇号
- (43) 『地方自治総合年表』(現代地方自治全集25、現代地方自治全集編集委員会編、ぎょうせい、一九七九年)七六頁
- (44) 昭和二十二年十二月二十四日法律第二三三号「食品衛生法」、第二三四号「理容師法」、二十三年七月十日法律第一二五号「温泉法」、同十二年法律第一三七号「興行場法」、第一三八号「旅館業法」、第一三九号「公衆浴場法」など
- (45) 昭和二十三年七月三十日法律第二〇一号「医師法」、第二〇二号「歯科医師法」、第二〇三号「保健婦助産婦看護婦法」、第二〇五号「医療法」など
- (46) 『秋田県鉱山誌』(秋田県地下資源開発促進委員会編、秋田県鉱山会館、二〇〇五年)六八一～六八二頁
- (47) 訓令甲第五号(昭和二十四年四月一日)「秋田県報」号外
- (48) 昭和二十二年十月十八日法律第一一八号「災害救助法」、十二月十二日法律第一六四号「児童福祉法」、二十三年七月二十九日法律第一九八号「民生委員法」、同三十日法律第二〇〇号「消費生活協同組合法」
- (49) 訓令甲第六号(昭和二十四年五月一日)「秋田県報」号外
- (50) 訓令甲第一号(昭和二十四年九月一日)「秋田県報」第二六四九号
- (51) 昭和二十四年五月二十四日法律第一〇〇号
- (52) 訓令甲第一二号(同)
- (53) 訓令甲第一三号(昭和二十四年十月二十一日)「秋田県報」第二六五四号
- (54) 昭和二十四年十月二十八日政令第三五八号
- (55) 昭和二十一年十月一日法律第三二二号
- (56) 昭和二十二年十二月十六日法律第一九一号
- (57) 規則第四六号「商工資材事務所及び陸運事務所設置規則」(昭和二十四年十一月一日)「秋田県報」号外
- (58) 訓令甲第一六号(昭和二十四年十一月十日)「秋田県報」号外
- (59) 規則第一〇号(昭和二十五年四月十五日)「秋田県報」第二七三二号
- (60) 訓令甲第七号(昭和二十五年五月三十一日)「秋田県公報」号外第二号
- (61) 『地方制度の改正と秋田県の歩み―昭和20年度～29年度(付昭和30年度)―』七三頁
- (62) 昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号
- (63) 条例第五号「秋田県消防講習所条例」(昭和二十四年四月五日)「秋田県報」第二六〇五号
- (64) 訓令甲第八号(昭和二十五年五月三十一日)「秋田県公報」号外第二号
- (65) 昭和二十五年八月十日政令第二六〇号

- (66) 坂田、前掲書 三二五頁
- (67) 昭和二十五年九月一日条例第三二〇号〔秋田県公報〕号外第一号
- (68) 規則第三号〔昭和二十六年二月一日「秋田県公報」号外第一号〕
- (69) 昭和二十七年「日米文化会館設置関係綴」(九三〇一〇三一三〇五二八)
- (70) 竹前、前掲書 一二三頁
- (71) 昭和二十三年十二月二十九日法律第二七九号
- (72) 昭和二十三年七月二十日法律第一八二号
- (73) 昭和二十四年十二月十五日法律第二六七号
- (74) 『地方自治総合年表』一一五頁
- (75) 昭和二十五年五月二十四日法律第二〇一〇号、第二〇二〇号、二十一年八月二十七日法律第一三三〇号
- (76) 『戦後開拓のあゆみ』一三〇一四頁
- (77) 昭和二十四年六月六日法律第一九五号
- (78) 規則第一〇号〔昭和二十六年四月七日「秋田県公報」第二八八三三〇号〕
- (79) 規則第三〇号〔昭和二十六年六月十四日「秋田県公報」号外〕
- (80) 規則第三八号〔昭和二十六年八月三十一日「秋田県公報」号外第一号〕
- (81) 昭和二十六年六月三十日政令第二五六号
- (82) 規則第四〇号〔昭和二十六年九月一日「秋田県公報」第二九四六六号〕
- (83) 規則第五八号〔昭和二十六年十一月六日「秋田県公報」第二九七三三〇号〕
- (84) 昭和二十五年五月二十六日法律第二〇五号
- (85) 榎本正敏「国土総合開発計画」(『国史大辞典』第五卷、吉川弘文館、一九八五年) 六七四〇六七五頁 国土総合開発計画は、全国総合開発計画、都道府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発の四種から成る。主な内容は、治山治水、地下資源及び農林資源の開発、電源開発、工業立地条件の整備などで、これらを有機的連絡のもと総合的に実施する趣旨だった。当初は電源開発を中心に

- (86) 進められた。
規則第五九号〔昭和二十六年十一月十二日「秋田県公報」号外第一号〕
- (87) 規則第六四号〔昭和二十六年十二月一日「秋田県公報」第二九八五五号〕
- (88) 規則第一四号〔昭和二十七年四月七日「秋田県公報」号外第二号〕
- (89) 規則第一五号〔昭和二十七年四月十二日「秋田県公報」第三〇三九号〕
- (90) 規則第一六号〔昭和二十七年四月二十一日「秋田県公報」号外第号〕
- (91) 規則第一七号(同)
- (92) 笠原英彦編『日本行政史』(慶應義塾大学出版会、二〇一〇年) 一三三頁
- (93) 昭和二十七年四月三十日法律第一二七号
- (94) 規則第二六号〔昭和二十七年六月十四日「秋田県公報」第三〇六六号〕
- (95) 規則第二九号〔昭和二十七年六月二十四日「秋田県公報」号外第二号〕
- (96) 規則第三六号〔昭和二十七年七月二十九日「秋田県公報」号外第二号〕
- (97) 昭和二十七年七月三十一日法律第二六五号
- (98) 規則第四〇号〔昭和二十七年八月六日「秋田県公報」号外第一号〕
- (99) 警察予備隊の隊員数七万五千人に対し、保安隊の隊員数は一万人であり、三万五千人の隊員補充を緊急に要していた。
- (100) 昭和二十七年八月十五日法律第三〇六号
- (101) 規則第五三号〔昭和二十七年十月二日「秋田県公報」第三二一三三〇号〕
- (102) 昭和二十七年運輸省建設省令第一号
- (103) 昭和二十六年六月一日法律第一八五号
- (104) 規則第六七号〔昭和二十七年十二月二十七日「秋田県公報」号外第一号〕

- (105) 坂田、前掲書 二三九、二四二頁
- (106) 『秋田県議会議史』第一卷 五八九頁
- (107) 条例第一号（昭和二十八年一月二十四日「秋田県公報」号外第一号）
- (108) 規則第四号（昭和二十八年一月二十四日「秋田県公報」号外第二号）
- (109) 条例第二九号「秋田県人事委員会の設置に関する条例」（昭和二十六年六月十二日「秋田県公報」第二九一一号）
- (110) 昭和二十六年三月三十一日法律第八八号
- (111) 昭和二十六年六月二十六日法律第二四九号
- (112) 規則第十九号（昭和二十八年四月一日「秋田県公報」号外第二号）
- (113) 条例第一〇号（昭和二十八年三月三十一日「秋田県公報」号外第一号）
- (114) 規則第四五号（昭和二十八年七月一日「秋田県公報」号外第一号）
- (115) 規則第四八号（昭和二十八年七月二十一日「秋田県公報」号外第一号）
- (116) 訓令甲第一六号（昭和二十八年七月二十五日「秋田県公報」号外第一号）
- (117) 秋発文第二六号「文書取扱規程の施行について」（昭和二十八年七月二十五日「秋田県公報」号外第一号）
- (118) 規則第五〇号（昭和二十八年七月二十七日「秋田県公報」号外第一号）
- (119) 昭和二十八年九月一日法律第二五八号
- (120) 昭和二十八年八月一日法律第一五五号
- (121) 規則第五三号（昭和二十八年九月二十一日「秋田県公報」号外第一号）
- (122) 昭和二十八年七月三十一日法律第九一号
- (123) 規則第七一号（昭和二十八年十一月三十日「秋田県公報」号外第一号）
- (124) 規則第七三号（昭和二十八年十二月一日「秋田県公報」号外第三号）
- (125) 『秋田県土木史』第三卷（秋田県土木部監修、社団法人秋田県建設技術センター、一九九〇年）七六九頁
- (126) 規則第七六号（昭和二十八年十二月二十四日「秋田県公報」号外第二号）
- (127) 規則第七七号（昭和二十九年三月十三日「秋田県公報」第三三二八号）
- (128) 規則第一二二号（昭和二十九年四月一日「秋田県公報」号外第一号）
- (129) 昭和二十六年六月七日法律第二〇七号
- (130) 規則第三九号（昭和二十九年五月二十九日「秋田県公報」号外第一号）
- (131) 『地方制度の改正と秋田県の歩み―昭和20年度～29年度（付昭和30年度）―』一七一頁
- (132) 昭和二十九年六月八日法律第一六二号
- (133) 昭和二十九年六月九日法律第一六四号、第一六五号
- (134) 規則第四一号（昭和二十九年六月十四日「秋田県公報」号外第一号）
- (135) 昭和二十八年三月一七日法律第十四号
- (136) 規則第八八号（昭和二十九年十一月十六日「秋田県公報」第三四三九号）

絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について

太田 研

秋田県公文書館は約二六〇〇点の絵図を所蔵している¹⁾。絵図は魅力的な資料のひとつであり、多くの方々に利用していただきたい。その一方で、所蔵資料の自然的劣化や原本利用による人為的劣化に対応するために、当館では絵図の複製化やデータ化・マイクロフィルム化を進めてきた。さらに今後は、災害への対応という観点から資料管理のあり方が重視されてくるものと思われる。

本稿は、平成五年度の開館以来取り組んできた絵図の複製化と平成二十三年度に実施した「絵図撮影・デジタルデータ化事業」について紹介するとともに、その成果品を活用した普及活動が利用者層の拡大や利用者数の増加に結びついた実態を述べるものである。

一 複製絵図について

平成五年度から行っている絵図複製化の必要性を述べた資料を要約すると次のとおりである。

県庁移管の絵図について、最近の複写方法であるチバクローム方式によるダイレクトプリントで縮小絵図を複製した。極めて鮮明な画像が得られ、縮小化した結果、利用者も手軽に閲覧することができ。

絵図の持つ歴史情報は今まであまり注目されなかったが、村の成り立ち、開発の進行、道路の発達、山野の変容等さまざまな情報が隠されているので、歴史資料としてもっと注目されていいものと思う。

今年度は文化財に指定されている絵図を中心に複製化したが、来年度以降は各地の特徴をよく示している絵図についても複製化を進めていきたい。

(平成五年十一月会議資料「古文書課の現状と課題」より)

絵図の価値は、一般には美術的な面であらえられていたが、

そのみでなく作製当時のさまざまな歴史情報を伝える資料としても注目される。これからは絵図の研究なくして確かな歴史認識はできないであろう。

しかし、一般的に絵図は大型であることや、折り畳んだり広げたりするところから来る傷み、絵の具の落剥等の心配があつて、頻繁な利用は避けなければならない。

昨年は秋田県及び秋田市の文化財に指定されている絵図について写真複製を行つたが、指定されていない物でも価値のある絵図があり、できるだけ複製物をつくつて閲覧利用に供したいし、積極的な利用を進めていきたい。

(平成六年度会議資料「古絵図の複製について」より)

平成五年度から平成十一年度までは、ダイレクトプリントで複製絵図を作製したあと、その複製絵図を撮影し4×5インチポジフィルムに保存していた。また、平成十二年度からは原本そのものを撮影し、4×5インチポジフィルムから電子データ化したあとデジタルプリント出力する方法で複製絵図を作製した。出力が分割になつた場合は一枚物になるようにつなぐことにした。複製絵図の表面にはUVラミネート加工を、裏面にはクロス貼りを施し強化をはかり、壁掛けができるようにアルミ製プリントハンガーを備え付けた。電子データはCD-ROMに書き込み保存した。

こうして、当館には平成十九年度までに二〇五点の複製絵図が作

表1 複製絵図・展示複製絵図点数

年度(平成)	点数	備考	展示会名	展示複製絵図点数
5	11	内県指定文化財8、市指定文化財1		
6	10	ほかに絵図袋の複製1点	秋田藩の修史事業	3
7	10	ほかに裏書複製3点		
8	12	ほかに裏書複製3点	享保年間の秋田藩	8
9	7	ほかに裏書複製3点		
10	10	ほかに裏書複製4点	近世秋田の国境	5
11	3	内県指定文化財3		
12	70	内県指定文化財69(日本六十余州国々切絵図)	秋田藩の家臣団	5
13	4	内県指定文化財1		
14	10		佐竹氏入部四百年記念絵図資料展	11
15	10			
16	17		久保田城下町の建設と変遷	11
17	12		日本六十余州国々切絵図の世界(ミニ展示)	69
18	9	内海岸絵図は4分割で複製化	秋田藩の海防警備	7
19	10			
計	205			

(平成20年度以降は撮影のみ行い複製絵図は作製していない。)

20	2	内出羽七郡絵図は13分割	武士の日記を読む	4
21	9			
22	5		戦国時代の秋田	1
23	807	絵図撮影・デジタルデータ化事業		
24	3		絵図にみる近世秋田	11

※平成20年度以降の点数は撮影点数

※展示会は古文書班(課)担当の展示会のみ掲載

計135

製され、利用者の閲覧が容易になった。さらに、展示会においてもこの複製絵図を活用することで展示可能な絵図が増え普及活動の充実につながっている。表1は年度ごとに作製した複製絵図の点数と展示会で利用した複製絵図の点数である。

なお、平成二十年度以降は撮影のみ行い、新たな複製絵図は作製していない。

二 絵図撮影・デジタルデータ化事業

当館では平成二十三年度に秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、「絵図撮影・デジタルデータ化事業」として文書情報管理士の資格を有する正社員のいる県内企業に事業委託を行った。委託業務の内容は、「所蔵絵図の撮影とデジタルデータ化及びその合成作業」である。成果品は次の五点である。

- ① ポジフィルム（保存用・控用の二セット、平成二十二年度までに撮影した絵図を一部含む）
- ② 保存用カラープリント（四つ切り）
- ③ 閲覧用カラーコピー（A3版）
- ④ デジタルデータ（保存形式はTIFF形式またはJPEG形式）
- ⑤ 閲覧用プログラムを組み込んだモニター付きパソコン

絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と利活用について

表2 「所蔵絵図」・「撮影・データ化絵図」点数

	所蔵絵図			撮影・データ化絵図		
	点数	藩政期	明治期以降	点数	藩政期	明治期以降
秋田県庁旧蔵古文書	1049	422	627	536	322	214
郷土資料	622	236	386	184	161	23
加賀谷家文書	200		200	0		
東山文庫	172	89	83	42	21	21
狩野文庫	161	2	159	0		
渡部斧松文書	156	70	86	0		
佐竹文庫	93	93		0		
落穂文庫	54	53	1	6	5	1
混架資料	37	37		14	14	
博物館旧蔵史料	23	18	5	0		
戸村文庫	20	16	4	2	1	1
佐竹西家文書	19	11	8	2	1	1
岡文庫	13	12	1	0		
山崎文庫	9	3	6	3		3
湊文書	8	7	1	0		
絵図（独立）	7	7		6	6	
長岐文書	3	2	1	0		
菊池文庫	3		3	0		
秋林文庫	1		1	0		
その他・他館所蔵				12	12	
	2650	1078	1572	807	543	264

撮影対象資料は、まず「秋田県庁旧蔵古文書」内の絵図(資料番号が「県C」で始まる資料)と「郷土資料」内の絵図(資料番号が「A―二九〇―一―四」で始まる資料)は閲覧が多く資料価値が高いと判断し撮影点数を増やした。「秋田県庁旧蔵古文書」内の絵図は藩政期の絵図を三二二点、明治期以降の絵図を二一四点、総数一〇四九点中五三六点を撮影した。「郷土資料」内の絵図は藩政期の絵図を一六一点、明治期以降の絵図を二十三点、総数六二二点中一八四点を撮影した。

次に他の資料群からは、閲覧利用の多い資料や損傷・劣化が進んでいる資料を中心に選択した(表2)。

一方、同じく閲覧利用の多い明治初期の地籍図・村絵図・沽券地絵図等は、小型絵図が中心で原本での出納が可能であることから撮影順位を下げた。また、戊辰戦争関係絵図・屋敷図・鉱山関係絵図等は、少数の専門的研究者が対象となることから撮影の対象外とした。

撮影作業は全て当館内で行い、当館職員と業者との協議や連絡調整がいつでもできるようにした。長辺が約五メートル以内の小型・中型絵図は、絵図を磁石で固定するための鉄板を壁一面に設置し、それに絵図を貼り付け真横から撮影し(写真1)、大型絵図は櫓を組んで絵図を真上から撮影する方法を採り入れた(写真2)。どちらの撮影も四く五人の担当者が慎重に絵図を移動させていく方法である。画面周辺の歪みができないようにするため、多くの絵図は約

一メートル四方の大きさを目安として分割撮影をしたが、絵図に記されている情報が細かすぎ一メートル四方の大きさで撮影しても精度が下がるものは、その都度協議して分割枚数を決定した。また、

写真1

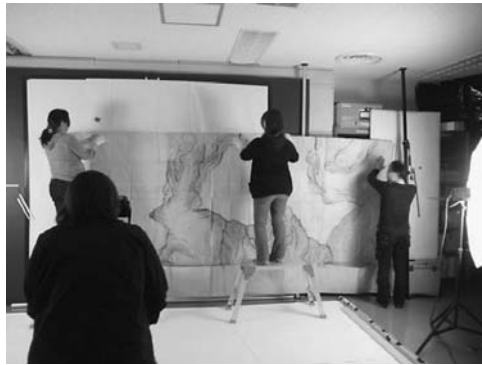


写真2



一メートル四方に絵図が複数枚収まる小型絵図は、まとめて撮影することで撮影コマ数を調整した。かぶせや貼り紙のある絵図は、原則としてかぶせや貼り紙を可能な限り開いた元図と、かぶせや貼り紙が付され、それらに記されている情報がわかる状態のものとの二種類を撮影した。裁許絵図など裏書きが記されている絵図は裏書きも撮影した。

デジタル画像データ作成作業については、群馬県立文書館の先駆

的取り組みを大いに参考にさせていただいた²⁾。群馬県立文書館の仕様書をもとに委託業者と打ち合わせを行い、スキャナ性能に若干の数字の違いはあるものの、合成作業までは群馬県立文書館とほぼ同様の作業方法である。

そして当館では、合成作業で完成した画像データを閲覧用プログラムを組み込んだモニター付きパソコン（以下、絵図モニター）に書き込み、利用者の閲覧に供するところまで作業を進めた。絵図モニターは次のような条件により作製を依頼した。

- (1) 全ての絵図資料のリストが検索可能になっていること
- (2) 絵図を指定するとその全体画像が出ること
- (3) 全体画面の任意の場所が随意に拡大できること
- (4) 原寸まで拡大しても原本と同じ精度を保つこと
- (5) ホームページへの掲載や複製品の作製等今後のデータの活用を踏まえ、適切な画素数を協議したうえで決定すること

完成した絵図モニターの操作方法は以下のとおりである。

①「検索スタート」ボタンをクリックすると「絵図データベース画面」に入る（写真3）。

②「絵図データベース画面」には、八〇七点の絵図写真と資料名・資料番号のほか、年代・寸法などの基本情報が掲載されている。

そこから絵図写真をクリックするとその絵図の全体図に画面が変わる（写真4）。

③特定の絵図を見るときはキーワード検索が可能である。資料名だけでなく、「絵図データベース画面」内の全ての基本情報がキーワードとして該当する（写真5）。

④全体図は自由に移動・拡大・回転させ、絵図に記されている内容を細かい部分まで読み取ることができる（写真6・7）。

⑤かぶせ・貼り紙や裏書きのある絵図は、全体図画面右下にある○窓をクリックすることでそれらの内容を見ることができる。

三 絵図モニターの設置

こうして八〇七点の絵図データが書き込まれた絵図モニターは平成二十三年十二月に完成した。

その後、絵図モニターを閲覧室に設置・公開するため次の準備に取り組んだ。

○絵図データの取扱方法の共通理解

データは閲覧用として、いわば複製絵図と同じものとして位置づけることを決定した。当館は利用者が複製絵図を自ら写真撮影をしたり、複製絵図閲覧後原本の閲覧を希望する場合は原本を出納し、それを写真撮影することを許可している。絵図データもそれと同様の扱いとし、データ自体の提供は行わないことにした。

写真 3



写真 4



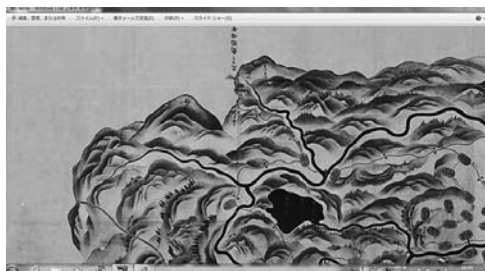
写真 6



写真 5



写真 7



○絵図モニター設置場所の検討

絵図は文献資料と異なり専門家でなくとも見て楽しむことができる資料であり、当館を今まで利用したことのない人にも興味を持って閲覧していた、だけることを期待し、来館者が閲覧室に入室する際に最初に目にするだけでなく、ワンフロアー体形である県立図書館カウンターからもその存在を気づくことができるスペースに設置することにした(写真8)。四十二インチの大



写真 8

型ディスプレイを閲覧用機一台、椅子二脚とともに設置した。机上にはこのディスプレイのほかはキーボードとマウス(いずれも無線対応)のみ備え付け、パソコン本体は壁を挟んだバックヤードに置き、利用者が手を触れないように工夫した。

○目録等の整備

使用方法を記した説明書を設置するとともに、平成十一年刊行の地域別に分類している「絵図目録」にデータ化した絵図がわかるように印をつけたほか、それとは別に資料群別に分類した目録を作成

した。また閲覧用カラーコピーを資料群ごとに整理しカウンター内に準備した。

絵図モニターは平成二十四年三月に閲覧室に設置した。同時に、設置した旨をホームページや館広報紙に掲載したり、ポスターを作成し館内に貼付した。

四月に地元新聞に記事が掲載されると、その日から絵図モニター目当ての利用者が入館した。なかには歴史に関わる研究団体やボランティア団体が研修や見学の一環として多数来館し、当館の所蔵絵図についての概要や絵図モニター使用方法について説明会を開くことも多くなった。

四 企画展の開催

平成二十四年度に当館は「絵図にみる近世秋田」と題し、『絵図撮影・デジタルデータ化事業』の事業成果を活用しながら、県指定有形文化財の絵図をはじめ観覧者の興味を引く絵図を多数紹介し近世の秋田を概観するとともに、観覧後閲覧室の絵図モニターで絵図を閲覧する利用者の増加をはかる普及・広報活動の一環とする。』という趣旨のもと企画展を開催した。

絵図そのものをテーマとした企画展は、平成十四年度に「佐竹氏入部四百年記念絵図資料展」が開催されており、城下絵図と給人町

絵図計十一一点の複製絵図が展示された。また、他の企画展においても数に多少はあるものの絵図資料は必ず展示されている。しかし平成二十四年度企画展を担当するにあたり、これまでの企画展とは異なる次の点を意識してみた。

まず、当企画展では文献資料を一切使わず絵図のみの展示をしたことである。筆者は観覧者の対象を「館を利用したことのない中学生以上」の人と想定し、その人たちが興味を持って何度も足を運んでいただけるための方法を模索してみた。絵図はデジタル的に有利であり、身近で取っつきやすいことに加え、みるたびに隠されている新たな情報が発見できる資料である。それならば、解説に知識や経験を要する文献資料は一切省いてみるという判断である。解説パネル文も平易で短くしようと考えた。

次に、当企画展は原本や複製絵図のほか、デジタルデータでパネルを作製できることを最大限に生かしたことである。ほとんどのパネルは、インク・写真光沢紙・のり付パネル等を準備するだけで多額な費用をかけることなく当館内で作製することができた。また展示スペースにあわせて自由にパネルの大きさを決めたり、絵図の一部分をトリミングし拡大させて展示することも可能になった。パネルは展示台にも壁面にも飾ることができたため展示資料点数が増えた。表3は当企画展で展示した絵図の原本、複製絵図、パネルの区別表である。

さらに、「展示室を第一展示室とし、絵図モニターのある閲覧室

を第二展示室とする」いう考えは終始一貫して持っていた。これは前稿「秋田県公文書館における普及活動の現状と課題―公文書館講座の試みを通して―」³⁾並びに「秋田県公文書館における普及活動の進展」⁴⁾において述べたとおり、閲覧室利用者を増加させるための入口である講座・展示等の普及活動の重要性を意識し、また閲覧室利用者増加の対象は「公文書館の存在を知らない人」であるという主張から来たものである。展示の観覧者が初めて当館閲覧室に足を運び絵図モニターを操作することで公文書館を知ってもらいたいという思いから、当企画展や絵図モニターを有効に活用することになった。

以下は当企画展のコーナーごとの概要である。

◆プロローグ

絵図展示の一般的なパターンは、わが国における地図の発達史を代表的な日本図や世界図でたどり、当該館が所在する地域の絵図を別コーナーで示すものである⁵⁾。

当企画展では展示室の規模の関係で、あいさつパネルとプロローグコーナーパネルで絵図の概要を紹介することにした。また「広い地域から徐々に範囲を狭めながら観覧者のよく知る身近な地域へと導くようにコーナーを設置」していることを説明するとともに、最も広い世界をイメージしていたために、司馬江漢作の銅版画である「地球図」「天球図」や林子平刊行の木版画である「三国通

表3 平成24年度企画展展示資料一覧・原本、複製絵図、パネル区別表

	資料番号	資料名	和暦	西暦	寸法(cm)	前後期	原本	複製絵図	パネル
プロローグ	乙-152-2	地球図	寛政4	1792	54×87		○		
	乙-159-5	蝦夷地之図(部分)	天明5	1785	53×98	前期			○
	乙-159-7	琉球国之図(部分)	天明5	1785	53×77	前期			○
	乙-159-8	無人島之図(部分)	天明5	1785	27×68	前期			○
	乙-151	天球図	寛政8	1796	39×98	後期			○
I	AH290-2	日本全図	天保11	1840	39×52		○		
	AH203-2	佐竹旧領書入水戸絵図	未詳		53×85		○		
	県C-380	下総国11郡絵図	未詳		108×84	前期		○	
	県C-384	武蔵21郡絵図	未詳		125×159	後期		○	
	県C-377	常陸国14郡絵図	未詳		115×159			○	
	A290-114-28	日本六十余州国々切絵図山城国	未詳		101×135				○
II	県C-603	出羽一国御絵図	正保4	1647	1225×535				○
	県C-602	出羽七郡絵図	元禄年間		625×726				○
	県C-431-1~13	出羽国七郡絵図	未詳		13分割				○
	県C-344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許申付覚	延宝5	1677	123×322	前期		○	
	県C-320-2	八沢木村羽広村裁許絵図	元禄13	1700	295×368	後期		○	
	県C-392	野州御領絵図	天和1	1681	137×219			○	
	A290-114-74	江戸より参候七郡小絵図写	享保9	1724	52×74		○		
	A290-114-116	山本郡絵図	享保10	1725	102×148				○
	A290-114-118	秋田郡絵図	享保10	1725	154×119				○
III	県C-179	御国目付下向之節指出候御城下絵図	文政4	1821	185×231			○	
	県C-23	横手御城下絵図	嘉永2	1849	143×185				○
	県C-189	大館御城下絵図	宝永1	1704	138×183				○
IV	県C-119	檜山一圓御絵図	享保13	1728	172×233	前期		○	
	県C-91	仙北郡刈和野一圓之図	享保13	1728	126×133	後期		○	
	県C-6	院内一圓之図	享保13	1728	229×272	前期		○	
	県C-4	湯沢絵図	享保13	1728	417×187	後期		○	
	AH312-272	土崎湊諸番所之略図	未詳		25×60		○		
	県C-143	山本郡常葉村絵図	寛政10	1798	62×82		○		
	A290-114-113	米代川絵図	未詳		85×337				○
	県C-110	百三段新屋滝之下台場絵図	未詳		55×78	前期	○		
V	県C-144	山本郡機織村草飼場絵図	寛政10	1798	32×82	前期	○		
	県C-111	戸嶋和田村近辺村絵図	未詳		117×194	前期			○
	県C-280	平沢矢島伊勢居地絵図	未詳		144×114	前期			○
	地6	羽州秋田寺内旧路名所之図	未詳		79×112	後期	○		
	県C-98	仙北郡田沢瀉絵図近山村々	未詳		112×189	後期			○
	県C-598	海岸絵図	嘉永2	1849	235×535	後期			○
	県C-162	太平山山上之図	未詳		27×39	後期	○		
	県C-21	横手絵図	享保13	1728	144×220				○
エピソード	県C-95	仙北郡角館絵図	享保13	1728	163×315				○
	県C-190	大館絵図	享保13	1728	141×177				○
	県C-165	御城下絵図	寛保2	1742	299×326				○
	県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図	正保4	1647	348×252				○
	県C-599	御城下絵図	宝暦9	1759	180×220				○
	A290-114-1	日本六十余州国々切絵図 出羽国	未詳		114×155				○
	A290-114-2	日本六十余州国々切絵図 陸奥国	未詳		157×244				○

絵図の複製化・デジタルデータ化の経緯と活用について

覧図説（部分）」を展示した。司馬・林は中等教育の歴史の授業でとり上げられる人物であり、青少年層に対する興味付けを意識した。「地球図」は原本を展示し、他の資料は後方の壁面にパネルで紹介した。

I 日本図・東国絵図

このコーナーでは、日本図や秋田県外各地の絵図を展示した。日本図は所蔵資料が少ないものの、当時江戸有数の書物問屋である須原屋茂兵衛の木版画を所蔵していたので、その原本を展示し、資料解説パネルにおいて須原屋についての説明を加えた。また、県外各地の絵図は「東国絵図」と「日本六十余州国々切絵図」を中心に展示した。ここで諸氏の研究成果を参考にしながら、江戸幕府が編集した四つの日本図や、「東国絵図」「日本六十余州国々切絵図」と寛永日本図との関わりなどを紹介した。「東国絵図」は常陸国・下総国・武蔵国を複製絵図で、「日本六十余州国々切絵図」は、御所・二条城や有名な寺院が記されている山城国をパネルで展示した。

II 国絵図・領分絵図

このコーナーでは、出羽国絵図のほか、秋田藩が関わる境争論や領内調査の結果作製された絵図を展示した。

江戸幕府が四度にわたって行った大規模な国絵図作成について説明し、その中の正保・元禄・天保期の国絵図と関わりがあると考えられる「出羽一国御絵図」「出羽七郡絵図」「出羽国七郡絵図」の三

点を並べてパネルで展示した。いずれも原本は大型であり、まして「出羽国七郡絵図」は五〇センチ×五〇センチほどに十分割されているものをデジタルデータ上で合成したものである。この三点を一堂に展示できたことは画期的であり、当企画展の目玉となったところである（写真9）。

この後話題を元禄国絵図作製の際森吉山を盛岡藩との藩境に描くという間違いを犯したことに移し、秋田藩が享保年間の領内調査の結果作製した絵図を数点原本やパネルで展示した。

領分絵図に関しては、秋田藩と亀田藩、秋田藩と盛岡藩に関わる裁許絵図を展示した。これは当館の所蔵絵図は秋田藩関連の絵図が多い中、他藩であった本荘・由利地域、鹿角地域に関わる絵図を紹介することで地域的なバランスを考えたものである。現栃木県に秋田藩下野領があったことがわかる絵図を含め、これらの領分絵図は複製絵図を利用した。

III 城下絵図



写真 9

このコーナーでは、久保田城と幕府により存続が許可された大館・横手の城下絵図を展示した。久保田城は複製絵図で、大館城・横手城はパネルで展示した。このコーナーはスペースが小さいながら展示室入口から真正面に望む位置にあるため、インパクトの強い久保田城下絵図を壁面に配置した。三城下絵図とも内町・外町などの情報が詳しく、さらに現在の町並みとそれほど変わりが無い。そのため、解説パネルでは国目付下向の際作製・提出された絵図であることと、絵図中にみえる城下町の特徴を簡単に記すにとどめ、観覧者それぞれの視点でみていただくことを期待した。

IV 町絵図・村絵図

このコーナーでは、第Ⅲコーナーで展示した三城下町以外の町や村の絵図を展示した(写真10)。

町絵図は第Ⅱコーナーで紹介した絵図と同様、享保年間の領内調査の過程で作られたものを展示した。秋田藩内で所預が置かれた九町中七町の町絵図を当館で所蔵しており、これらは昭和六十三年に「秋田県給人町絵図」として



写真10

一括して秋田県指定有形文化財になっている。平成五年度の絵図複製化はこれらの絵図から着手しており、当館所蔵の絵図の中でも人氣がある。当企画展でも「秋田県給人町絵図」は複製絵図を利用した。

ほかに、小型の町絵図・村絵図の原本や、横辺が三三七センチある米代川流域の絵図を一八〇センチほどに縮小したパネルを展示した。

V 身近な絵図

のぞきケースを使用するこのコーナーでは、小型絵図は原本で、中型・大型絵図はパネルで展示するとともに、その絵図の中の一部分をデジタルデータからトリミングのうえ拡大したパネルを添えた。小型絵図は絵図中の情報が小さく見づらい一方、大型絵図は畳や床などに広げて見るのが通常のため、中央部に描かれた情報を見るのに苦労する。その問題を絵図モニターを利用することで解決できることを観覧者に理解してもらい、閲覧室で絵図モニターを利用していただきたいと考えたコーナーである。身近な絵図というコーナータイトルのとおり、展示資料は鳥海山・田沢湖・寒風山などの秋田を代表する自然や、太平山山頂の三吉神社奥宮・寺内古四王神社などの名所旧跡、渡し場・水門など特徴ある施設・設備を取り上げた。

◆エピソード

このコーナーでは「絵図撮影・デジタルデータ化事業」の作業風

景や絵図モニターの使用方法を紹介した。

作業風景は実際行った撮影現場の様子を、パネルで展示した。

絵図モニターの使用方法は、前章で掲載した絵図モニターの写真を簡単な説明文を付してパネルで示した。

さらに他のコーナーで紹介できなかった秋田県指定有形文化財の絵図の中から一部をA4版の小さなパネルで展示した。

当企画展は前期展(八月二十四日〜九月二十三日)で四九九〇人、後期展(十一月二十一日〜十二月十六日)で二四〇〇人、計七三九〇人の方々から観覧していただいた。一日平均一三二人の観覧者であるが、前期展に限ると過去最高の数になった。特に地元テレビ局や新聞社に取り上げられた時は一日に三三〇人もの観覧者数にのぼることもあった。

また、後期展開展中の十一月二十三日には、当館の事業である公文書館講座のアーカイブズコースにおいて同名のタイトルで講座を開催し、普及活動間の連携をはかった。二十二名の受講者から参加をいただき、ギャラリートークを兼ねながら絵図複製化・デジタルデータ化の経緯や特徴のある絵図についての解説を行った。

当企画展観覧者の傾向として次のことがあげられる。

まず、絵図展がそれほど専門的な知識がなくともたくさんの方々に受け入れられるテーマであったのではないかと考えている。このことは、観覧者から質問を受けレファレンスをした時などに、その

内容が多様であり、それぞれ興味を持つ絵図が異なることや、同じ絵図でも人により目の付けどころが違うことから感じたことである。また日ごとに比較したとき、併設する図書館への入館者数と当企画展の観覧者数が比例していることも気軽に観覧できる企画展であったことを意味するものであろうか。

また、パンフレットを展示室入口に設置し、自由に持ち帰りをしていただいているが、観覧者数が多かった割に例年になく持ち帰りをされた方の割合が少ないことが当企画展の特徴であった。これはリピーターが何度も訪れてくださったからではないかと推測しており、所期の目的が達成されたと判断している。

さらに、市町村職員や関係団体から絵図に関する問い合わせが何件も寄せられた。多くは将来的に地元に関わる絵図の展示を考えている市町村から、館外貸し出しやデータ入手方法についてのものがあった。現に、当館所蔵絵図の存在を知った市町村職員が来館し、原本の写真撮影をされたことが開展中数件あった。

さて、最終的目標であった展示観覧者が閲覧室利用者として来館することについては、七月まで月二十人を越えることのなかった絵図モニター閲覧者(個人の閲覧者のみ、研修会等の団体利用者は除く)が八月以降は倍増したことがわかった。

五 今後の絵図撮影について

平成二十四年度の絵図撮影は、平成二十三年度に撮影できなかった大型絵図三点を櫓を組むことよって行った。この三点は撮影のみでデジタルデータ化はしなかったが、平成二十五年度にも新たな絵図の撮影・デジタルデータ化事業は予定されている。その際、平成二十四年度に撮影した絵図もデータ化し絵図モニターに追加する予定である。

また、優先順位を考慮しながら、今後とも毎年数本ずつでも絵図の撮影・データ化に取り組んできたいと考えている。

(古文書班 おおた けん)

註

- (1) 秋田県公文書館の絵図資料の概要については佐藤隆「古文書課所蔵の絵図史料について」(秋田県公文書館研究紀要第五号 一九九九年)に詳しい。
- (2) 佐藤亨彦「群馬県立文書館における絵図資料のデジタル化事業―明治期絵図を中心に―」(双文26 二〇〇九年)
- (3) 秋田県公文書館研究紀要第十七号 二〇一一年
- (4) 秋田県公文書館研究紀要第十八号 二〇一二年(共著齋藤奈美)
- (5) 杉本史子ほか編『絵図学入門』(東京大学出版会 二〇一一年)
- (6) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院 一九八四年)、国絵図研究会編『国絵図の世界』(柏書房 二〇〇五年)ほか

公文書館の利用者サービス向上をめざして

鍋島 真

はじめに

平成二十一年七月一日に公布された「公文書等の管理に関する法律」において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等」は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけられた。これにより「公文書館等」は、所蔵する資料を「主権者である国民が主体的に利用し得る」ための環境整備がこれまで以上に求められることになった。

尼崎市立地域研究資料館の辻川敦館長は、国文学研究資料館主催の平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コースの中で「文書館は市民への歴史サービス事業」と位置づけた同館のマネージメントを紹介した¹。秋田県公文書館（以下、当館）は公文書班・古文書班の二班編制で業務に当たっており、筆者の所属する古文書班はまさに「市民への歴史サービス事業」を担当する部署である。

一般市民が「公文書館」に求めているサービスとは何だろうか。平成二十四年十二月現在、当館に寄せられたレファレンスを例にと

ると、古文書班が対応した内容は次のとおりである。

A	系図、先祖調べに関わる内容	… 13
B	その他の所蔵資料に関わる内容	
a	特定の人物について	… 8
b	絵図について	… 3
c	学校について	… 3
d	寺社について	… 1
e	その他	… 8
C	持ち込み資料の解説依頼	… 2
D	刊行物について	… 1
E	書画について	… 1
G	歴史全般に関わる質問	… 2
F	サービスやシステムに関する質問	… 8

多くの文書館がそうであるように、最も多いのがAの系図や先祖調べに関わる内容である。また、B―aのように「〇〇」という名前が登場する資料はあるか」といった内容も多いが、この中にも先祖

調べに関わるものが含まれるのではないかと思われる。居住する(していた)地域の絵図、地名、寺社に関する内容も多い。

単年度の途中経過ではあるが、この結果を見る限り、レファレンスで当館を利用する人の多くは、先祖調べを含め「身近な歴史」についての情報を求めていると考えていいだろう。

そこで、当館の利用者サービスの現状を踏まえて、今後の課題を検討してみることとする。

一 秋田県公文書館の利用者サービスの現状

平成二十四年三月現在、当館で所蔵する資料は公文書等一〇〇、三三五点、古文書六四、五三三点(マイクロフィルムを含む)。秋田県庁は第二次世界大戦末期の空襲の被害を免れたことから、他県に比べ戦前公文書が多く残っている(約一八、〇〇〇点)。

施設の最大の特徴は閲覧室である。当館は秋田県立図書館と併設しており、ワンフロア形式の閲覧室では両館の貸出・出納のカウンターが隣りあっている。こうした環境のため、図書館利用者にも当館の存在はある程度認識されているようだ。また、当館の閲覧室は図書館からの動線の終点に位置している。このため正面の壁には所蔵する文化財の複製や閲覧用の大型モニター、広報紙などを、利用者の目線を意識して配置している。これらの資料や設備に興味を持ち、当館の閲覧室を訪れる図書館利用者の姿は毎日のように見ら

れる。^②

しかし実際に資料を閲覧する利用者となると限られており、市民・県民に積極的に利用されているという状況には至っていない。アーカイブズ・カレッジの中でも、多くの図書館や地域資料館が同じような状態であることが紹介された。^③こうした現状から、利用拡大のための企画や広報活動の重要性がしばしばあげられる。より多くの人々に公文書館を知ってもらうため、普及・広報活動が重要であることは言うまでもない。ただ、公文書館が所蔵する資料の性格から、直ちに、かつ大幅な利用者の増大は考えにくい。だとすれば、目の前の利用者に対するサービスを充実していくことが、地道ながら利用拡大への確実な道ではないかと思われる。

以上の観点から、まず当館の利用者サービスの現状についてまとめ、その成果と課題、および今後の可能性について考えてみたい。

① 閲覧利用

所蔵資料の閲覧に際し、事前申込みや予約は原則として必要ない。来館して閲覧許可申請書(HPからダウンロード可能)を記入の上カウンターに提出すれば、公開資料は誰でも閲覧可能である。

閲覧室には所蔵資料目録・検索用PCのほか、複製本(写真帳もしくはコピー本)を配架している。これらは申請なしで閲覧できるほか、電子コピーによる複写も可能である。現在、所蔵資料のうち一六、四八二点と、国文学研究資料館(東京)等県内外の機関が所

有する関係文書六、四〇二点の複製本も配架し、利用者の自由な閲覧に供している。

② 公文書館講座

開館当初の平成五年は古文書解読研究会を県北・県南・中央の三地区で実施したが、翌六年以降は館内で古文書講座を開催してきた。現在は「公文書館講座」として、「古文書解読コース」（入門編・初級編各三回／上級編四回）と、公文書館の活動や資料について紹介する「アーカイブズコース」（全四回）を実施している。

「古文書解読コース」は古文書班の職員（嘱託を含む）が担当し、くずし字の読み方、返読文字など古文書の基本から学ぶ、いわゆる解読講座である。「アーカイブズコース」は古文書・公文書両班の職員が担当し、資料紹介から「公文書館とは何か」など幅広いテーマを扱うもので、他館では歴史講座として開催されるものに近い。両コースとも教材には所蔵資料を使用する。

各回とも募集は四〇名程度で、平成二十四年度の受講者は全講座を通じて三四〇名であった。

③ レファレンス対応

基本的には所蔵資料に関わる内容を対象としているが、実際には前述のとおり歴史全般を含む様々な質問にも対応している。来館者から直接受ける質問の他に、電話・メール・FAX・文書でも随時

受け付けている。公文書に関するレファレンスは大半が県庁職員など行政関係者である。

④ 古文書相談

平成二十一年十月から、毎月第二・四火曜日の午後を「古文書相談日」とした。公文書館の所蔵資料と個人が所有する資料に限り、読めない部分の解読を補助するというものである。全文解読や書画の解読および鑑定は扱わない。この取り組みについては、後節で一節を割いて詳しく述べることにする。

二 平成二十四年度の新たな取り組み

前節の現状を踏まえ、平成二十四年度には次のような新たな取り組みを行った。

① 絵図モニターの設置

閲覧・利用面での大きな取り組みが、閲覧室内への絵図専用モニター設置である。絵図資料約二、六〇〇点のうち、デジタルデータ化した約八〇〇点がこのモニターで閲覧できる。画面上には画像・資料名のほか、サイズや形状などの基本情報が表示され、端書・裏書などの有無も確認できる。画像の拡大・縮小や回転も可能であるため、広げにくい大型絵図や損傷のある絵図でも、鮮明かつ良好な

状態で見られるのが魅力である。また、絵図の閲覧は複製品についても申請が必要だが、モニターの場合は手続なしで自由に使用できることから、利用者にとって非常に利便性が高いといえる。

また、今年度の企画展『絵図にみる近世秋田』では、この画像データを使って展示パネルを作成したほか、展示スペースの一角にデータータ化事業と絵図モニターを紹介するコーナーを設置した。企画展開始前後に複数のニュース番組や新聞で紹介されたことから、期間中は展示を見た後に閲覧室を訪れ、モニターを操作する人々の姿が少なからず見られた。史跡案内などのボランティア団体が研修のため企画展を訪れた際も、最も人気が高かったのが絵図モニターである。特に城下絵図は現在の町並と比較できるため、武家地の屋敷割を拡大して熱心に検証する人が多かった。一般の利用者に加え、企画展の来場者にも好評を博していると考えていい。

②公文書館講座

今年度は公文書館講座のリニューアルが行われた。昨年度までは「古文書入門コース」(六回)・「古文書解説コース」(四回)・「アーカイブズコース」(四回)の三コース制で行っていたが、今年は解説部門を「古文書解説コース」としてまとめた上で「入門編」(三回)・「初級編」(三回)・「上級編」(四回)とした。昨年度までの「入門コース」に相当する内容を「入門編」・「初級編」の二段階に分けることで、受講者が各自のレベルに応じた講座を選びやすいよ

う配慮したものである。

今回の講座受講者の中には「受講したいと思いつつ、講座のレベルについて行けないのでは」と心配で迷っていた。今年はいきつて申し込むことにした」という声があった。意欲を持ちつつも踏み出せずにいる人々に、言わば「気軽に」参加してもらうために、一定の効果があつたと見ていい。

また、講座では毎年コースごとにアンケートを実施していたが、今年度は一回ごとに実施した。受講者の感想をより詳細に知ることと、次回に反映できる意見を取り入れていくことを目的とした試みである。マイクの使い方や資料配付のタイミングなどに関する意見は、講師にとって非常に参考となるものであつた。

③新利用案内の作成

平成二十五年に開館二十周年を迎えるにあたり、新たな利用案内を作成中である。これまではA4三つ折り・リーフレット状の利用案内を使用していたが、形状をA4版・二〇ページのパンフレット状に刷新した。県指定有形文化財を中心に所蔵資料を前面に押し出し、利用者が立ち入ることのできない書庫の様子を紹介するなど、視覚に訴える構成となっている。同時に公文書の保存・公開の過程や、閲覧利用の流れを図式化し、公文書館に馴染みのない人にも、業務内容や利用方法をわかりやすく伝えられるよう心がけた。完成は平成二十五年三月を予定している。

三 古文書相談 利用者ニーズに応じたサービス

当館の特色のひとつとなっているのが、毎月二回の「古文書相談日」である。来館者から所蔵する古文書の解読を希望する声が起こってきたこと、また県内には他に解読に対応できる公共機関がないことから、「業務として古文書解読に対応してはどうか」という提案がなされた。レファレンスの一環として応じるのではなく、解読に特化した対応である。

ここで、どのような趣旨で解読を行うかという、館としての古文書解読へのスタンスを明確にする必要があった。他県の図書館の例などを参考に班内で検討を重ね、次のような方針を定めた。

- ・ 相談者自身が所蔵する古文書か当館の所蔵資料が対象。
- ・ 全文解読は行わない。相談者がある程度解読してきた中で読めない部分の補助を行う。
- ・ 書画などの解読、価格評価・鑑定、懸賞や学習課題の回答は対象外とする。
- ・ 事前予約制とし、予約時に相談内容や資料の分量を確認する。
- ・ 解読は嘱託職員が二人ずつ、当番制で対応する。
- ・ 相談は一人三〇分以内を目安とする。

基本的には「解読を全面的に請け負う」のではなく、「自力での解読をサポートするサービス」が古文書相談である。当初は解読依頼のみを想定していたが、実際に始まってみると保存方法や寄贈の手続など、古文書自体の扱い方に関する相談も寄せられた。平成二十一年度以降の相談件数（平成二十四年度は十一月段階での数字）は表1の通りである。

表1

年度	所蔵資料の解読	館蔵資料の解読	刊本に関する質問	その他の質問	合計
H21	5	2	0	6	13
H22	24	5	1	1	32
H23	2	2	0	0	4
H24	9	4	0	0	13

初年度は約半数が資料についての質問や古文書の読み方の基礎についてであったが、最近はこうした相談は寄せられておらず、利用者の中で古文書相談日の趣旨について理解が深まったものと考えられる。二十三年度の相談件数が大幅に減少しているが、特にこの年に相談日数や広報活動等を変更した実績はない。理由としては、

- ・ 二十三年度からは完全予約制とした。
- ・ 二十二年度は特定の利用者が複数回にわたり相談していた。
- ・ 古文書相談自体の需要がいったん一段落した可能性がある。

などが考えられる。二十四年度の利用者は十一月時点で十三人と、二十二年度の数字に近づきつつある。また、県外からの相談者が四名にのぼっている。すべて県出身者だが、古文書相談日の周知がなされつつあると解釈していいだろう。

都道府県立の文書館では、山口県文書館や群馬県立文書館などがこうした形で解説を行っている。だが、多くは基本的に解説を扱っていない。強い要望があった場合にレファレンスの一環として受け入れるという形が多く、「目録作成が最優先のため、業務に影響しない範囲で対応している」という文書館もあった。

「古文書相談日」も、業務に支障をきたす可能性がある場合は受け入れられないという前提で開始したサービスであり、そのために三〇分という時間制限を設けている。しかし、限られた時間内で相談者の希望すべてに応えるのは困難であり、対応しきれない部分は自助努力を待つほかない。読解力に不安を抱える相談者には、講座（古文書解読コース）の受講を勧めているが、実際に古文書相談日の利用をきっかけとして、講座を受講しはじめるケースも出てきた。古文書相談から講座へ、という新たな利用拡大の流れが期待される。

四 今後の課題 利用者の満足度向上のために

以上、当館が行ってきた利用者サービスと、近年の新たな取り組み

公文書館の利用者サービス向上をめざして

みについてまとめてきた。最後に、今後の可能性についていくつか提案してみたい。

① 閲覧利用

利用者のうち、研究者以外の多くの目的は先祖調べと考えると、こうした利用者の利便性を図る工夫ができないだろうか。隔月発行の広報紙「古文書倶楽部」では、資料紹介や古文書にまつわるエピソードなどを掲載している。平成二十一年七月発行の号で、「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」と題し、先祖調べの手法をパターン化して紹介した（資料1）。

資料1

古文書倶楽部 第29号 (2009年7月)

公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる

1 江戸時代の先祖が武士の場合

調査① 「士族卒明細短冊」(検察庁 900103-11512-11537, 900103-11547-11549)

調査② 「卒家譜」(900102-11489-11511)

※関係先書に複製物あり

秋田藩士 (前京)	秋田藩士 (前京)	その他の藩士 (その他)	名前が ない!
--------------	--------------	-----------------	------------

調査③へ 調査④へ 調査⑤へ 調査⑥へ

調査③ 分限帳を調べる
・明治元禄 「分限井有高」(A9317-260-1・2)
「在々分限井有高」(A9317-261-1・2)
・慶応元年 「秋田藩分限帳」(A317-5)
他の年代の分限帳も確認 → 調査④へ
※「古文書倶楽部」19号に各藩所属の分限帳の一覧を載せています。
当館ホームページに掲載していますので、御利用ください。

調査④ 「録自家系図譜書」(黒D4-1～5)を調べる
・土族藩士の階級は茶目あり → 調査⑤へ

調査⑤ 旧秋田藩士以外の土族であった場合は
ア 毛附書
「御城守日記」(A288-3-59)に分限帳あり
「元禄時藩士族元卒分限帳」(900103-11462)に
島田藩の分限帳あり
イ 本証書
「元禄時藩士族元卒取調書」三(90003-11502～11503)
「元禄時藩士族元卒分限帳」(900103-11462)に
本証書の分限帳あり
ウ 失血書上
当館に関係資料なし
エ 墓本に家系図家人
当館に関係資料なし
オ 奥羽郡の藩領藩士
一部総領以外、関係資料なし

調査⑥ 「士族卒明細短冊」、「卒家譜」に名前がない場合
ア 「士族卒明細短冊」のうち、秋田野分1,9,11,13,14
が次第で、番字が「い、ね、な、む、や、ま、ふ、
こ、ま、て、あ、ま、も、せ、す」で始まる人物は、
調べることでないケースがあります
イ 前掲9号の図録で秋田藩籍にいない場合、調査資料に
名前が出てきません。
→ 調査⑦まで進んでみてください

古文書倶楽部

1 先祖が武士の場合

【資料1】
「公文書館の資料で江戸時代の先祖を調べる」と題し、先祖調べの手法をパターン化して紹介した(資料1)。

【資料2】
「古文書倶楽部」第29号(2009年7月)に掲載された「江戸時代の先祖が武士の場合」の調査①～⑥の概要を紹介した。

これを簡易マニュアルとして閲覧室に提供することで、利用者の調査の一助とできるかもしれない。

② 公文書館講座

ここでは、アンケートの記述欄に寄せられた意見の一部について検討してみた。

・「平日の講座は午後六時以降の方が、若い方も参加できる」

公文書館講座のうち、古文書解説コースの入門編・初級編は土曜午後に、上級編とアーカイブズコースは金曜午後に開催している。これを午後六時以降に、という提案だが、公文書館閲覧室自体が午後六時で閉館するという問題があり、実現は難しい。土曜開催の講座については、隣接する生涯学習センターで午前に各種講座が開催されることが多いため、「一度に受講できて便利」という意見があるなど概ね好評である。

・「午前・午後の二部に分け、二日間で集中開催してほしい」

日程については様々な意見がある。アーカイブズコース以外の講座は昨年度は隔週開催であったが、今年度は毎週開催としたため、この点についても意見を求めたところ、隔週・毎週ともほぼ同じ割合であった。すべての受講者の希望に対応するのは難しく、現実的には当館および併設する図書館の業務・行事と調整しながら、隔週もしくは毎週開催としていくほかないと思われる。

・「上級編を年二回開催してほしい」

講座の回数増を希望する声は毎年ある。他館の講座では大学などから外部講師を招いて行う場合も多いが、当館では職員のみで対応しており、講座の増設はきわめて困難である。

こうした希望が多い背景には、県内で他に解説講座を行う機関がないという事情がある。「もつと読みたい」という利用者の希望に応えるためには、館主催での講座という形にこだわらず、様々な方法を模索するべきだろう。

前述の尼崎市では、資料館が過去に開催した解説講座の受講者による自主学習グループが発足し、その活動を資料館がサポートしている、という事例がある。当館の講座はリピーターが多く、特に上級編の受講者は古文書に親しんでいることから、尼崎市と同様の発展を期待できるのではないだろうか。まずは講座の一環でこうした自主グループの活動例を紹介し、情報提供を行ってみたい。

新潟県立文書館では「インターネット古文書講座」として、HP上で原資料の写真と翻刻文・解説を掲載している。新たにHP用の教材を作成するのは業務上の負担が大きいが、過去に実施した講座の内容をアップしたり、翻刻文のある資料を紹介するという形であれば、比較的取り組みやすいと思われる。

③ レファレンス対応

電話・メール等のレファレンスの中で調べたい資料が特定されにくると、「資料のコピー（複写）を送って欲しい」という要望がお

こつてくる。当館では現時点でコピー郵送のサービスを行っていないが、文書館によっては、刊行本などに限り応じている場合もある。この点については、「資料保存機関としてコピーサービスは行うべきか否か」という議論が改めて必要であろう。

ただし、コピーを希望される資料はほぼ原資料であり、電子複写よりも写真撮影が中心となる。現在、「資料を見たいが遠方であり来館が難しい」という場合には、代行業者による写真撮影という手段を紹介している。コピー希望者についても同じ対応で概ねご理解をいただいております。今のところ新たにコピーサービスを始める理由はないように思える。

その他の問題点として、レファレンスを受けた職員の知識や経験年数によつて、回答の質・量に差が生じてしまうという問題が挙げられる。個々の努力に求められる部分が大きい問題だが、改善していくためのシステムを構築する必要がある。

一例として、現在ペーパーで保存しているレファレンスの内容をデータ化し、内容ごとに分類して保存する方法が考えられるだろう。同じ資料に関するレファレンス例があれば応用が可能であり、経験の浅い職員の参考ともなる。そのためにはまず過去のレファレンスの傾向を把握し、効率的な「レファレンス目録」を作成しなければならない。

④ 古文書相談

開始から四年目を迎え、古文書相談の趣旨も定着してきたと考えられる。現在、解読の対象とする資料は相談者が所有するものか館蔵資料に限られているが、特に制限を設けずに対応している文書館もある。対象とする資料の範囲は、今後の検討課題のひとつである。

講座やレファレンスについても同様だが、利用者サービスを拡大する場合、調査・研究や目録作成など他の業務との兼ね合いが問題である。利用者の希望には可能な限り応えなければならない。だが組織の規模が限られている以上、「可能な限り」がどこまでなのかを明確にしておかなければ、業務全体に影響する危険がある。サービス拡大を進める場合は、質の低下につながらないように、事前に十分な配慮と検討が必要である。

以上、現状でのサービス向上の可能性を様々にあげてみたが、今後は「ネット上での資料閲覧」や「データのダウンロード」などの希望への対応が課題となってくるだろう。

その取り組みのひとつとして、今年度末までに東大史料編纂所のデータベース「日本古文書ユニオンカタログ」（目録情報）とリンクしたパソコンを閲覧室に設置予定である。現時点で閲覧可能な資料は、かつて同編纂所が撮影した当館所蔵の「秋田藩家蔵文書」のみだが、将来的には相互に秋田藩関係の歴史情報を検索できるシス

テムをめざしている。また、秋田県立図書館など県内六機関による「デジタルアーカイブ」の整備が進んでいる。ネット上で各機関の所蔵資料を検索・閲覧できるシステムで、一部の資料はすでに公開済みである。当館も参加を予定している。

これまで図書館の「利用者」とは、実際に来館して資料を閲覧する人々を想定してきた。だが、電話やFAXでレファレンスを寄せる人々もまた「利用者」であり、これに対応することも「サービス」である。また、ネットが急速に拡大してきた現在において、メールで問合せたりHP上で資料検索・閲覧する人々も「利用者」であり、こうした人々への対応を拡大していくことも利用者サービスにほかならない。

アーカイブズ・カレッジでは、国文学研究資料館の青木睦氏が「利用なくして保存なし」という言葉を紹介された⁴。資料の歴史的価値がどれほど高くても、死蔵では意味がない。一見ありふれた資料でも、必要とされる誰かの目に触れた時には、その研究やルーツ、アイデンティティにとって貴重な手がかりとなる。あくまでも利用のための保存であることを念頭に、「どう見てもらえるか」「どう知ってもらえるか」を考えたサービスを提供していきたい。

おわりに

昭和最後の夏。某高校の文芸部では迫り来る学校祭の展示に思い

悩んだ揚げ句、「過去の発行物すべて見せます！」という逃げの一手を打った。毎年発行している部誌からゲリラ的に刷っては各教室にばらまいている短編集まで、とにかく全部並べてしまえという投げやりな作戦である。準備はあつという間に終わった。学校祭初日。

在校生・一般客ともほとんど素通りである。案の定とは言え、部員一同いよいよ投げやりになった二日目、母娘とおぼしき二人連れが展示を丁寧に見眺めていた。やがて娘らしき女性が、かなり古い部誌を手に部員を呼んだ。執筆者に父の名前があるので、一部頒けてほしいと言う。予想外の展開に戸惑ったが、あいにくその号は一部しか残っていない。相談の結果、執筆したページと表紙をコピーすることにした。部長がコピーを手渡すと、母親らしき女性がかすかに涙を浮かべた。たぶん、我々の大先輩にあたるその人は、すでに故人となつているのだろう。部員一同、二人を見送りながら、今年の展示は彼女たちのためにあつたのではないかと感じていた。

それから四半世紀。某県公文書館の学芸主事は、電話である所蔵資料についてレファレンスを受けた。実際に見てみると、戦前の葉書である。概容をふたたび電話で報告すると、丁寧なお礼の後で、自分は受取人の孫であると明かされた。あの夏、学校祭の展示をじつと見つめていた二人の姿が蘇った。

公文書館を訪れる人は決して多くはない。だが、その一人一人に理由があり、目的がある。歴史が好きだから。業務に必要な資料がないか。地域の歴史に興味がある。先祖について知りたい。身近な

人の足跡を探している。：

そうした様々な思いにできる限り応えるのが、アーカイブズのサ
ービスである。満足してもらえないとは限らない。だが、何らかの力
になることはできる。それがアーカイブズを扱う者の役割であり、
存在意義の根幹なのだろう。

(古文書班 なべしま まこと)

註

- (1) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース IV アーカイ
ブズ管理の実際 1 地域とアーカイブズ 辻川 敦
- (2) 齋藤奈美・太田研「秋田県公文書館における普及活動の進展」(秋田
県公文書館研究紀要第十八号)
- (3) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース III アーカイ
ブズ管理論 7 アーカイブズの公開と普及活動 加藤聖文
- (4) 平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース III アーカイ
ブズ管理論 5 アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防 青木
睦

※本稿は国文学研究資料館主催の平成二十四年度アーカイブズ・カレ
ッジ短期コースの終了論文に加筆修正を加えたものです。

〈資料紹介〉

湊八八「日記」(郡方見回役加勢勤中日記)

文政七年甲申三月 国季

はじめに

今年度より数年間をかけて、「湊文書」から湊国季(曾兵衛)の御用日記の翻刻文を資料紹介として掲載する。紹介予定の資料は次の通り。

- ①湊八八「日記」(郡方見回役加勢勤中日記) 文政七年(一八二四)
- ②湊八九「日記」() 文政八年(一八二五)
- ③湊九〇「郡方見回役加勢勤中日記」 文政九年(一八二六)
- ④湊九一「 」 「文政十年(一八二七) 一〜六月
- ⑤湊九二「郡方吟味役勤中日記」 文政十年(一八二七) 閏六〜十二月
- ⑥湊九二―二「 」 「文政十一年(一八二八)
- ⑦湊九四―三、四「 」 「文政十二年(一八二九)

「湊文書」は文政・天保期に地方行政を担った湊曾兵衛家の伝来文書群であり、昭和四十七年に子孫から県立秋田図書館に委託され、当館開館に伴って移管された。

湊家は秋田の戦国大名であった湊安東氏の庶流で、初め安東氏と称していたが、湊氏に戻った。湊家の家系は、藩に提出された系図によると次の通り。

「安東氏季(安東愛季庶流)―某―種季―恒季―湊道季

―年季―規季―兼季―国季(曾兵衛)―興季―則季」

住居は築地下東町で同町の町役であった。石高は四〇〇〜五〇〇石で、四屋村(大仙市)と三梨村(湯沢市)に領地があり、井川町に開田があつた。

湊曾兵衛国季(生年不明〜一八五九)は、郡方の役方の御用日記を大量に残しており、その日記は文政四年(一八二二)から安政五年(一八五八)まで三八年間、全一〇九冊(実数は一二八冊)となっている。

国季の役職と在職期間及び資料番号・資料名は次の通り。

・文政四く七年 御厩請払役	
湊八四く八七「御厩請払役勤中日記」	六册
・文政七く十年 郡方見回役加勢	
湊八八く九一「郡方見回役加勢勤中日記」	四册
・文政十く十三年 郡方吟味役	
湊九二く九四、一七三「郡方吟味役勤中日記」	六册
・文政十三年 御副役	
湊九五く九六「御副役日抄」	二册
・天保二く十四年 郡奉行	
(天保五年からは勘定奉行兼帯)	
湊四二、九七く一五三	
「(回在中) 日抄」「(回在中) 御用留書」	六一册
(同年のもので複数冊があるものがあり実数は八〇册)	
・天保十四く安政五年	
湊四三く五〇、九九九く一〇〇九、一〇三五	
「私用雑記」	三〇册

これらの資料のうち、一二年間勤めた郡奉行の御用記録が半数以上を占め、担当した雄勝・平鹿・仙北の各郡を回任した記録であり、郡奉行の職務の実態や近世後期の秋田藩の農村の状況を同時代に記録した貴重な資料といえる。

天保十四年(一八四三)の郡奉行退任後も、「私用雑記」として日常生活を書き続けた。日記には同僚であった郡方役人や近隣の藩士との交際、知行地での開発の様子など、晩年の国季の生活がわかる。

湊文書は当館での再整理により一、二八〇点が確認されている。整理方法は、十進分類の内容に基づいて五三項目に分け、その項目ごとに年代順に並べたものを、通し番号で整理したため、資料番号は原秩序を表していない。

資料群の特色としては、江戸期八六〇点(六七%)・明治期四二〇点(三三%)で、江戸期は国季による整理と御用日記がかなりの量を占め、明治期以降のものは借用証が最も多く経済関係が多い。

湊国季の郡方役人としての御用日記は、資料としての貴重性から翻刻の必要性が指摘されていたが、今号から前公文書館副館長であった金森正也氏(生涯学習センター所長)が在任中に翻刻作業を行った分について、研究紀要において紹介を開始することとした。これによって、特に県南地区の藩政期の地方知行の様子が解明される事を期待する。

なお、未読の箇所は□で示してあり、紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認してもらいたい。

【日記本文】

申三月

- 一 十五日、同役関純五郎同然回在致候付、在処出足、戸嶋村二而昼食、同晚刈和野村二而老宿、
- 一 十六日、刈和野村出足、角間川村二而昼食、浅舞村御役屋江純五郎同様相詰候、
- 但此節同役跡部惣兵衛(湯沢御役屋詰二而先頃回在)・同役吉沢助左衛門(横手給人二而)御詮義致候もの有之二付、御役屋江四・五日以前より右兩人相揃候よし、大方御用濟之よし、純五郎ハ浅舞御役屋詰、我等事ハ回村御用主一之義二而回在致候、
- 一 十七日、雄勝郡大沢村左太郎御苦柄之義二付、右親類御詮義致候様、回在前純五郎我等江被仰付候二付、親類六人之もの召連罷越候様、御役屋詰御足輕同村江差遣候、
- 一 吉沢助左衛門御用明二而横手江罷帰候、
- 一 十八日、大沢村左太郎親類之もの共六人御役屋へ罷越候二付御詮議江取掛り申候、
- 一 十九日、右六人之口書相極又候処、日暮二及口書仕送兼、明朝仕送候筈二致候、
- 一 跡部惣兵衛御用明二而湯沢江罷出候、
- 一 廿日、左太郎親類六人之口書純五郎・我等兩名二而豊田五右衛

門江今朝仕送候、

- 一 大沢村左太郎一件六人之口書取り御用明二相成、純五郎・我等并手付御足輕御役屋詰之内重助召連候而平鹿郡之方回村致候、
- 一 廿三日、回村向江小栗忠藏より純五郎迄手紙二而申来候は、此度処々御普請江立合見分致候義役頭より被仰含候間、早々板井田村迄可罷越候様純五郎江申来候付、我等并手付御足輕共純五郎同然二罷出候処、十日町村二而忠藏二逢、依而今晚大森村二て三人并手付御足輕共二老宿申会致候、
- 一 廿四日、忠藏・純五郎御普請処見分江罷越、我等事ハ手付十助召連候而回村致候、
- 一 廿六日、役頭国安亦左衛門殿今晚中迄之内二浅舞村御役屋江御出候義承り候故、御用御伺申上候義有之、回村向より一ト先手付十助召連候而御役屋江立戻申候、此節吟味役平山文一郎役頭同然御役屋江被相越候、
- 一 廿七日、御役屋江田処主鈴(同役横手町駄場役処江詰合二参候)・吉沢助左衛門御役屋江罷越候、
- 一 廿八日、忠藏・純五郎御普請処より御役屋罷越候、
- 助左衛門横手江罷帰候、
- 一 役頭我等江被仰含候は、仁井山村郷山江近年二相至り郡方御仕入二而杉植立之義被仰付候処、仁井山村之もの共斗二而は不案堵而已ならず不行届二候故、以来右片付二被仰付候故回村御用明之上山処実地見分致候而差置可申、猶委曲之義八文一郎江尋

問相談致候義ニ被仰含候、依而則其節文市郎江為相知、近年杉植立等之義相尋候処、仁井山村肝煎十吉同村之内水沢村万助〔市右衛門と申ものゝ子共、当時抛人〕、右兩人江杉苗取立、猶山処江植立之義迄主立相勤候様其節より被仰付罷有候間、山見分江可罷越候故、其砌当人共より委曲承り可申よし、差図ニ有之候、

一 明日より主鈴・我等兩人相揃候而平鹿郡之内回村可申候義被仰含候、手付御足輕召連不申候而回村候義ニ被仰付候、

一 雄勝・平鹿両郡ともニ貧富ニ不抱子返シ致候義ハ兼々於上も被及御聞充分恐入候義ニ候間、以来嚴重御吟味之次第度両郡吟味役より村々江被仰渡候故、若シ困窮ニ而往々養育致兼候もの有之候ハ、其村より願可申出候故、吟味之上御撫育三人御扶持宛被下置候間、右ニ差心得、月々御役屋江帳面を以親郷ニ而取纏差出候義ニ被仰含候、依而村々江左之通りの被仰渡ニ相成候、

覚

御百姓共数多之子共養育致度候義十分之事ニも候得共、困窮ニ迫り心ならずも子返シ等致候ものも有之様相聞得、折角人命御勞之御趣意ニ不相叶奉恐入候事ニ候、依て以来極窮ニ而子共養育致兼候ものとも出産之砌ニも不限、御吟味之上夫々御撫育被成置候間、左様之もの有之候ハ、可申出、万一人共心外之義ニ存隠置候様之事有之候而は、折角御

手厚御取扱之筋ニ相戻り不輕事ニ候、依之一村限吟味を遂懐妊之もの幾人有之と申義親郷肝煎取纏御役屋江書出可申候、右ニ付格段御役屋詰合被仰付候事ニ候、心得違隠置候もの於有之ハ、当人ハ不申及肝煎共迄蔵科ニ被処置候間、能々吟味を遂可申出候、

月日

一 廿九日、主鈴同然平鹿郡之内江回村ニ罷出候付、御役屋出足致候、

四月

一 五日、役頭新藤柳田村江当夏中平均御竿被入置候付、右御用ニ而三四日以前より浅舞御役屋より引移り候趣承り二付、御伺申上候御用御座候付、主鈴同然罷出申上候処、明日より雄勝郡之内回村可致候義被仰含、直々新藤柳田村出足致候而浅舞御役屋江罷越候而一宿致候、

一 六日、不相変主鈴同様浅舞御役屋出足、雄勝郡之方江回村ニ罷越候、

一 十二日、役頭湯沢御役屋江御出之趣回村向ニて承り候間、申上候御用有之、未夕相回り不申候村々も有之候得共、横堀村より主鈴同然一ト先湯沢御役屋江罷出候、

一 昼過吟味役豊田五右衛門江横堀村より申出候は、昨晚より之雨ニ而当処橋流失候故相届候趣之よし、依而早速仮橋ニ而も掛往還人馬滞無之候様致度候得共段々水相増、其上当村ニ舟無之候

得八外二可仕よふ無之候義申出二付、山田村近郷申合、割合二而弁用居候舟御借上二相成候二付、右舟場江御足輕内藏允被差遣候而横堀村迄引登七候二付、右横堀村より差出候郷人足指揮可致候様被申付候由、若シ横堀村より差出候人足二而行足り不申候ハ、川前通村々江右之段掛合為指出候義二可取計候趣二有之候、此節五右衛門・吟味役片岡矢右衛門・忠藏・惣兵衛・主鈴・我等二有之候、

一 十三日、役頭被仰含候は、雄勝郡之内相回り不申村々も有之よし二候得共、舟渡利次第惣兵衛・主鈴帰宅可申、我等事八仁井山村杉植立山江罷越、右見分相濟候ハ、湯沢御役屋詰可致、御役屋二而御用無之候ハ、駅場役処江手透次第罷越可申候義被仰含候、

一 十五日、主鈴同然湯沢御役屋出足、主鈴八横手江罷越、十七日同処出立帰宅之積、惣兵衛八湯沢より十七日出立同断、我等は今晩浅舞御役屋二而一宿、

純五郎浅舞御役屋詰二而居候得共、御用有之候而今朝より横手江罷出候よし、但惣兵衛・主鈴兩人之内純五郎交代二相成候積、右兩人之内浅舞御役屋江罷出候内ハ純五郎同処御役屋詰二而居候、忠藏ハ御払米御用聞御藏元共江相渡次第一ト先帰宅之筈、

一 十六日、浅舞御役屋出立、大森村二而昼食、仁井山村江罷越候、此節大森村亥之松持山之内式ヶ山差上申度二付、右願書吟味役文市郎手内迄差出置候よし、依而文市郎差図二は、右亥之

松より願差出置候山処を見分可致候よし二付、其段役頭へも申上候処其通り二可仕候義二付、大森むら昼食宿江同人催促致候而申含候は、兼て願差出置候二ヶ山此度見分可致候様被仰含候故、明日仁井山村山見分致候故其元より差上申度候よし之山相心得候もの可有之候故、雨天二無之候ハ、誰也仁井山村迄差遣可申候段篤と申含候処承知之趣二有之候、

一 十七日、仁井山村杉植立候場処見分致候付、同村肝煎十吉并萬助(兩人共杉植立之世話役人)先立二而罷越、去年中植立杉之内枯候跡江苗木有切二而三百本今日立合之上沢処江為植申候、委曲之義別記有之故爰二略ス、

大森村亥之松、今日仁井山村江罷越、当人願山をも見分致候、委曲別記二有り、

一 十八日、仁井山村御用明二相成、同村出立、昼食なし二而浅舞御役屋江參候、

此節吟味役山方喜兵衛・文市郎同役純五郎居合候故、文市郎江仁井山村杉植立山之義見分之次第為相知候、

一 十九日、浅舞御役屋出立、岩崎村御役屋二而昼食、湯沢町御役屋江相詰候、

此節岩崎御役屋二忠藏居合候て嘶二ハ、古米御払之分大体御藏元共江相渡候間、明日方帰宅申度よし二有之候、

一 廿日、御足輕長藏罷越申聞候は、去未九月中小野岡村権六と申ものゝ田面二而刈取り差置候、稲ノ内被盜取候付、其村いろく

家さかし迄致候得共見当り不申候付、夫レ形ニ而居候処、当二
月二相至り桑ヶ崎村之内上谷地村兵右衛門と申候もの、杉林之
内二稻こき構候跡有之二付、内濟二可致候逆小野村ニ而過分ニ
右兵右衛門より錢為差出、稻被盜候権六江は兵右衛門より出シ
候錢之内少ク相渡、残ハ肝煎・長百姓之手内ニ而配分致候よし、
依而御小人差引役より吟味ニ相及候様内々承候趣ニ有之候故、
則小野村江明日御役屋江肝煎并長百姓二三人権六同道可致候
義、以手紙申遣候、

右二付浅舞御役屋詰合同役純五郎江態夫を以取合ニ申遣候、

- 一 廿一日、横堀村より朝誰申出候は、昨夜四ツ半過渡シ舟繫差置
候相綱何方之ものニ候哉、切り舟流候二付、郷中より其節より
人足差出シ吟味仕候得共尔今見当り不申候故、此趣相届候義故
則御足輕伝六申付、川前通り吟味可致、猶手紙相認候而川前通
り村々肝煎共江郷人足差出吟味可申、見当り候ハ、其村より村
送を以早々横堀村迄相届候義申遣候、右手紙伝六江預ケ差遣候
処、問も無之、伝六并横堀村長百姓之内罷越申聞候は、流舟小
野村分之川原ニ而見当り候処、舟多二痛も無之出候故、昼頃迄
之内ニハ往還通用可相成趣ニ有之候、
- 一 今朝横堀村肝煎・桑ヶ崎村肝煎并同村兵右衛門、小野村一件ニ
付催促手紙差遣候、

- 一 純五郎へ昨日夕後小野村一件之義取合申遣候処、此間之洪水ニ
付処々より変地見分之願申出候二付、右立合見分ニ被參候処、

夜二入御役屋へ被歸候二付、態夫を以昨日之返事ニ有之候、右
態夫之もの江又々手紙ニ而横堀村渡シ舟綱被切候義無抛とハ申
ながら、横通と相違ひ、其上此節春交代下り之最中、且農事専
ら之時節いたつらとハ難申、甚大胆之致方、決して舟綱切候も
の可有之候故、吟味致候義手配居候趣申遣候、何レ右等之義致
候ものハ兼而村方ニ而も人を差シ申聞候事ハ相成兼候得共、以
来村形之益不益而已ならず左様体之義致候而も宜ものと自然相
成候而ハ以之外不宣、殊ニハ村方之入用ニ相抱り候得者上江御
苦柄申上候事ハ当然ニ候故、依而篤と吟味可申内慮之筋申遣
候、

- 一 今九ツ時頃横堀村江舟届候故、往来通用相成趣、同村并当処
場役処より届有之、

- 一 小野村一件ニ付親郷ニ候故根元より之次第覚有之哉ニ存候俣横
堀村肝煎両人之内老人催促致候処、肝煎利右衛門罷越候、

- 一 小野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并去九月中二稻被盜取候よ
し、右田主権六共ニ罷越候故、御足輕長藏召寄セ候而右三人之
もの段々尋問致候得共、三人共とも二外ニ違ひ無之候故、横堀
村肝煎利右衛門ニも取尋候処、当人共申条之通の風聞ニ承り申
候、是ニは相違ひ候事も有之間敷、過料錢桑ヶ崎村兵右衛門よ
り取候義ハ全ク私共相心得候筋ニハ曾て無之、村方ニ而之風聞
ニは正兵衛・権六申上候通り之義ニ御座候、且小野村肝煎平兵
衛相尋候処、私事ハ過料錢取候而内濟ニ致候義ニ候哉、既二只

今迄も相心得不申罷有候体ニ御座候、村方二而之風聞ハ兩人申上候通ニ有之候趣、外ニ証跡之無之候事故、右之始終之訳柄一札為差出候而一ト先在処江為引取申候、右ニ付御用有之候ハ、明日可申遣候故則可罷出候義能々申含差遣候、

一 横堀村肝煎利右衛門江相尋候は、昨夜渡シ舟綱を切舟流シ候もの決シ而其村ニは可有之、其もの心当りも可有之仁差出シ申聞候義如何ニ可存候得共、全ク此度之義ニも不限兼日左様体之いたつら致候もの可有之候故少シも無慮可申聞候段精々申談候得共、中々以難申発よし故、左候ハ、明日より御足輕差遣候而吟味可致七候故、其節心当り之もの内々当人共江可申出候義申含候処、左候ハ、誰也御出之御方肝煎・長百姓共ニ無残明日御出之節御催促心当り之もの可申上候様可仕候ハ、可然趣ニ候故、何レ明日御足輕兩人差遣候故無隠有体ニ可申聞候よふ能々申含差遣候、

一 今晚御足輕長藏・左平相招候而、明朝より横堀村江罷越候而肝煎・長百姓不残催促致候而、昨夜舟綱切候もの心当り可有之候故不包申聞候様ニ可致候、いよく肝煎・長百姓心当り之仁申聞候迎夫レハ証跡ニも不相成候故、此義相心得候而相成丈ケ静ニ尋問可申候、其上証跡ニ相成候義有之候ハ、外ニ連も有之候得共不申発か又ハ一ト通無相違舟綱候とハ申上候得共左様ニハ無之とか口いろく替候ハ、随分繩を掛候而も不苦候、併シ繩を懸候義余り可然筋ニ無之候故、何分先ツハ心静ニ致候而下

詮議候よふ申含差置候、

一 廿二日朝小野村肝煎平兵衛・長百姓正兵衛并文五郎・権六、外ニ式人都合六人之もの共、同村一件之義ニ付又々御用有之ニ付、態夫を以催促手紙ニ而早々御役屋江可相越趣申遣候、

一 桑ヶ崎村肝煎并同村之内上谷地村兵右衛門同道致候而罷越候故、右兵右衛門江過料銭差出候訳柄篤と尋問致候処、小野村之もの共理不仁之致方ニ有之候、且昨日小野村之ものとも申条ニは四貫五百文より外ニ取り不申よしニ候得共、右兵右衛門申条ニは、都合拾貫五百文小野村江差遣候よし、ことに当月八日権六兵右衛門江逢候節之言葉ニは、肝煎・長百姓共四貫五百文ニ候哉、拾貫五百文ニ候哉、配分候而権手内ニは金ニ而老歩ならて参り不申候よし、扱権六稻之義ハ兵右衛門持林之内ニ稻こき候跡計ニ而庭菰口なと板式枚有之候計之よし、何ニも証跡は無之候得共小野村よりいろニ被申懸、只管ニ申分候得共不相叶、不承無承ニ都合拾貫五百文差出候よし、其後余り残念ニ存候俣吟味致候処、右林之内ニ而稻こき候ものハ兵右衛門子共作太郎手内六ヶ敷練合ニ相迫り候俣親兵右衛門御伝馬ニ參候跡ニ而、同村之内富之助と申もの相頼、我と兩人致候而兵右衛門田面之内より稻三拾位盜取り追々拵候義相明シ候故、其節兵右衛門勘当致候処、当月始ニ相至り惣親類共より達々の願ニ付、作太郎勘当差免シ候よし、依而右之次第委曲書載ニ而為差出候、差候得は小野村之もの共申条と甚不都合申計無之候故、小野村之六

人之もの共參候故又々篤と尋問致候ハ、何レ相知可申候故、桑ヶ崎村肝煎并兵右衛門兩人共二在処江不戻宿元江為相控申候、手二寄対決二相成候義も可有之候義兩人江申含候処、不相知候上対決被仰付候ハ、難有趣二有之候、

一 小野村六人之もの今朝四ツ時前催促、早々御役屋可罷越候義申遣候処、昼七ツ半頃御役屋江罷越候、内々郷中二而六人打寄談合致候義と被考申候、右六人之内権六より段々相尋不申候得は甚前後二相成候義有之、権六老人先ツ出可申肝煎へ申付候処、当人横堀村江大豆求メ候二罷越、相控候得共余り延引二罷成候俣罷歸り次第跡より可參候義申置、外人數計參候趣故宿元二控居り権六罷越候ハ、先キ二当人可差出申付候、

一 横堀村江差遣候御足輕長藏・左平今七ツ過罷歸り申聞候は、肝煎・長百姓相揃、昨晚申付候通り相談候処、卯助・半内右兩人之内二も可有之哉、先ツ心当り之もの右之通之申条故、半内〔本名四郎治、先年訳柄有之逐電、未夕笠かふり〕相向候処銀山江用事二付罷越候由卯助相尋候処、外二何之手かゝり無之候得共、此間舟守致候処日々之雇代甚不足二候故相増〔百五拾文宛壹日〕呉可申、左も無之候得は舟守不相成杯と、舟守致候長右衛門と申もの二も郷方へ同様願申立候義相進候ものゝよし、全体村方二而も卯助と申者悪敷事而已致候よし兼而御足輕共も風聞承り候得共、此度の渡し舟之綱切候義相明シ不申候得共、兼日右之通り聞及候もの故、以来之為二可相成と存候俣雇代過

分之願其上長右衛門迄相進、壹日百五拾文之外二相増呉不申候得は舟越不相成杯と十分腹一盃之申条二候故、農事之外差留鍔候由、猶半内ハ立戻り之もの二候故、銀山より罷歸候ハ、則為知可申候義肝煎江申付候趣二有之候、

一 小野村より此度の御用二付催促致候もの、肝煎平兵衛・長百姓正兵衛・作助并文五郎・百松・清助・権六右七人參候、内権六より老人宛召寄セ可申候処、当人未夕罷越不申候趣、参り次第相知可申候義申含候処、夜四ツ頃參候段為知二候故、明朝御役屋へ可相詰申渡候、尤宿元二相控居り候義差図致候、

一 小野村之義二付親郷横堀村肝煎催促致候処、利右衛門罷越候故、小野村之義相尋候処実に風聞計り二而実不実之事ハ相知不申趣二有之候、

一 廿三日、小野村権六より段々御詮議之処、漸々之事二而、夕後迄之内二当人白状二相及候、

一 右一件二付桑ヶ崎村松四郎・富之助・作太郎・幸右衛門、横堀村市助催促致候、

一 桑ヶ崎村由兵衛催促致候処、当人ハ独もの之事、院内銀山二居候よし二付、桑ヶ崎村肝煎より人差遣候趣二有之候、

一 廿四日、今日二相成段々取尋候処、右由兵衛参り不申候得は、惣而此度之一件相片付不申候故、由兵衛參候迄当人村方へ一ト先願二付返置申候、

一 桑ヶ崎村肝煎今八ツ時頃申出候は、昨晚由兵衛院内銀山より長

百姓差遣候而召寄せ候処、当村江参候処余り夜分二相成候故明早朝と申合居候処、長百姓只今見得不申候よし二候段申聞候故早々吟味可申候義能々申合候、

一 右二付御足輕長藏并横堀村目明シ市助兩人由兵衛吟味致候而召連候義、篤と申合候而差遣候、

一 昨日横堀村肝煎利右衛門罷越候而内々相願候は、此度渡シ舟繩切候已前兼而不宜もの二而卯助農事之外御差留二候得共、実此度之徒は当人二も有之間敷候間、何分相免シ呉候よし願二付御足輕共兩人へ相尋候処、肝煎申出候通二而可然候趣故差免シ申候、

一 廿六日、同役純五郎屋七ツ半頃より参候故、此度御糺者口書等之義聞合候、

一 廿七日、小野村肝煎平兵衛・同村長百姓正兵衛右兩人之口書相極メ申候、慎罷有り可申差函申付候、同村百松・文五郎・清助・権六口書取り候上重而御吟味難計候故遠方罷越間敷旨申渡候、同村長百姓作助・同村幸右衛門兩人より杓札為差出候而、小野村之者共相返シ申候、

一 廿八日、桑ヶ崎村兵右衛門口書相極慎申渡候、作太郎・由兵衛兩人八繩下夕二致候而御貸藏江入置、御足輕兩人宛昼夜番為致申候、同村松四郎・与左衛門・富之助右三人より一札宛為差出候而、昨日村方江返シ申候、

一 同役純五郎昨昼立致候而浅舞御役屋江帰り申候、

五月

一 朔日朝五ツ時過雄勝郡三梨村之内中野村と申候、御百姓金六子共新太郎(今年三拾八)と申もの、去末年三月頃より風と氣鬱致候処、当三月初之頃日暮方より外出、見得不申候付、郷中より人足差出候而相尋候処、四日目二相至り稲庭村と三梨村との道二而見当り取押、其後当人親類見繼居候処、此間格別全快二相成農事等之稼致罷有候よし、然ハ昨晚五ツ頃女房殺害致候趣二付御檢使形之義三梨村長百姓兩人罷越申出二候故我等可罷出候処、御払米等之事二而甚御用込二候故、青山縫殿江申談差遣候、

一 金屋新田村二而今日より芝居興行有之出張可申候処、御用手透無之御足輕礼藏・長藏兩人計差遣候、

一 今晚岩城様湯沢御止宿二而江戸江御登り、
一 平鹿郡浅舞村御役屋詰開、純五郎へ小野村・桑ヶ崎村之もの共口書并小野村幸右衛門・長百姓作助、桑ヶ崎村兵右衛門親類松四郎・与左衛門、同村富之助右当人共より為差出候書載、外二角間村之変地急御檢使願書貝沢村肝煎忌中之書載取揃候而、夕後態夫を以差遣候、

右は純五郎明日御役屋より出立被帰候付口書之分延引二相成候而は如何二候義御当人へ取合候、役頭四月廿九日御出之よし故相控候処、当月六日方二而も浅舞御役屋へ御出之趣純五

郎より昨日申来候付、若シ御途中二而御逢被成候ハ、直々差上呉候よふ申遣候、又六日迄相控不苦候ハ、交代二浅舞へ跡部惣兵衛今日被参候よし故、御当人江御頼被差置度候義をも申遣候、

但岩崎肝煎嘉兵衛より被相頼候封状壹封并猿半内村肝煎より被相頼候分共純五郎江差遣候、

一 三梨村江青柳縫殿御檢使二罷越候而、暮六ツ時頃帰宅、右村女房を殺害致候新太郎縄下二而右村長百姓老人・同人親類老人附添罷越候、

一 二日、三梨村新太郎御詮義致候処鬱症煩のもの二候故一向二相分り不申候故、口書ハ取兼申候、

一 横堀村より昨晚より之雨二而大洪水二而仮橋流失致候義届有之候、右二付亀田様今宵横堀村二而御止宿之よふ二相聞得申候、

一 大洪水二付岩崎村大小共舟渡留り二相成候、

一 昼八ツ半頃横堀村より申来候は、少々引水二相成候故亀田様御通シ致候段届有之、

一 三日、雄勝郡七親郷へ以回状早々懐妊取調致候而、湯沢御役屋江書出候義申遣候、

一 湯沢町寄郷之分懐妊書上帳出申候、湯沢町二而式拾八人、杉沢村二而式人、岩崎村二而拾人、二井田村二而三人、角間村二而三人、八幡村二而三人、金屋村二而老人、同新田村二而老人、柳田村二而老人、倉内村二而五人、森村二而六人、関口村二而

五人、下関村二而六人、上関村二而五人、右惣人数七拾九人、右之内湯沢町之内吹張町治右衛門、金屋村久四郎御撫育之願并湯沢町寄郷之内新処村・成沢村右両村二懐妊之者無之趣、書載を以届有之、

一 四日、金屋新田村二而晴天壹日興行之芝居有之、青柳縫殿同様御仕置二出張致候、今日迄二而三日興行致候得共不当り候故明日老日興行相免シ呉候趣申出候得共、曾而不相成候段申渡、圍ひ為取毀申候、

一 八日、横堀村より懐妊書上左之通、拾四人横堀村、老人泉沢村、

四人中村、五人役内村、式人川井村、四人上院内村、五人下院内村、拾式人寺沢村、式人口巻村、式人宇留院内村、四人高松村、式人相川村、五人桑ヶ崎村、拾式人小野村、右惣人数七拾四人、

一 九日、昼九ツ時湯沢給人天神林織部下屋敷門場借宅甚兵衛と申もの火元二而田町老町無残焼失致候付、右之趣一卜先町送二而役頭迄為御知申上候、

一 右二付左衛門殿出馬被致候故見舞二罷越候、

一 十日、焼失跡御檢使相勤候、委曲之義ハ御檢使書二有之候故略ス、

一 稲庭村肝煎懐妊書上帳持参、式拾九人稲庭村、五人川向村、八人畠等村、拾六人三梨村、八人川連村、三人東福寺村、五人三又村、式人大門村、六人八面村、三人大館村、老人飯田村、老

人宮田村、右惣人数合八拾七人、右寄郷之内大倉村・戸波村二
は懐妊之者無之趣、書載を以申出候、

一 十一日、一昨日之火災訴状村方より差出候付、右江御檢使書尋
問書共二差添候而、町送を相立役頭江仕送り申候、

一 片岡矢右衛門より町送を以申来候は、三梨村新太郎昨年より乱
心之処、女房を殺害致候付、此度右当人郷中江御預ケ之趣申来
候故、三梨村并同村親郷稲庭村肝煎催促差遣候、

一 十二日、稲庭村・三梨村より昨日催促致候面々罷越候故、新太
郎相渡差遣候、猶嚴重二取囲可申候趣呉々申含差遣候、

一 十三日、同役主鈴十一日久保田出足、今日湯沢町江着、

一 十四日、両西馬音内村より懐妊書上左之通、

八人西馬音内前郷村、四人大戸野中村之内野中村、老人二条道
村、四人杉宮村、老人大久保村、老人上郡山村、老人下郡山村、
老人高尾田村、三人新町村、五人大沢村、四人足田村、惣人数
三拾三人、糠塚村・嶋田新田村・大戸野中村之内大戸村懐妊之
もの無之申出二候、

一 西馬音内堀回村之分左之通、拾老人同村、式人田沢村、式人床
舞村、老人鹿内村、式人飯沢村、七人上仙道村、老人中仙道村、
三人下仙道村、式人田代村、七人輕井沢村、式人上至米村、式
人林崎村、水沢村・弘体村・堀内村右三ヶ村懐妊之者無之、惣
人数四拾式人、

一 十五日、小栗忠藏御用有之罷越候、

一 山田村より懐妊書上二相成左之通、拾四人山田村、式人深堀村、
七人貝沢村、四人赤袴村、拾人松岡村、七人石塚村、惣人数四
拾四人、

一 鵜巢村二而陰シ芝居有之義相聞得候、御足輕密々長藏・左平申
付差遣候処、右立本致候同村之伊右衛門と申もの召捕參り候、
両人之御足輕共下夕詮議致候処無相違右立本之義白状二相及候
段申聞二候、

一 十六日、忠藏御用明、浅舞江移り被申候、
一 同役純五郎へ町送差遣候、右は此度焼失之面々の家内四ツ子三
ツ子之取調之義、昨日町送二而申来候故、右返答申遣候、

一 十八日、鵜巢村二而陰シ芝居致候段、同村伊右衛門白状、口書
相極候而村方へ腰繩二而預ケ置候、長百姓正七江引渡候、肝煎
三右衛門・長百姓長十郎右陰シ芝居致候義二付役柄不相当之次
第有之、御用農事之外相慎居り候義申渡候、右口書之下書八主
鈴処持二有之、

一 豊田五右衛門御調御用二而回在之よし、今宵御役屋二において一
宿致候、

一 十九日、猿半内村寄郷懐妊書上左之通、猿半内村二而拾五人、
吉野村二而三人、湯ノ沢村二而老人、千倉川原村二而老人、岩
井川村二而拾人、田子内村二而九人、椿台村二而拾四人、萩袋
村二而四人、

一 五右衛門御調御用二而御役屋出足、横堀村江罷越候、

一 廿一日、御用有之主鈴同様住吉新田村江夕支度後役頭江罷出候、同村平均御竿御用二而役頭当十九日より御出被遊候、

一 湯沢町先頃焼失之者之内先年御立替金銀錢御証文処持之者共、右御証文江願書差添差出候分并御証文八焼失仕候得共御立替金之趣願書相認候而差出候分共掛御目候処、吟味役片岡矢右衛門江仕送候様御差図候、

一 火消講中三組江御酒壺斗宛拝領の義被仰渡候、

一 格別二出火出火之節働き候もの拾人江五百文宛拝領被仰渡候、

一 田町極窮焼失之もの江米貳俵二錢貳貫文宛拝領被仰渡候、

一 廿二日、住吉新田目村出立、御役屋江主鈴同様罷歸候而、肝煎伊八催促、出火二付為御合力被下置候分之義申渡候、

一 忠藏院内村江罷越候よし、御役屋二而昼食二候故、此度之御渡御米之分、肝煎伊八二請取り候よふ二致候、右御米忠藏相渡候而御役屋出立致候、

一 廿四日、片岡矢右衛門江御町送を以此度焼失之面々より先年御立替金御証文右江願書差添出候故、此分無残仕送申候、

一 役頭又左衛門殿江態夫を以御撫育之願書差上申候、
一 主鈴不快之処相変候義無之、依而保養可致候義申談相返シ申候、

一 此度焼失二付拝領二相成候御合力之分、右手形之俣二而肝煎伊八江引渡申候、

一 田町極窮之者貳拾六人貳貫文宛五拾貳貫文、但拾三貫文宛之手形四枚二而渡候、

一 火消講中三組江御酒代壺斗壺貫文宛三貫文、

一 出火之節格別辛勞働き候もの拾人五百文宛五貫文、

一 手形数六枚伊八江相渡候、

一 廿六日、役頭江一昨日より御伺申上候義共左之通今日御沙汰二有之候、

一 小野村文五郎博奕致候段明白、当人御催促之処出奔致候段申出二付、夫々御取扱出奔御届は御聞揚は被成間敷、追々御吟味之上可申出可被仰渡候、

一 文五郎御用之例外出御差留被成候処他出致シ、右之段長百姓を以御届致候段、肝煎共不屈之義被仰下承知致候、追々御呵可被仰渡、先ッ此節夫形二可被差置候、

一 去秋中稲盜取候作太郎并かゝり合之もの共左之通可被仰渡候并五右衛門殿江為御知可被差置候、

桑崎村兵右衛門子共 作太郎
右去秋中稲盜取候不屈二付生保御口追放、

同村 由兵衛
博奕致候不屈を以過料何程急度御呵、

但過料之員数当人分限御考伊八杯江御取合可被仰遣候、
同村 兵右衛門
子共作太郎不屈、畢竟常々取示不行届、是迄不差心得

罷有候不調法、急度御呵、

一 小野村肝煎義八五右衛門殿へ申談候上御呵被成候間、左御心得可被成候、

一 岩崎村肝煎郷人共同道、格別出火之節相働候二付、肝煎并郷人共江酒老斗五升被下候而可然候、

一 本庄より参居候壁塗抜群働致候段承知致候、錢五百文被下候而可然候、

一 御撫育願式ケ村米三俵・錢貳貫文宛被下候間可被仰渡候、御役屋江御書留可被成候、

一 桑ヶ崎村肝煎并同村兵右衛門・親郷横堀村肝煎催促の手紙差出候、

一 廿七日、桑ヶ崎村担吟味役豊田五右衛門江昨日被仰渡之趣手紙を以為相知候、役頭江も手紙差上候、由兵衛過料之義伊八杯江相談仕候処、三貫文二而可然候よし申条二付、右之趣申上候、

一 昨日催促致候両村之者横堀村肝煎利兵衛・桑ヶ崎村肝煎ハ外御用之よし二而、長百姓兩人・兵右衛門同道二而罷越候間、昨日被仰渡候趣申渡候、猶由兵衛江も過料三貫文之義申渡候而急度御呵、

一 作太郎生保内口御追放之義申渡候、御足輕内藏之允・礼藏兩人附添罷越候、其節右兩人江相渡候書付左之通、

一 覺 半切紙江認之

一 囚人老入

右は雄勝郡桑ヶ崎村作太郎其御境口御追放被仰付候間、

可被相通候、以上、

申五月廿七日

湊曾兵衛判

生保内御境口御番衆

一 廿七日、夕後より諸郷回村二御役屋出立致候、

六月

一 朔日、回村相仕舞候而一ト先夕後御役屋江相戻り申候、忠藏昨日より御用有之参り居候、

一 二日、忠藏御役屋より昼九ツ時出立、稲庭村之方江罷越候、

一 三日、湯沢御役屋朝五ツ半時より回村致候、

一 西馬音内堀回村より妊婦寄郷村々共書出帳持参請取申候、左之通、老人水沢村、式人飯沢村、式人堀内村、右合五人、林崎村・払体村・上到来村・軽井沢村・田代村・上仙道村・中仙道村・下仙道村・田沢村・床舞村・鹿内むら・西馬音内堀回村合拾式ケ村当月妊婦之者無之候義申出書二有之候、

一 七日、夕後七ツ時回村向より湯沢御役屋江罷歸り申候、

一 九日、朝四ツ時以前より平鹿郡増田村二而昼支度致候而、夫より雄勝郡吉野村より桧台村江罷越、島等村・川向村辺回村致候、

一 十二日、昼九ツ時前屋食なし二而稲庭村より御役屋江罷歸申候、

一 湯沢町并同町寄郷共妊婦書上左之通二有之候、四人湯沢町、老人二井田村、式人角間村、式人金屋村、老人金屋新田村、式人柳田村、老人関口村、老人下関村、三人上関村、合拾七人、其外寄郷村々妊婦無之よし、

一 稻庭村并同村寄郷妊婦書上左之通二有之候、式人稻庭村、三人川連村、六人戸波村、八人川向村、式人大倉村、四人三梨村、合式拾五人、其外寄郷村々妊婦之もの無之候よし、

一 十三日、夕支度後三又村より東福寺村・大倉右三ヶ村水元分水之義二付罷越候、

一 十四日、三ヶ村分水見分相済、八ッ面村二而昼食致居り候処、戸波村肝煎・長百姓罷越候而、当処水不足二而田地既二無残候程早割二相成候間、見分呉候よふに有之候故、右見分御役屋へ立戻り候処、小栗忠藏・鯨岡四郎左衛門、浅舞御役屋より当処湯沢御役屋江引移り申候、

一 十七日、昨日役頭より被仰含候よし二而四郎左衛門・忠藏より手紙参り候、此節早損夥敷事二相聞得候故、密々村切二何拾石位宛と申候義、回村之上取調可申よし、依而今日より回村二罷越候、

一 廿日、回村向より夕後七ツ時御役屋江立戻り申候、

一 純五郎昨日湯沢御役屋着候よし、

一 忠藏回村向より御役屋へ立戻り候而被申聞候は、役頭江御伺相済候故一ト先帰宅可申候よし二付、明廿一日罷帰候義二相成候

故、向触差出申候、

一 廿一日、昼立致候而横手町江老宿申候、

一 湯沢町へ差出候手形左之通、

米六斗四升五合請取申候、右は郡方見回役加勢二而雄勝郡湯沢町仮御役屋詰、当四月十九日より同六月廿日迄日数六拾老日之内拾八日他村回在、残日数四拾三分、但シ老日二付五合三人御扶持、於当処被渡下候時、以上、

文政七年申六月廿一日

湯沢町肝煎殿

一 廿二日、上淀川村二而老宿、廿三日帰宅、

一 廿四日、罷帰候段御評定処江御届候而直々役処江出勤致候、

八月

一 朔日、久保田出足、刈和野村老宿、

一 二日、刈和野村出足、大曲村二而昼食、浅舞村御役屋江着、

一 御合力式拾目、八月二日より閏八月二日迄三拾日之分請取り候而回在致候事、

一 五日、久保田江町送を以跡部惣兵衛・田処主鈴江、元西馬音内前郷村生無宿松之助・元湯沢町生無宿安吉口書仕送申候、右之者共当七月十四日岩館越御追放二相成候ものよし、然ル処今宿村二而先月廿日頃より何となく物騒候故嚴重二吟味居候処、当月朔日朝五ツ時頃裏道を怪敷風俗二而通り候もの兩人有之候

故場主言葉を掛候処早足致候間、いよく怪敷、郷中より人差出候而取捕候処、今宿村郷内二而知人右之ものよし、然共同村二而は少シも如何敷義無之候得共、昨今御追放二相成候者二候得は不便二八存候得共、自分二相免シ候事二も難相成、無抛御役屋へ当朔日昼過而人之もの召連候よし、此節鯨岡四郎左衛門当御役屋詰二候得共御用有之湯沢御役屋へ御出二付、御足輕左右衛門右囚人召連候而湯沢へ罷越候処御用御取込、其上無宿二候故立戻り候様御申二付、当御役屋へ相戻り候よし申聞候故篤と向々吟味致候得共、外二怪敷筋一円二無之、依而口書を取

一 十日、田処主鈴・跡部惣兵衛より戻り御判紙を以此度の立歸り之もの共之再詮義致候様二昨日申来候処、鯨岡四郎左衛門回村向より罷歸候付、同然二詮義致候、
一 十一日、右之口書久保田表小栗忠藏・田処主鈴江主殿殿御判紙添二而仕送申候、
一 今日浅舞村御用明二而朝飯湯沢御役屋江引移申候、此節関純五郎同様詰合、
一 十四日、町送御判紙添二而小栗忠藏・田処主鈴より左之通申来候故、則浅舞御役屋詰鯨岡四郎左衛門・跡部惣兵衛江純五郎・我等兩名二而手紙差添候而遣シ申候、

但役頭へ回在之以前立歸りもの、義御伺申上候処、其村江罷越居り差障候ハ、伺なし追放致候而則為相知可申よし、併御地頭に而も抱り候事二有之候ハ、追放不申候而口書二而も取り候而相伺候よし二候故、此度之両人之立歸りものも外二怪敷義得相聞不申候故追放可申候義鯨岡四郎左衛門・関純五郎江取合七致候処、先達足田村二而役頭江鯨岡右之義御伺被成候処、御評義之上と被仰含候よし、然ハ日間も無之、もし我等承り違ひも難斗候故、此趣をも以来之御議定御指揮之趣有之候よふ申遣候、

一 唯今又左衛門殿被仰含候は、今年より雄勝・平鹿両郡御撫育御手宛被成置候事二被仰渡御取扱被成置候処、角間川村惣助・忠藏・三左衛門右御取扱義難有奉存、冥加之為メ御備江金錢差上申度願申出候付、右之形年寄衆江被仰上候処言上二相成、此度思召被仰出候ハ、深切之義右仕法永続之手格專要二被思召、是迄属役共出精致候筈二候得共、猶又申会御仕法永続之手宛可致旨、厚キ被仰出之趣小生共兩人御催促二而役頭より被仰含候間、此段御伝致候、下略ス、
一 十五日、純五郎義内用有之候故、先日久保田表江申遣候よし、然処早々一卜先罷歸候様二昨日申来り、今日湯沢御役屋出立申候、

一 仁井山村江御用有之、今昼食後浅舞御役屋より同村江罷越候、
一 八日、仁井山村より御用相濟候而、今九ツ時前浅舞村御役屋江罷歸り申候、

一 昨日三梨村より訴状を以申出候は、当村堰之内江当歳之七倅流

參候よし申出二候故明日見分二罷越候故番人附置候趣申渡候、

一 今日右之見分二罷越候二付、湯沢御役屋出立、稲庭村へ罷越候

処、大洪水二而岩城橋川向村と稲庭村之間仏師沢橋共流失致候

付、右川筋中嶋江流木を取り二稲庭村郷中より多人数出候内水

二まかれ候而逃可申様無之もの相聞得候故、稲庭村肝煎仁兵衛

并郷人共多人数召連候而川前へ罷出候得共中々不易容洪水二而

助ケ候事不相叶、無抛引水を相待候外無之二付、一ト先稲庭村

引取り候処、暮合二相及候処故三梨村江明朝罷越見分致候段、

肝煎仁兵衛方より申遣候、此度之よふなる洪水八郷中二而誰も

覚候者無之候よし二相聞得候、依而今日は無是非稲庭村二而一

宿致候、

一 十六日、三梨村江引移、一昨日同村より訴状を以申出候当歳之

女七倅堰筋江流參候よし、右之見分二罷越候二付、親郷稲庭村

肝煎并三梨村肝煎共先達二而吟味仕候、此義ハ全御檢使之訳二

も被存不申候故覚書二致候、尤稲庭村・三梨村より訴状差出候

訳ハ追々吟味致候趣を相認申候、今日町送二而仕送可申候処、

昨日より之洪水二而道橋無残流候二付控候而見合七居り申候、

一 十七日、今日より稲庭村寄郷村々江田面見分致候付、其村々肝

煎共先達為致候而見分申候、

一 廿一日、今晚川向村二而老宿致候、然二関純五郎より手紙二而

三梨村之捨子之義密々吟味可申よし、役頭被仰含候趣申来候、

一 廿二日、川向村田面見分可申処、足病二付無抛昼食なし二而湯

沢御役屋へ立戻り申候、

一 廿八日、木下村より役頭御手紙二而右面々催促可申渡候義二付、

則催促状を差出候、人数左之通、

大沢村 御山守 宗吉

親類左太郎相担之御苦柄申立候付、久保田表より才足二相

及候処、御山守相勤居候付出府難相成段、支配催促相背候

不調法二付、御山守家頭御引揚急度御呵、

同村 作之允

右同断之節病氣二付出府二及兼、追々子共御才足二応シ為

差登候段申聞、御吟味上一身病氣虚実申届為差登候段白状

相及不届二付、家頭御引揚急度御呵、

同村 喜右衛門

新蔵

多右衛門

右同断之節病氣二付出府相及兼、左候ハ、外親類共二而も

為差登可申候処無其義罷有、不行届致方急度御呵、

一 桑ヶ崎村兵右衛門・小野村平兵衛御呵二而居候処御免之事、

一 上院内村・足田村・新町村右三ヶ村へ当春拝借の御米直々御貸

蔵へ差置候処、夏中焼失二相成候旨、此度右村々江被相返候

事、

一 廿九日、大沢村六人之もの御役屋へ罷越候故、昨日之通申渡候、

猶三ヶ村焼失米之事も申渡候、且桑ヶ崎村兵右衛門・小野村平兵衛兩人共二御呵御免之段申渡候、

一 晦日、役頭へ御用有之木下村江昼食過より罷越候、

閏八月

一 朔日、木足村より御用相濟候、而昼食なし二而湯沢御役屋へ罷歸り申候、

一 足田村彦右衛門數年来御田畑江心を相用ひ辛勞致候付、此度為御賞錢五貫文被下置候義被仰渡候、幸ひ豊田五右衛門御役屋詰合二候故、五右衛門より同村肝煎江申渡候様相伝ひ候、

一 三日、上下関兩村田面見分二罷越、日暮御役屋江立戻り候、

一 四日、関口村田面見分、日暮御役屋へ立戻、

一 五日、倉内村見分、日暮御役屋へ立戻、

一 六日、今日昼食過より御役屋出立、諸村田面見分二罷越候、

一 八日、湯沢寄郷見分相濟、日暮御役屋江罷歸り候、

一 九日、湯沢御役屋昼食過出立、横堀村江引移候処、小栗忠藏此度之水損二付右御普請御用有之詰合居候、

一 十日、院内銀山江御用二而忠藏同様罷越候、而、銀山台所二おる而昼食、下院内村津輕本陣二而一宿、

一 十一日、忠藏八役内沢目水損御普請処見分、手元八上下院内毛見御用相勤候、上院内二而昼食、

一 同晚上下院内毛見致候、而、横堀二而一宿之処、忠藏二も役内沢

目御普請処見分相濟候よし二而同宿、

一 十二日、忠藏八外御用有之浅舞御役屋へ出立、手元二而は下院内昨日見分残横堀村・寺沢村見分、横堀二而昼食、直々同村一宿、

一 十三日、横堀村出立、中村見分、同村二而昼食、川井村江引移、同村見分直々一宿、

一 十四日、川井村昨日見分残相濟、役内村田面見分、同村二而昼食、横堀村一宿、

一 十五日、横堀村出立、小野村見分、同村昼食、直々桑崎村江引移一宿、

一 十六日、桑崎村見分、同村二而昼食、無残見分相濟高松村江引移一宿、

一 十七日、高松村見分、同村二而昼食、無残見分相濟相川村江引移、同村見分、直々一宿、

一 十八日、相川村見分、同村二而昼食、御役屋へ罷歸り候処、豊田五右衛門御諍馬御用二而此節御役屋引移り大町伝馬役処へ罷越居候よし、

但横堀寄郷毛見之分八同村肝煎理兵衛同道致候、直々今日御役屋江も右御用二付召連候、且当九日より今昼食迄の御賄手

形宿九枚・昼食九枚、都合拾八枚理兵衛へ相渡候、

一 十九日、横堀寄郷御毛見願高先頃より見分致候二付右取纏申候、五右衛門御諍馬御用明二而今朝御役屋へ引移り申候、

一 廿一日、役頭淺舞御役屋江御居り御用有之、早々罷出候様二申来、同役純五郎同様罷出御用承り候、

自分子供元悦義役内村多右衛門宅二而博奕致御苦柄二相成候義兼而取示シ方不行届二而急度御呵、

一 廿二日より役頭同様同役惣兵衛・純五郎、吟味役平山文市郎同然二平鹿郡之内回村仕候、文市郎八大森村二而御用有之相残候、跡人数二而雄勝郡之内回村、廿七日皆々湯沢御役屋へ相詰候、

右同人子供 元悦
自分義役内村多右衛門宅二而博奕之趣御詮義之処、白状二相及候、依而嚴重二可被仰付候処、頗御宥恕二而過料貳拾貫文差出候旨急度御呵、

一 廿九日、役頭より被仰含候付、左之通書出申候、

雄勝郡妊婦書上、
右同村 三四郎

当申五月中より同閏八月迄之分取纏

右同断二付過料貳貫文為差出候而急度御呵、

一 惣人数合七百九拾老人

役内 多右衛門

内百九拾老人出產

内百拾人 男

同八拾老人 女

同八拾九人半產死体

自分宅二而博奕之宿致候段御取糺之処、留主跡二而一向存不申趣二八候得共、打寄人数之内右金錢の義二付彼是相難候処、翌朝二相至右金錢の中作等致候義二候へ八、留主跡之事八午申博奕之金錢二取候義不届二付一村払被仰付候、

残五百拾老人未夕出產届無之分、

一 拾八人 右は為御撫育米三俵二錢貳貫文宛拝領之もの、

九月

一 壹人 右は昨年中出生之世倅此節二至り極窮二而養育相

成兼、願二付米貳俵拝領、

一 朔日、役頭御役屋出立二而院内江御出、此節吟味役豊田五右衛門も御同様御連、同役忠藏・純五郎・我等事外御用有之湯沢御役屋二残罷有候、

一 壹人、 右は捨子取揚候二付、御吟味之上為御合力錢五貫

文拝領、

一 同二日、役頭上下院内村之方御見分相濟、今日湯沢御役屋昼食

一、同日、川井村元悦・同村三四郎・役内村之内湯の台多右衛門・川井村肝煎又右衛門江左之通被仰付候、

二而御歸り、五右衛門・同役惣兵衛八二三日以前より院内村江御用二而罷越居候処、兩人共直々役頭同然御役屋江罷越候、

川井村肝煎 又右衛門

一 同三日、同役忠藏・惣兵衛御用明二而忠藏御普請処見分御用、

惣兵衛浅舞御役屋へ湯沢御役屋より出立申候、

- 一 同五日、明六日湯沢御役屋出立、御用明二而一卜先罷歸候付、左之通手形差出候、

米五斗五升五合請取申候、右は郡方見回役加勢二而雄勝郡

湯沢町飯御役屋詰、当八月二日より同九月五日迄、日数六

拾三日之内式拾六日他村回在日引残三拾七日之分、但シ老

日五合三人御扶持、於当処被渡下候時、以上、

文政七年申九月六日

湊曾兵衛

湯沢町肝煎殿

- 一 同日、忠藏浅舞御役屋より湯沢御役屋二而昼食、院内江罷越候、

右は御乗出二付御目見二御四家衆追々御登故、駄場御取口之為

二罷越候、

但先月十日石塚主殿殿(御家老、湯沢泊二而今日院内昼)、

同廿八日左衛門殿出立、同廿九日十太夫殿(湯沢昼、院内二

而泊)、御北(九月五日湯沢泊)、

- 一 同六日、湯沢御役屋出立、横手町二而昼食直々一宿致候、右八

杉苗木之義石川八左衛門江掛合之次第有之、同役吉沢助左衛門

江申伝の御用二付止宿致候、

- 一 七日、大曲村二而昼食、刈和野村二而一宿、同晚同役跡部惣兵

衛浅舞村御役屋より御用済、同役田処主鈴と交代二而帰宅同

宿いたし候、

- 一 八日、昼食なし二而惣兵衛同様刈和野村出立、帰宅いたし候、

一 同日、御用有之、惣兵衛同然帰宅之上役頭へ罷出御用申出候、

十月

- 一 廿六日、御評定処より御催促二而被仰渡候は、石塚主殿殿於江

戸表病死二付、右御判紙処持致候ハ、当廿九日迄之内二引替

候様被仰渡候、

- 一 廿九日、御評定処御物書仁平礼藏江内談致候は、町送御判紙拾

枚之内壹枚ハ未夕取纏兼候故、只今九枚返上申度よふ篤と申談

候得共、其義ハ埒明不申候故、取揃候而返上致候よふ二有之候、

無抛其通二致候、

十一月

- 一 二日、主殿殿町送之御判紙九枚同苗木左衛門江内談致候而当人

江相渡申候、残壹枚之分は回在之上仕送候義二致候、此度又七郎

殿二而御賄御伝馬御判紙式枚・町送御判紙拾枚今日請取申候、

- 一 四日、久府出立、昼食なし二而刈和野村二而壹宿、

- 一 五日、刈和野村出立、大曲村二而昼食、横手町二而壹宿、

- 一 六日、横手町二而昼食、湯沢町御役屋へ相詰申候、

- 一 七日、杉宮村惣兵衛当八月中同村利左衛門子供投捨候一件二而

肝煎役被召放、急度御呵二而罷有候処、今日当人直々催促致候

而、右御呵御免之段申渡候、此節同村肝煎彦左衛門御收納米之

御用有之よし二而当人子供同道二而御役屋江罷越候、

一 九日、川井村肝煎又右衛門・同村三四郎先日催促致候処、今日御役屋江兩人共罷越候間御呵御免之段申渡候、右は当八月中役内村之内湯台村二而博奕忝件二付御呵二而居候、

一 昼食後御役屋出立、下院内村駒場役処詰二罷越候、右は今宵左衛門殿当処御泊二而御下り之よし二付罷越候、

一 横堀村肝煎・長共今七ツ過下院内村駒場江罷越相伺候は、左衛門様明晩横堀御止宿被成候よし二而御宿割、役宿見分之よし二而唯今御越候処、御当人御申二は甚宿々尾篋之内便処等も無之候故早々雪取払候而内便処取捨可申候よし二而、肝煎・長百姓共宿割役江相願候は、御覽之通此節ハ御收納最中二而寄郷村々より上納米座敷之内江も積置、其上悪病流行二而家毎程二病人御座候得は、六拾人余之御人数御取扱可申上候様無之候間御免シ被成下候様申談候得共承引無之、此義如何仕候而可然候趣二候故、御本陣江罷越候而御訴訟申上候よふ二差図致遣候処、向方膳番挨拶候は、是非横堀二而御泊被成候故早々手配可致候義二候故、押々御宿之義御訴訟致候処、其方共二而は御用筋不相分候故兩肝煎二可罷越候義二而長共罷歸り候、依而肝煎理兵衛・長三人同道候而御本陣江罷出段々前条之義申上候処、御人物柄二相對シ御止宿御訴訟申上候段甚不届之よし杯之不法二有之候趣二候故、此義如何程二仕候ハ、可然候故、先例も有之哉理兵衛へ承り候処、齋殿御昼又七郎殿御止宿御兩人共二御登之節、久保田表より御丁寧之被仰含豊田五右衛門より申來御取扱

仕候迄二而、外二江戸往来之衆横堀二而御昼御泊共二御宿仕候例無之候よし申聞候故、左候ハ、此義をも取舍候而御本陣江罷出候而御訴訟可申上、右二而も強一宿之趣申聞候ハ、手元差図二而御一宿ハ不相成候義挨拶二可相及候よふ差図遣候〔但御掛合二相及候処最早夜明申候〕処、肝煎・長共暫罷有候而罷歸り申聞候は、最早五ツ時、然ハ御先番之衆二候哉、多分横堀江御越候義故如何共可致よふ無之、何分此度之義ハ見捨呉候よふ之趣二有之、猶供回り之面々多分ならず先詰二横堀江罷越候事二候得共、誠二当惑申斗無之、左衛門殿二も出立被申候場二相至り、外二如何共取扱可申よふ無之、余り無理不法之事而已二而可致様なし、無抛肝煎・長共申聞之通り二致候、

一 十日、右之段今朝御判紙添を以久府関純五郎江申遣差置候、左衛門殿二ハ五ツ時院内御本陣出足、横堀江一宿被致候、

一 今晚左衛門殿横堀村二而一宿被致候付、下院内村二而夜食給候而同村江引移り申候、

一 十一日、左衛門殿今日横堀村出立被致候付、同村之義ハ間宿二而、江戸往来等之宿并歩伝馬差出候事ハ不相成候故、昨晚院内村二而三ヶ村の歩伝馬割二而今朝継立候、齋殿・又七郎殿江戸御登之節横堀二而宿致候砌、矢張其例之通二致候、

一 十二日、昼食後横堀村より下院内村より下院内村江引移、右は十太夫殿明十三日院内昼二而江戸表より被下候二付、駒場江附添御用有之罷越候、

- 一 十三日、駅場方御用有之下院内村より昼食後湯沢江引移申候、然ル処駅場役人七右衛門罷越申聞候は、昨日より之雨ニ而岩崎渡今昼過より大小共ニ相留り居候義、十太夫殿へ只今申上候処、右渡シ相留り不申候而も先触ハ湯沢泊之義ニ差出候得共、今晚岩崎泊リニ相成候故、明十四日之人馬未明ニ岩崎江可差出候様ニ御座候間、右人馬繰出シ方之手配居り候よし申聞候故、岩崎ニ而十太夫殿ニも不相限止宿之義は殊更昼食とても不相成候、其詮ハ間宿之事也、且ツ岩崎へ差掛り候而渡シ留リニ候ハ、ことにより御止宿と申候義ハ臨時処シ方も可有之候得共、於湯沢ニ岩崎渡り留り候義を御聞取り被成候義也、其上間宿ニ候得は御止宿ハ曾而不相成候故、此段拙者差函を以十太夫殿家来江可申談、猶明日岩崎江人馬差遣候義ニ相及不申候故、右の手配延引可申候義申含差遣候処、十太夫殿ニおるても至極尤之よしニ而今晚先触之通湯沢ニ老宿被致候、
- 一 今夜中より岩崎渡江役人附置申候、
- 一 十四日、昼五ツ半頃岩崎渡漸々利候義申出候付、十太夫殿方へ則為相知候処湯沢出立被致候、
- 一 十七日、町送を以鯨岡四郎左衛門・関純五郎より申来候ハ、先頃申遣候左衛門殿横堀村ニ而被泊候義ハ役頭より御掛合被成候よし、猶以来間宿ニ而誰ニ而も相泊り候義曾而不相成候義申来候故、同役吉沢助左衛門へ今日手紙を以右之段相伝ひ候、猶淺舞御役屋詰田処主鈴江も相伝ひ候様助左衛門迄申遣候、
- 一 廿二日、鯨岡四郎左衛門浅舞御役屋より湯沢御役屋詰ニ而引移申候、
- 一 吟味役豊田五右衛門より御町送ニ而四郎左衛門・我等下院内村御下代定吉御呵之義申渡候様申来、依而当人催促致候、
- 一 廿三日、下院内村定吉湯沢御役屋へ罷越候故左之通申渡候、津軽御本陣守 御下代 定吉 自分同役正兵衛義、御役錢之内不少遣ひ込欠落致候付御尋被成候処、不指心得段申上候、同役間兼而吟味形も可有之候処不行届ニ付、御下代被召放、急度被仰付候もの也、
- 一 廿六日、吟味役豊田五右衛門、湯沢御役屋江着、
- 一 廿七日、関純五郎より町送を以左之人数御呵御免之段申来催促致候、三梨村久左衛門・縫殿村丈八・大館村伝吉・大沢村喜右衛門・新蔵多右衛門・多郎兵衛、
- 一 晦日、大館村伝吉・三梨村久左衛門、湯沢御役屋江罷出候間、御呵御免之段申渡候、右ハ右兩人兼而博奕致候、御科ニ而八月中より御呵ニ而居候、
- 一 豊田五右衛門今日湯沢御役屋出立、横堀村江引移り申候、
- 一 十二月
- 一 朔日、縫殿村丈八御呵御免之段申渡候、右は博奕致候御科ニ而、八月中より御呵ニ而居候、大沢村喜右衛門・新蔵・多右衛門・多郎兵衛御呵御免之段申渡候、右は親類左太郎相担之御苦柄候

義二付甚不行届之取扱致候付、八月中より御呵二而居り候、此度御免、

一 吟味役片岡矢右衛門、稲庭村より湯沢御役屋江引移り申候、

一 七日、関純五郎、湯沢御役屋へ相詰候、

一 八日、豊田五右衛門右同断、

一 十日、関純五郎、浅舞御役屋へ引移り候、

一 十二日、豊田五右衛門、湯沢御役屋出立、帰宅、

一 十三日、片岡矢右衛門同断、

一 同日、田処主鈴より申来候ハ、此度於湯沢二御引上二相成候候、

壳葉取立錢御沙汰有之迄預り可申候、残葉分仕送候様申来候、

但シ右壳葉致候者ハ浅舞村又右衛門と申者二有之候、当八日

口書取り仕送申候、

一 右同人より桑崎村正兵衛と申者、先年泉沢村二而盜致候者之義、

御小人差引役より此度口書仕送候よし、右之者一郡払被仰付候

段申来候、

一 十四日、右当人肝煎同道催促、今日一郡払之義申渡候、

一 昨日より鯨岡四郎左衛門、西馬音内前郷村江罷越候、右は返上

米同処御備藏二而請取候付引移り申候、

一 十七日、朝四ツ頃より御足輕三人召連候而杉宮村江罷越候処、

四郎左衛門も西馬音内より御用明之よし二而同村へ被相越候、

右は今日十七日夜之市二而上三郡より集り正月用之品出候二

付、博奕等も有之候二付出張申候、

一 十八日、昼食なし二而杉宮村より四郎左衛門同様御役屋へ罷歸

り候、御足輕三人ハ西馬音内前郷村二今日市有之候二付、同処

三人共差遣申候、

一 廿一日四郎左衛門今日昼食、御役屋出足、岩崎御役屋江上納米

請取り二罷越、右御用明次第、直々帰館致候積二有之候、

一 廿三日、雄勝郡東西之村之妊婦、当五月より同十二月廿三日迄

之物纏左之通、

一 惣妊婦合千三百六拾老人

内五百八拾老人出生

内三百拾四人 男

同式百六拾七人 女

同式百五拾五人病死半産死体之分

残五百式拾五人未夕出産之届無之分

一 五拾四人願申立候付、御撫育御手当拝領之者

一 式百三拾四人 湯沢町并寄郷書出妊婦

内百拾七人出生

内五拾五人 男

同六拾式人 女

同三拾九人病死半産

残七拾八人未夕出産無之分

一 式百八拾四人 稲庭村并寄郷共之分

内百拾老人出生

内六拾六人 男

同四拾五人 女

同七拾老人死体半産共

残百貳人未夕出産之届無之

一 貳百五人 猿半内村并寄郷共之分

内六拾七人出生

内三拾四人 男

同三拾三人 女

同三拾四人病死半産共

残百四人未夕出産之届無之

一 貳百貳拾八人 横堀村并寄郷共之分

内百拾三人出生

内六拾四人 男

同四拾九人 女

同三拾六人病死半産共

残七拾九人未夕出産之届無之

一 百四拾五人 西馬音内前郷村并寄郷共之分

内五拾五人出生

内三拾三人 男

同貳拾貳人 女

同貳拾三人病死半産共

残六拾七人未夕出産之届無之分

一 百四拾四人 西馬音内堀回村并寄郷共之分

内六拾人出生

内三拾六人 男

同貳拾四人 女

同三拾四人病死半産共

残五拾人未夕出産之届無之分

一 百貳拾老人 山田村并寄郷共之分

内五拾八人出生

内貳拾六人 男

同三拾貳人 女

同拾八人病死半産共

残四拾五人未夕出産無之分

一 御撫育拝領被仰付候者左之通、

但シ定式御手当八錢貳貫文二米九斗宛老人二付拝領被仰付候、

一 湯沢町二而兵右衛門閏八月中当人店前捨子有之候処養育致候付、

錢五貫文拝領、治右衛門六月中当人女房出産致候処、

兼而極窮二付御撫育願申上候処、御伺不相濟候内肝煎手内

より一ト先米六斗差遣候処、其間出生之倅病死致候付右米

八肝煎江御備米より被返付候、七右衛門六月中仁右衛門十

二月中定式之通拝領、

一 金屋村久四郎五月中定式之通拝領、

一 柳田村長助十二月中定式之通拝領、

- 一 稻庭村平九郎・市右衛門・今助右三人十月中、長八十二月中、定式之通拝領、
- 一 三梨村孫左衛門、十月中定式之通拝領、
- 一 東福寺村喜左衛門、閏月中右同断、
- 一 三又村新右衛門、閏八月中右同断、
- 一 大門村久藏、閏八月中右同断、
- 一 飯田村作助、十月中右同断、
- 一 猿半内村八右衛門、十二月中右同断、
- 一 横堀村五助、十月中利左衛門、十二月中清七、十二月中定式之通拝領、
- 一 中村作兵衛、八月中定式之通拝領、
- 一 上院内村久助、十月中右同断、
- 一 寺沢村東右衛門女房、昨年出産之処出生之子供極窮ニ付養育相成兼候義願申上候付、五月中米六斗拝領、
- 一 高松村吉右衛門、十二月中定式之通拝領、
- 一 桑崎村喜左衛門・藤吉七月中右同断、
- 一 山田村茂左衛門閏八月中右同断、
- 一 貝沢村八之助十月中、八右衛門、十一月中定式之通拝領、
- 一 松岡村長助十一月中右同断、
- 一 西馬音内前郷村久治、閏八月中右同断、
- 一 大戸村喜左衛門、閏八月中右同断、
- 一 野中村幸左衛門・喜藏八月中右同断、同村重郎右衛門十月中定式之通拝領之処、出生之倅十二月中病死、
- 一 二条道村与之助、八月中定式之通拝領、
- 一 杉宮村助右衛門、九月中右同断、
- 一 大久保村仁左衛門・市助八月中、三平十二月中右同断、
- 一 上郡山村藤多郎、十一月中右同断、
- 一 高尾田村惣八八月中、万平十一月中右同断、
- 一 新町村甚助・忠助十月中、龍藏十二月中右同断、
- 一 糠塚村正助・多右衛門、十月中右同断、
- 一 西馬音内堀回村仁吉、八月中右同断、
- 一 飯沢村儀右衛門、十月中右同断、
- 一 輕井沢村伝七・半七・奎右衛門十月中、伊四郎十一月中、右同断、
- 一 扨体村甚之助十二月中右同断、
- 一 廿七日、豊田五右衛門より町送二而石塚源一郎殿御合鑑村々相渡候よふ申来、則回状を以御役屋へ催促申触候、
- 一 廿八日、右同人より町送を以下院内村吉藏・善藏右兩人先年御追放二而罷有候処、此度御領内徘徊御免并上院内村長百姓治左衛門一郡御追放之義申来候二付、則手紙を以右両村肝煎催促之趣申遣候、
- 一 廿九日、両院内村江御用状を以催促致候、
- 一 晦日、上院内村より肝煎名代長百姓罷越候処、治左衛門同道致候故、右治左衛門へ申渡候ハ、当秋中絹糸を他領出致候ものゝ

宿致候処、右絹糸取扱形甚以如何之取扱致候付一郡御追放被成
置候段申渡候、御足輕長藏差添御追放致候、
一 下院内村より肝煎名代長百姓御役屋罷越候故、其村吉藏・善藏
先年御追放被仰付候処、此度御領内徘徊御差免シニ相成候趣申
渡差遣候、

(了)

彙報

(平成二十五年一月現在)

一 展示

○企画展

「絵図にみる近世秋田」

・日程および観覧者数

前期 八月二十四日～九月二十三日

三十一日間 観覧者四九〇人

後期 十一月二十一日～十二月十六日

二五日間 観覧者二四〇〇人

計五六日間 ” 七三九〇人

一日平均 ” 一三二人

・展示内容

プロローグ (世界の絵図)

I 日本図・東国絵図

II 国絵図・領分絵図

III 城下絵図

IV 町絵図・村絵図

V 身近な絵図

エピローグ (絵図データベース)

(太田 研)

二 講座

○公文書館講座

本年度の「公文書館講座」は二コース制で以下のとおり実施した。

〈古文書解読コース〉

・入門編

はじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的として、三回連続の講座を実施した。

六月三十日・七月七日・七月十四日

(いずれも土曜日)

・初級編

古文書の基礎知識や解読の初歩を学んだ方を対象に、郷土秋田の歴史や文化に親しむことを目的として、三回連続の講座を実施した。

七月二十一日・七月二十八日・八月四日

(いずれも土曜日)

・上級編

これまで古文書を読んだことがある方、現在勉強されている方、及び地域で活動している方などを対象に、解読の知識や方法をより深めることを目的として実施した。

第一回 九月七日(金)

「御廻米船於他領破損一件」

(講師 嵯峨稔雄)

第二回 九月十四日(金)

「宝暦銀札発行の波紋」

(講師 加藤民夫)

第三回 九月二十一日(金)

「江戸後期秋田藩の藩政改革 下」

(講師 渡部紘一)

第四回 九月二十八日(金)

「久保田から江戸までの旅中日記(その二)」

(講師 菊地利雄)

〈アーカイブズコース〉

歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心がある方を対象に、当館の資料利用方法や、資料保存活動などについて理解を深めることを目的として実施した。

第一回 十一月二日(金)

「戦前の県水産試験場のクニマス養殖」

(講師 柴田知彰)

第二回 十一月九日(金)

「ついに完結！ 宇都宮孟綱日記」

(講師 佐藤 隆)

第三回 十一月十六日(金)

「公文書館って何だろう？」

(講師 松尾直樹)

第四回 十一月二十三日(金)

「絵図にみる近世秋田」

(講師 太田 研)

なお、二コースあわせて三四〇名の方に参加していただいた。来年度もより充実した講座を開講したい。

(鍋島 真)

○県政映画上映会

「懐かしき昭和三十年代の我が秋田」

第一回 平成二十四年八月二十六日(日)

来場者数 八七名

第二回 平成二十四年十一月三日(土)

来場者数 五八名

(会場・当館三階多目的ホール)

当上映会は、今年度で四年目を迎えた。

八月の上映会では直前まで開催されていたロンドンオリンピックにちなみ、「秋田とスポーツ」をテーマとした。厳しい残暑の中、午前午後合わせて八七名が来場した。アンケートの結果、能代市出身の体操選手、小野喬さんが登場する「小野選手晴れの郷土入り」が最も人気を集めた。

文化の日はたいへん肌寒くあいにくの空模様であったが、五八名の方々が各種産業から生活・文化まで多岐に渡る内容の映画を鑑賞した。この日は、海外移住、鉄道建設、集団就職、県庁舎建設などの話題に関心が集まったようだ。

「これからの秋田を考える上でとても勉強になった」「先人達の苦勞が現代にあると感じた」「秋田の昔を知ることが、秋田のこれからを考える上で重要だ」…。寄せられた多くの声を拝見すると、歴史資料を後世に伝える公文書館の責務について改めて再確認した次第である。

リピーターの割合は、昨年度八月が一九%、昨年度文化の日と今年度八月が三〇%、今年

度文化の日が二八%となっており、県政映画の普及行事として定着したと思われる。

来年度も県の記念日(八月二十九日)と文化の日に合わせて開催する予定である。

(木村 裕久)

○古文書相談日

平成二十一年度から開始した古文書相談日も、今年度で四年目に入った。計二一回の開催予定で一月時点では計一七回実施し、延べ一六名が相談に訪れた。内訳は秋田市内一〇名、県内二名、県外四名であり、今年度は県外利用者の増加が目立った。

最も多かった先祖調べに関わる相談では、自宅に伝来する古文書だけでなく、当館所蔵の関係資料を調べて読めなかつた部分の解説などもあつた。県外利用者や県外在住の親戚から頼まれた相談者もいた。相談日の趣旨が理解され、古文書を自分である程度解読した上で相談日を利用する方が増えたのも特徴である。

先祖調べの他には、自宅に所蔵する藩主が重臣に宛てた書状、また自分で調べた当館所蔵の御境目関係の資料について相談する事例があつた。さらに、秋田市内の方から先祖伝来の文書の保存について相談があり、相談への対応の中で当館への資料の寄贈につながつた事例もあつた。

三 研修・協議会

(柴田 知彰)

○第三十八回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(広島)大会

同大会は、十一月八日・九日の二日間、広島県民文化センター(鯉城会館)を会場に「地域社会とともに歩むアーカイブズー今なすべきことー」を大会テーマとして掲げ開催された。当館からは館長以下三名が出席した。

大会の主要な論点として三つ挙げられる。ひとつは、昨年度施行された公文書管理法への取組みである。大会テーマ研究会で条例制定した安芸高田市と熊本県の事例が、視察において広島県と広島市の事例が、取組み例として紹介された。各自自治体の規模や歴史に合わせた取組み手法は、同じ課題を抱える機関会員に大いに参考となった。

ふたつ目は、東日本大震災の被災文書救済にかかわる取組みである。個別会員で大きな成果を上げた事例が報告された一方、全史料協自身が取組んだ陸前高田市のレスキューは成果があげられなかつたとの報告がなされ、これを踏まえて種々の提言があつた。成功不成功両方の事例を十分に検証して今後の活動に活かすことが期待される。大きな教訓の一つとして、所蔵者との平時の繋がりがりや組織自体

の社会的認知度がなければ、いざ災害というときに何の役にも立てない、日頃の巡回調査が大事だということが挙げられる。

最後に組織自体の問題である。運営を機関会員中心とすることで組織強化を図るとした「個別具体化計画」に取組んできたが、最終年度の今年、機関会員の弱体化によってかつて組織も弱体化したとの検証報告がなされた。この問題は今後の課題として残された。参加者一人一人が全史料協の意義を考えさせられた大会であつたと感じる。

(松尾 直樹)

○平成二十四年度アーカイブズ研修Ⅰ

九月三日から七日までの五日間、国立公文書館主催で東京・八丁堀の会場にて開催された。

この研修は、公文書に携わる職員のうち主に初任者を対象としたものである。国や各都道府県、市町村や大学など、全国の様々な機関から七十名以上が参加した。

研修内容は、「記録管理とは何か」「アーカイブズとは何か」といった基本的概要の講義に始まり、公文書管理法等の説明や諸外国の公文書管理の紹介、電子公文書の保存方法や紙資料の保存修復に関する講義など、範囲は多岐にわたつた。諸外国の事例等は普段の仕事の中では得られないような情報であり、他

にも実務に生かせるような興味深い講義が多くあつた。各講義の質疑応答では多くの質問が寄せられ、関心の高さと同時に、それぞれが多くの課題を抱えている現状も垣間見えた。

また、研修ではそのほかにも課題別グループ討論が行われ、「公文書の評価・選別」をテーマとしたグループに参加した。先進的な機関もあれば、これから公文書館を立ち上げようというところもあり、抱える問題も三者三様である。しかし、様々な立場の受講者と意見交換を行うことで、現状と課題について共有しあうことができ、また自らの職務について振り返るよい機会となつた。

基本的な知識の習得はもちろんだが、受講者間の情報交換こそが、この研修の主眼なのではないかと思う。私自身、有益な経験だつたと実感しており、今後も、当館からの継続的な参加に期待したい。

(大山 由佳)

○平成二十四年度アーカイブズ研修Ⅱ

この研修は国立公文書館主催で、同館を会場にして国・地方公共団体の文書主管課及び公文書館等の職員のうち、アーカイブズ研修Ⅰを受講した者を対象に、平成二十五年一月二十二日から同二十四日まで三日間の日程で開催された。参加人員は四四名。研修内容は、

評価選別の考え方について、国立公文書館及び沖縄県等四県の事例報告とテーマ別に分かれてのグループ討論である。

国立公文書館の事例報告では、館へ移管するか廃棄するか決定のため、移管元と目録のやり取りをすることで館が保存・廃棄の選別の決定に関わっている現状、また、各県の報告からは原課を評価選別に関わらせる方向にあることが分かった。

本県が参加したグループ討論のテーマは、「直面している課題等について」である。討論においては、あるべき文書のライフサイクル全体を考えることにより、個々の課題の解決策が見えてくるとして議論を重ねていった。具体的には文書管理全体に共通する事項、現用・非現用文書の管理の三段階に分け、その中で文書主管課・職員個人・公文書館それぞれの役割を考え、あるべき文書のライフサイクルの行程表を作つた。行程表作成で重要視されたのは、文書管理全体に共通する事項で、文書の公開に向けて検索しやすしい目録の作成、保存期間満了後の措置を記載したファイル基準表の作成、公文書館の役割を文書管理規程にはつきりと位置づけること等であつた。現用文書の管理においては、最初から公開されることを念頭において文書を作成すること、非現用文書の管理においては、書庫スペースの狭隘化に対処するため、一度保存を

決めた文書でも再選別が許容されるべき等の議論がなされた。最終的にそれらを実行するため、公文書館の立場から主務課に対し、文書のレコードスケジュールの指導の働きかけを行っていく仕組み作りが必要であるとの結論に至った。

グループ討論では各参加者の置かれている状況の違いを踏まえつつ、共通して持つべき客観的基準を探り出すことができた。全体として本県の今後進むべき方向性を検討する上で収穫の多い研修であった。

(畑田 正樹)

○平成二十四年度アーカイブズ・カレッジ短期コース

十一月十三から十八日の六日間、国文学研究資料館主催で福井県文書館にて開催された短期コースに参加した。

講義内容は①アーカイブズ理念、②アーカイブズのマネージメント、③アーカイブズと地域、に大別されたように思う。

①に関わる講義では、世界及び日本のアーカイブズの歴史や理論、法制度などについて学び、資料の価値の多様さについて考えるところが多かった。②に関わる講義では、資料の階層構造のとらえ方や、実際に目録を編成していく過程についての講義が興味深かった。特に「利用なくして保存なし」という言

葉が印象的であった。また近年増加している電子データについては様々な問題があり、多様な媒体での保存が必要であると感じた。③に関わる講義では、様々な文書館・資料館のシステムを知ることができた。同時に利用者のためのサービスを提供できなければ、地域や行政にアーカイブズの価値を認識してもらえないという現状を強く感じた。

今回の研修に参加したことで、公文書館の業務の意義について認識を深めることができた。また、様々な形でアーカイブズと関わる受講者があり、情報を交換する中で問題意識を共有できたことも大きな収穫であった。

(鍋島 真)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

十一月二十一日、各市町村の公文書管理及び歴史資料の担当者を対象に開催した。

今年度は、青森県史の編さんに当たって実際に県内の歴史資料所在調査に携わられた青森県県民生活文化課県史編さんグループ主査の石塚雄士氏をお迎えし、「青森県の歴史資料所在調査について」というテーマで基調講演をいただいた。

当館が今回このテーマを選んだ背景には、本県の貴重な歴史資料を取り巻く厳しい現状認識がある。「秋田県史」編さんから五〇年が経過し、市町村合併も進んだことから、資

料所在情報が不明確になってきた。高齢化や代替わりによる個人所有資料の廃棄や散逸等で今後資料が失われる恐れがある。このような現状を踏まえ、歴史資料保存のべき方策を検討するために実態等を把握することが必要である。この認識を市町村と共有できるように歴史資料調査を最近実施している青森県の石塚氏にお願いしたものである。

講演は、調査の流れにそつた説明があり、また、石塚氏が長年の経験から感じた調査の課題について詳しく述べられた。詳細は、本号所収の講演録をご覧いただきたい。

講演後の情報交換では、秋田市から公文書管理条例制定について、大仙市から公文書館機能のシステム構築について、美郷町から学友館の施設紹介と史料収蔵環境について、それぞれ報告があった。

(松尾 直樹)

四 資料調査

○県外古文書所在調査

平成二十四年度の県外資料調査は次のとおり実施した。

①平成二十四年十月十五日～十七日

国文学研究資料館(東京都立川市)

「荒谷家文書」は秋田藩の鉾山経営に関わった南比内仁井田村・荒谷家の公私にわたる

約一二〇〇点の資料である。当館では藩政期
鉾山関係のまとまった資料がないことから、
複製本の作成を検討するために調査を実施し
た。件数が膨大であるため、重要と思われる
資料を中心に抽出し、状態を確認した。

調査の結果、保存状態は良好で、ほとんどの
資料がマイクログ撮影に支障はないことが確
認された。江戸期の資料は検地帳や藩に提出
した書状の控えなど、鉾山管理に関わる実務
的な内容である。明治期は土地・勸業・家計
に関わるものが多く、荒谷家の個人的な資料
が中心と思われる。絵図は「舗図」と呼ばれ
る資料が中心で、これは鉾道の長さ・深さや
出入口などを詳細に記録したものである。多
くの舗図が良好な状態で残っていることか
ら、鉾山運営上非常に重要な資料であったこ
とが伺える。複製本の作成については、今後
検討を重ねる必要がある。

②平成二十五年二月二十五日～二十八日

国立公文書館つくば分館(茨城県つくば市)
「平成十九年度森林管理局移管文書」(東
北森林管理局分)から「賀藤家文書」を除い
た江戸期秋田藩関係資料や、当館が所蔵して
いない「山林原野其他原由取調書」(鹿角郡
関係)を中心とした明治初期の資料など約二
九〇点の状態を確認した。

(鍋島 真)

○県内古文書所在調査

平成二十四年度の県内資料調査は左記のと
おり実施した。

①六月一日(金)美郷町教育委員会生涯学習
課歴史文化財班(美郷町学友館内)

②六月二十三日(土)北秋田市森吉コミュニ
ティーセンター

③十一月三十日(金)能代市教育委員会、能
代市市史編さん室

①では、学友館が美郷町で唯一の古文書等
を保存する公的機関であり、館蔵古文書等は
資料整理の最中であること等を確認した。ま
た、学友館の資料保存状況や苦労している点
などの話を聞いた。その他、企画展「佐竹義
重の生涯」のため貸し出された当館所蔵古文
書の展示状況も確認した。

②では、他県大学の研究会により文書群の
整理が進められているが、地元の文化財保護
連絡協議会員や歴史に興味を持つ方々が集ま
り、大学研究会員の指導のもと、学習会を兼
ね古文書整理作業を行っていた。

③では、二ツ井町史編さん時に収集した資
料がコピーされ保管されていることや、近世
古文書・明治期の行政文書などの原本の存在
を確認した。また能代市史編さんに関わる資
料はすでに目録化されており、個人所蔵資料
の調査も終了している。現在、寄託・寄贈の
受入は市史編さん室が担っている。

五 寄贈資料

「川口町万覚帳」三点

寄贈者(湊昭策氏)が自宅に伝来する
簿冊を直接来館して寄贈。
(平成二十五年一月二十九日付)

(柴田 知彰・太田 研)

六 文化財指定

○秋田市指定文化財

「渋江和光日記」員数 九十八冊

(平成二十四年三月一日指定)

七 当館刊行物

(刊行物については年度内のものを示す)

○『宇都宮孟綱日記』第八巻

元治二年正月～明治元年十二月

○『公文書館だより』第二十八号

○『古文書倶楽部』第四十七～五十二号

八 受贈刊行物

(平成二十四年一月から十二月までの分を
次ページ以下に示す)

〈 各公文書館からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
北海道立文書館	北海道立文書館所蔵資料目録 22 近世幕末期・明治前期画像図資料目録
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第43集 県内諸家寄託文書 (37)
茨城県立歴史館	茨城県史研究 第96号 茨城県立歴史館報 第39号 茨城県立歴史館史料叢書 15 常陸編年 茨城県立歴史館史料目録 56 常陸水戸徳川家中岡崎家文書目録 茨城県立歴史館運営要覧 平成24年度 茨城県立歴史館特別展 霞ヶ浦と太平洋のめぐみー塩づくりー
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第41集 高橋悦郎家文書/〔CD-ROM版〕 学校教材史料集 第8号 ー授業に使うとちぎの史料ー 栃木県立文書館研究紀要 第16号
群馬県立文書館	群馬県立文書館双文 第29号 群馬県立文書館収蔵文書目録 30 佐波郡境町東 福島英一家文書 利根郡新治村 新治村布施区有文書
埼玉県立文書館	埼玉県史料叢書 15 栗橋関所史料四 御関所日記書抜Ⅱ 御用留Ⅰ 埼玉県立文書館紀要 第25号 埼玉県立文書館収蔵文書目録 第51集 新井(宥)家文書目録(2)
千葉県文書館	平成24年度企画展 房総捕物帳 収蔵文書目録 第二十四集 東金市台方 有原家文書目録(上) 収蔵文書目録 第二十五集 東金市台方 有原家文書目録(下) 千葉県の文書館 第16号、第17号
東京都公文書館	東京市史稿 産業篇 第五十三 東京都行政資料集録 平成22年度 東京都公文書館年報 平成23年度
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成23年度 神奈川県歴史資料所在目録 第29集
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成23年度/第20号
富山県公文書館	富山県公文書館特別企画展示図録 平成23年度/特別企画展「越中の旅人たち～江戸時代の寺社参詣～」 富山県公文書館文書目録 歴史文書 二十七 富山県公文書館年報 (平成22年度)/第24号
福井県文書館	福井県文書館紀要 第9号 福井県文書館年報 平成23年度/第9号
長野県立歴史館	長野県立歴史館平成24年度春季企画展 長野県の満州移民ー三つの大日向をたどるー 長野県立歴史館収蔵文書目録 11 筑摩郡大池村大池家文書(5-23) 安曇郡左右村文書(5-26) 長野県立歴史館研究紀要 第18号
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第40号
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館紀要 第15号
鳥取県立公文書館	鳥取県立公文書館研究紀要 第7号
岡山県立記録資料館	岡山県立記録資料館紀要 第7号 岡山のアーカイブズ 1 ～記録資料館活動成果資料集～
広島県立文書館	広島県立文書館資料集 7 村上家乗 文久二年・三年
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第39号 山口県内市町村役場文書保存状況調査報告書
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 平成22年度/第14号、平成23年度/第15号 徳島県立文書館展示図録 第43回企画展「資料から見る徳島県立保育専門学院の歴史」
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第16号 収蔵文書目録 第14集 讃岐国三野群羽方村 森家文書目録
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成23年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第14号
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館古文書資料目録 平成23年度/17 福岡市公文書資料目録 平成23年度版/〔CD-ROM版〕 福岡市総合図書館研究紀要 第12号
小山市文書館	小山市文書館要覧 平成23年度/第4号
藤沢市文書館	藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録1、別巻 近侍者記録2 (続) 藤沢市史 本編1 都市化と市民の現代史 藤沢市史研究 第45号 藤沢市文書館紀要 第32号 藤沢地域の教育力を探る ー教育の歴史を通してー
広島市公文書館	広島市公文書館紀要 第25号
寒川文書館	寒川文書館年報 平成23年度/第5号 寒川町史研究 第24号 寒川町史調査報告書 18 ー寒川町長の所信表明と施政方針(1)ー

発行機関	資料名
松本市文書館	松本市文書館紀要 松本市史研究 第22号
尼崎市立地域研究史料館	尼崎市立地域研究史料館紀要 地域史研究 第112号
天草市立天草アーカイブズ	天草市立天草アーカイブズ年報 平成23年度/第9号

〈 県内市町村史関連図書 〉

発行機関	資料名
秋田市	秋田市歴史叢書 6 米沢町丁代文書1
	秋田市遺跡確認調査報告書 平成23年度
	黒澤家日記解読資料集 天保八年 (十三) 黒澤家日記
	秋田市の図書館要覧 2012
	秋田市少年指導センターの概要 平成24年度
	秋田市勤労青少年ホームの概要 平成23年度、平成24年度
横手市	雄和図書館子ども読書活動推進事業報告書
	横手市史(普及版) 横手の歴史
大館市	横手市増田町伝統的建造物群保存対策調査報告書 増田
	大館市文化財調査報告書 第5集 大館野遺跡発掘調査報告書
男鹿市	大館市文化財 第一八集 『半島新報』(昭和七年刊行分) 復刻版Ⅲ
鹿角市	秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書 一 下内野Ⅲ遺跡・折戸遺跡・野中平Ⅲ遺跡
	一 尾去沢地区分布調査一
潟上市	上津野 No.37
	潟上市総合発展計画(後期基本計画) 生き生き かたがみ の夢づくり 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市
	2012 潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画(第5期)
八峰町	八峰町の古文書 内荒巻村文書 小手萩村文書
五城目町	五城目町総合発展計画

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
宮内庁	書陵部紀要 第63号、第63号〔陵墓篇〕
防衛省	戦史研究年報 第15号
	戦争史研究国際フォーラム報告書 総力戦としての太平洋戦争
外務省	外交史料館報 第25号
財務省	平成22年度特別展示 酒税が国を支えた時代
国会	国立国会図書館月報 平成23年11月号/No.608～平成24年10月号/No.619
国立公文書館	北の丸 国立公文書館報 第44号
	アーカイブズ 第46～48号
	平成23年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集
国立公文書館アジア歴史資料センター	デジタル・アーカイブの先端をめざしてーアジア歴史資料センターの10年ー
その他	歴博 第165号 特集 観天望気
	歴博 第166号 特集 錦絵と版木
	歴博 第167号 特集 東アジアの都城
	歴博 第168号 特集 瀬戸内海一旅に生きる人々
	歴博 第169号 特集 戦争そして高度成長ー共同研究 20世紀に関する総合的研究ー
	歴博 第170号 特集 怪異・妖怪文化
	歴博 第171号 特集 都市「江戸」の表象
	歴博 第172号 特集 歴史・民俗にみる「老人」たち
	歴博 第173号 特集 共同研究 歴史表象の形成と消費文化
	歴博 第174号 特集 染織コレクションの形成
	歴博 第175号 特集 沖縄 自然・開発・イメージ
	国立歴史民俗博物館要覧 平成24年度/2012年度
	国立歴史民俗博物館資料目録 6 平田篤胤関係資料目録
	国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第8号、文学研究篇 第38号
	国文学研究資料館史料目録 第94集 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録(その4)
	国文学研究資料館史料目録 第95集 近現代文書目録(その1) 鈴木荘六文書
	手島兵次郎文書 山口重次文書 赤井春海文書 熊田保文書
	国文学研究資料館人間文化研究機構連携展示 都市を描くー京都と江戸ー
	独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所蔵筆写稿本(漁業制度資料)の概要 平成23年11月

〈 県外自治体史 〉

発行機関	資料名
北海道	札幌市文化資料室研究紀要 公文書館への道 (第4号)
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第18号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 平成23年度
青森県	仙台藩白老元陣屋資料館報 第17号
	青森県史叢書 平成23年度/近現代の美術家
	青森県史 資料編 中世3 北奥関係資料
	平成23年度特別企画展 近衛家陽明文庫名宝展実施報告書
	津軽鯨ヶ沢 丸二塩屋文書目録
岩手県	新編八戸市史 近現代資料編 都市計画、近現代資料編 戦争
	岩手県立博物館研究報告 第29号
	岩手県立博物館収蔵資料目録 第24集 生物VI 岩手の蝶2
	岩手県立博物館調査研究報告書 第28冊 森口多里が遺した昭和の記録1 ～館蔵森口多里写真コレクションから～
	岩手県立博物館調査研究報告書 第29冊 総説「日本のクマゲラ」
	岩手県立博物館年報 平成23年度
	岩手県立博物館第63回企画展 土偶まんだら
宮城県	もりおか歴史文化館常設展示ガイド
	東北歴史博物館研究紀要 13
	東北歴史博物館年報 平成23年度
	東北歴史博物館東日本大震災復興祈念特別展 神々への祈りー神の若がえりとこのころの再生
	東北歴史博物館特別展 家族でおでかけ～夏休みのおもいで～
埼玉県	東北歴史博物館特別展 みちのく鬼めぐり
	さいたま市新聞記事目録 平成22年版
	行田市郷土博物館報 第16号
	行田市郷土博物館展示図録 平成22年度/第21回テーマ展「忍藩主松平家と東照宮～」
	行田市郷土博物館企画展示図録 平成22年度/第24回企画展「天変地異ー災害の日本史ー」
	行田市郷土博物館企画展示図録 平成23年度/第25回企画展「兜～武将のシンボル～」
千葉県	佐倉市史研究 第25号
	松戸市立博物館紀要 第19号
	松戸市立博物館年報 平成23年度/第19号
東京都	品川歴史館紀要 第27号
	豊島区立郷土資料館研究紀要 第21号 生活と文化
	荒川区文化財保護条例30周年記念 平成24年度荒川ふるさと文化館企画展 再発見!あらかわの匠の仕事ー伝統工芸品展ー
	東京都江戸東京博物館紀要 第2号
	東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主
	東京都江戸東京博物館調査報告書 第26集 喜多川周之コレクション 第2集
	東京都江戸東京博物館資料目録 館蔵地図目録2 明治の地図
	東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 万徳旅館復元工事報告書
	東京都江戸東京博物館分館 江戸東京たてもの園 大和屋本店(乾物屋)復元工事報告書
	自由民権 25
	民権ブックス 25 村野常右衛門とその時代
	八王子市史研究 第2号/2012年3月
	八王子市史叢書 1 村明細帳集成
	新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗
	新八王子市史 資料編5 近現代1
歴史民俗研究 第9輯 一櫻井賞受賞論集一	
神奈川県	金澤文庫研究 第327号、第328号
	新横須賀市史 通史編 自然・原始・古代・中世
	横須賀市史資料所在目録 第6集 一橋本憲和家文書(旧東浦賀村) 一
	横浜開港資料館紀要 第30号
	横浜開港資料館 横浜の海 七面相
	横浜市史資料室紀要 第2号
	横浜市史資料室報告書 横浜の文化人と戦後復興
石川県	石川県史資料 近世篇 (12) 諸土系譜 (五)
	松代 2011年/〈付・年報〉 第25号
長野県	真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 一服飾一
	文人大名 真田幸弘とその時代
	松代 2011年/〈付・年報〉 第25号
	こども 松代みて歩き 武士の住まい 一旧横田家住宅・旧前島家住宅・旧樋口家住宅・山寺常山邸・旧白井家表門一

発行機関	資料名
静岡県	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書四 - 古文書(三) -
	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書五 - 古文書(四) -
	静岡県文化財調査報告書 第63集 江川文庫古文書史料調査報告書六 - 古文書(五) -
	静岡県文化財調査報告書 第64集 江川文庫古文書史料調査報告書七 - 古写真・染織 -
三重県	三重県史資料調査報告書 25 伊勢市史資料調査報告書 三重県伊勢市朝熊町有文書調査報告書 上巻、下巻
	お雑煮プロジェクト～新博ティーンズプロジェクトPARTⅢ～成果報告書
	三重県資料叢書 5 藤堂高虎関係資料集補遺
滋賀県	新修彦根市史 第11巻 民俗編
大阪府	大阪の歴史 第77号
	新修大阪市史 史料編 第7巻 近世Ⅱ政治2
岡山県	倉敷の歴史 第22号
広島県	アーカイブスふくやま 第3号
	東京阿部家資料 工芸編
山口県	山口県史研究 第20号
	山口県史 史料編 近世6、史料編 幕末維新5
福岡県	柳川の歴史 4 近世大名 立花家
	柳川歴史資料集成 第6集 柳川の民俗概観Ⅱ
	柳川市史 史料編Ⅴ 近世文書(前編)、近世文書(後編)
佐賀県	小城歴史読本
大分県	大分県立先哲史料館収蔵史料目録 6
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十三)
	宮崎県文化講座研究紀要 平成23年度/第三十八輯

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第30号 - 伊藤定良教授退任記念号 -
秋田県立大学システム科学技術学部	公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 (平成23年度) / 第5号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2011/第16号
秋田大学企画広報課	秋田大学概要 平成24年度
秋田大学史学会	秋大史学 第58号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館紀要 第13号
	大阪商業大学商業史博物館資料集成 第1集 明治三十六年三月一日改 電話番号簿
学習院大学史学会	学習院史学 第50号
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻	学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 2012 G C A S Report Vol.1
神奈川大学日本常民文化研究所	民具マンスリー 第44巻7~12号、第45巻1~6号
	神奈川大学日本常民文化研究所アチック写真 vol.6
	神奈川大学日本常民文化研究所所蔵資料目録 中村半二郎家文書目録 陸奥国閉伊郡岩泉村(岩手県閉伊郡岩泉町)
	神奈川大学日本常民文化研究所所蔵資料目録 永長栄三郎家文書目録 常陸国河内郡古渡村(茨城県稲敷市古渡)
	神奈川大学日本常民文化研究所論集 28 歴史と民俗 28
神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	歴史民俗資料学研究 第17号
川村学園女子大学図書委員会	川村学園女子大学研究紀要 第23巻第2号
関西大学史学・地理学会	史泉 第115号、第116号
九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第55号
九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻	レコードマネジメント・シンポジウム報告書 レコードマネジメントが組織と社会を変える
京都大学大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要 第10号
	京都大学大学文書館企画展 屏風に名を残した教員たち
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第7号
熊本史学会	熊本史学 第95・96合併号
慶應義塾福沢研究センター	近代日本研究 第28巻
高知海南史学会	海南史学 第50号
神戸女子大学史学会	神女大史学 第28号
国史学会	国史学 第205~208号
国士舘大学日本史学会	国士舘史学 第16号
佐賀大学地域学歴史文化研究センター	佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第6号

発行機関	資料名
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第45号
駿台史学会	駿台史学 第144～146号
専修大学大学史資料課	専修大学史紀要 第4号
専修大学歴史学会	専修史学 第51号、第52号
創価大学人文学会	創価大学人文論集 第24号
高崎経済大学経済学会	高崎経済大学論集 第54巻第3号 高橋章教授退職記念号、第54巻第4号 加藤一郎教授退職記念号、第55巻第1号
高崎経済大学地域政策学会	地域政策研究 第14巻第4号、第15巻第1号
千葉大学文学部史学科	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第四集（現京都府舞鶴市上安久） 丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 第五集（現京都府舞鶴市上安久） 愛媛県宇和島市三浦公民館文書目録 第1集（大内自治会文書・西三浦公民館文書） 愛媛県宇和島市三浦公民館文書目録 第2集（西三浦公民館文書・三浦公民館西分館文書）（川井又一郎氏収集文書）（三浦田中家文書補遺）
千葉大学大学院人文社会科学研究所	人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 第240集 記録史料に関する総合的研究Ⅶ 記録史料と日本近世社会Ⅵ
中央大学史料委員会専門委員会	中央大学史紀要 第17号
中央大学入学センター事務部大学史編纂課	中央大学資料集 第24集
中央史学会	中央史学 第35号
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所報 (2010年度)/第46号、(2011年度)/第47号 東京大学史料編纂所研究紀要 第21号、第22号
東北学院大学東北文化研究所	東北学院大学東北文化研究所要覧 2010 東北学院大学東北文化研究所紀要 第43号
東北芸術工科大学東北文化研究センター	平成23年度文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業「東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態の総合研究」[弘前藩庁御国日記]狩猟関係史料集 第三巻/平成24年3月
東北大学学術資源研究公開センター史料館	東北大学史料館紀要 第7号
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第52号
東北大学大学院文学研究科東北文化研究室	東北文化研究室紀要 2011年度/通巻第53集 東北文化資料叢書 第六集 史学史・民俗学史料 東北中世史の開拓者 大島正隆資料集
東北大学東北アジア研究センター	東北アジア研究センター報告 第3号 歴史遺産を未来へ
南山学園	南山学園史料集 7 イルサ・フォン ライスナー作品集
南山大学史料室	アルケイア 一記録・情報・歴史一 第6号
日本近代史研究会	近代史料研究 2011/第11号
日本大学史学会	史叢 第81号、第86号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 井上裕正教授退職記念号 第57号
奈良女子大学日本史の方法研究会	日本史の方法 第9号 福島第1原発事故誤報報道資料集 「戦後日本における原子力開発の歴史に関する政治史的研究」研究成果報告書
鳴門史学会	鳴門史学 第25集
ノースアジア大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第10号
ノースアジア大学総合研究センター教養・文化研究所	教養・文化論集 第7巻第1号（通巻第12号）
一橋大学大学院社会学研究科若尾政希研究室	書物・出版と社会変容 第11号/2011年、第12号/2012年
弘前大学国史研究会	国史研究 第132号、第133号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第5号
広島史学研究会	史学研究 第274号、第276号、第277号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第14号 平成23年度 中国・四国地区国立大学法人等公文書管理研修報告書
鷹陵史学会	鷹陵史学 第38号
佛教大学附属図書館	京都本能寺町 前川五郎左衛門家文書目録 第4巻 開学百周年記念 佛教大学附属図書館所蔵 貴重古典籍目録
法政大学史学会	法政史学 第77号、第78号
聖園学園短期大学	聖園学園短期大学研究紀要 第42号
三田史学会	史学 第80巻第4号、第81巻第1・2号、第81巻第3号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第43巻第2号、第43巻第3・4号
武蔵野美術大学大学史史料室	武蔵野美術大学年報 2008-2010
明治大学史資料センター	大学史紀要 第16号 木村礎研究Ⅰ 大学史資料センター報告 第34集 大学史活動
山形大学歴史・地理・人類学研究学会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第13号
米沢史学会	米沢史学 第28号
立正大学史学会	立正史学 第110号、第111号 窪添慶文教授退職記念号

発行機関	資料名
歴史人類学会	史境 第62～64号
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要 第32号 みる・きく・たのしむ和歌祭
早稲田大学史学会	史観 第167册
全国大学史資料協議会	研究叢書 第13号 災害とアーカイブズ -2011年度全国研究会の記録・於皇學館大学-

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

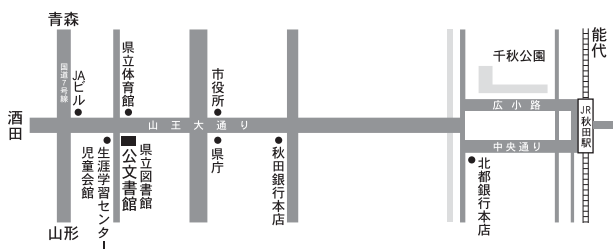
発行機関	資料名
総務部	秋田県税務統計書 平成22年度/No.59
企画振興部	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成22年/一賃金・労働時間・雇用の動き－ 秋田県勢要覧 平成24年版/Ⅰ県勢編、Ⅱ市町村勢編、Ⅲ都道府県勢編 秋田県の工業 ー平成22年工業統計調査結果ー
健康福祉部	国民健康保険事業状況 平成22年度 秋田県健康福祉部医務薬事課業務概要 平成24年度 秋田県立医療療育センター業務概要 平成23年度 国民健康保険疾病統計 平成23年5月診療分 健康づくりに関する調査報告書
生活環境部	平成23年度年次報告 あぎたの男女共同参画 環境白書 平成23年版/（本編）、（資料編）、概要版
農林水産部	稲作指導指針 平成24年3月 大豆指導指針 平成24年3月 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成23年度 秋田県農林水産業関係施策の概要 平成24年度 秋田県農林水産技術センター畜産試験場研究報告 第25号/平成23年3月、第26号/ 平成24年3月
産業労働部	秋田県産業技術センター業務年報 2011
地域振興局	秋田地域振興局 キラメキ!あぎた美人 「秋田県中央地域」動画集〔DVD〕 日本語版、英語版 仙北地域振興局普及年報 平成23年度 鹿角地域振興局普及年報 平成23年度
図書館	秋田県立図書館要覧 平成24年度
近代美術館	秋田美術 第48号
博物館	秋田県立博物館年報 平成24年
埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第473集 家ノ裏遺跡ー一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴー 秋田県文化財調査報告書 第474集 白館跡ー一般国道13号院内道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ー 秋田県文化財調査報告書 第475集 遺跡詳細分布調査報告書 秋田県文化財調査報告書 第476集 払田柵跡調査事務所年報2011 払田柵跡ー第142次・第143次調査 関連遺跡の調査概要ー 秋田県文化財調査報告書 第477集 秋田県重要遺跡調査報告書Ⅲー高野遺跡ー 秋田県文化財調査報告書 第479集 六日市遺跡ー一般国道7号象潟仁賀保道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱー 秋田県文化財調査報告書 第480集 横枕遺跡ー一般国道7号象潟仁賀保道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲー 秋田県文化財調査報告書 第481集 阿部館遺跡ー一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵー 秋田県文化財調査報告書 第482集 北橋岡中野遺跡ー一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳー 秋田県文化財調査報告書 第483集 ハケノ下遺跡ー一般国道7号鷹巣大館道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳー 秋田県埋蔵文化財センター三十年小史 平成24年（2012）3月 秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第26号 秋田県埋蔵文化財センター年報 平成23年度/30
その他	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成23年度 秋田県立大館高等学校研修集録 平成23年度/第18号 秋田県立花輪高等学校研究紀要 平成23年度/第17号
議会事務局	秋田県議会史 第六巻 秋田県議会九月定例会会議録（写） 平成23年 平成二十四年秋田県議会第一回定例会 会議録（写）

開 館 時 間

- 平日(4月～10月)・・・午前10時～午後6時(暫定)
(11月～3月)・・・午前10時～午後6時(＼)
- 土曜・日曜日・祝日・・・午前10時～午後6時

休 館 日

- 毎月1回(平日の初日(12月、1月を除く))
- 年末年始(12月28日～1月3日)
- 特別整理期間



秋田県公文書館研究紀要 第十九号

平成二十五年三月十九日発行

編集
発行
秋田県公文書館

〒01010952

秋田市山王新町一四一三一

電話 〇一八(八六六) 八三〇一

(題字 寿松木 毅)

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり二〇〇円です